

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月28日

【事業年度】 第19期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

【会社名】 株式会社ジャパンディスプレイ

【英訳名】 Japan Display Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役会長 CEO スコット キャロン

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋三丁目7番1号

【電話番号】 03 - 6732 - 8100(大代表)

【事務連絡者氏名】 代表執行役 CFO 大河内 聡人

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋三丁目7番1号

【電話番号】 03 - 6732 - 8100(大代表)

【事務連絡者氏名】 代表執行役 CFO 大河内 聡人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2017年 3月	2018年 3月	2019年 3月	2020年 3月	2021年 3月
売上高 (百万円)	883,045	718,991	636,661	504,022	341,694
経常損失() (百万円)	15,476	86,312	40,564	57,854	32,656
親会社株主に帰属する 当期純損失() (百万円)	35,503	239,656	106,585	101,417	42,696
包括利益 (百万円)	40,188	236,972	107,181	99,886	35,923
純資産額 (百万円)	310,502	73,039	862	53,363	41,829
総資産額 (百万円)	900,006	604,923	538,502	389,746	224,998
1株当たり純資産額 (円)	512.59	118.60	1.37	43.91	42.70
1株当たり当期純損失 金額() (円)	59.03	398.49	128.41	116.56	17.93
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	34.3	11.8	0.2	13.1	17.6
自己資本利益率 (%)	10.8	126.3	303.8	406.1	94.2
株価収益率 (倍)	4.40	0.48	0.54	0.42	2.68
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	110,652	128	6,604	87,111	23,121
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	141,240	52,185	36,614	28,069	9,145
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	55,663	51,261	30,968	57,682	20,230
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	82,247	80,866	68,988	66,380	55,347
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (人)	13,173 (7,754)	11,542 (6,683)	10,085 (5,806)	8,815 (2,986)	8,443 (3,118)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第15期における親会社株主に帰属する当期純損失の主な要因は、為替差損の計上、繰延税金資産の取り崩しによるものです。
3. 第16期における親会社株主に帰属する当期純損失の主な要因は、事業構造改善費用の計上によるものです。
4. 第17期における親会社株主に帰属する当期純損失の主な要因は、減損損失の計上によるものです。
5. 第18期における親会社株主に帰属する当期純損失の主な要因は、事業構造改善費用の計上によるものです。
6. 第19期における親会社株主に帰属する当期純損失の主な要因は、減損損失の計上によるものです。
7. 第15期、第16期、第17期、第18期及び第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
9. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第17期の期首から適用しており、第16期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
10. 第19期より、固定資産売却益の表示方法を営業外収益から特別利益へ変更し、第15期、第16期、第17期及び第18期の関連する主要な経営指標等について、表示方法の変更の内容を反映させた組替え後の数値を記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2017年 3月	2018年 3月	2019年 3月	2020年 3月	2021年 3月
売上高 (百万円)	851,769	698,275	633,893	481,316	331,174
経常損失() (百万円)	21,189	90,763	42,631	56,371	36,778
当期純損失() (百万円)	37,388	221,113	119,586	114,965	33,040
資本金 (百万円)	96,863	96,863	114,362	190,562	202,757
発行済株式総数 (株)					
普通株式	601,411,900	601,411,900	846,165,800	846,165,800	846,165,800
A種優先株式				1,020,000,000	1,020,000,000
B種優先株式				672,000,000	672,000,000
D種優先株式					500
E種優先株式					1,939
純資産額 (百万円)	276,988	55,919	28,662	8,761	112
総資産額 (百万円)	884,521	591,873	516,395	360,392	205,820
1株当たり純資産額 (円)	460.49	92.90	33.94	62.28	54.97
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純損失金額() (円)	62.17	367.66	144.07	132.13	13.87
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	31.3	9.4	5.6	2.4	0.0
自己資本利益率 (%)	12.6	132.9	880.7	-	751.6
株価収益率 (倍)	4.18	0.52	0.48	0.37	3.46
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	5,051	4,782	4,403	3,023	2,967
(外、平均臨時雇用者数)	(401)	(452)	(376)	(380)	(393)
株主総利回り (%)	118.2%	87.7%	31.4%	22.3%	21.8%
(比較指標：配当込みTOPIX)	114.7%	132.9%	126.2%	114.2%	162.3%
最高株価 (円)	398	290	189	93	66
最低株価 (円)	138	174	50	38	41

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第15期における当期純損失の主な要因は、為替差損の計上、繰延税金資産の取り崩しによるものです。

3. 第16期における当期純損失の主な要因は、事業構造改善費用の計上によるものです。

4. 第17期における当期純損失の主な要因は、減損損失の計上によるものです。

5. 第18期における当期純損失の主な要因は、事業構造改善費用の計上によるものです。

6. 第19期における当期純損失の主な要因は、事業構造改善費用及び減損損失の計上によるものです。

7. 第15期、第16期、第17期、第18期及び第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

8. 第18期における自己資本利益率については、期首及び期末の自己資本の合計がマイナスのため記載しておりません。

9. 配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

10. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

11. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

12. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第17期の期首から適用しており、第16期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

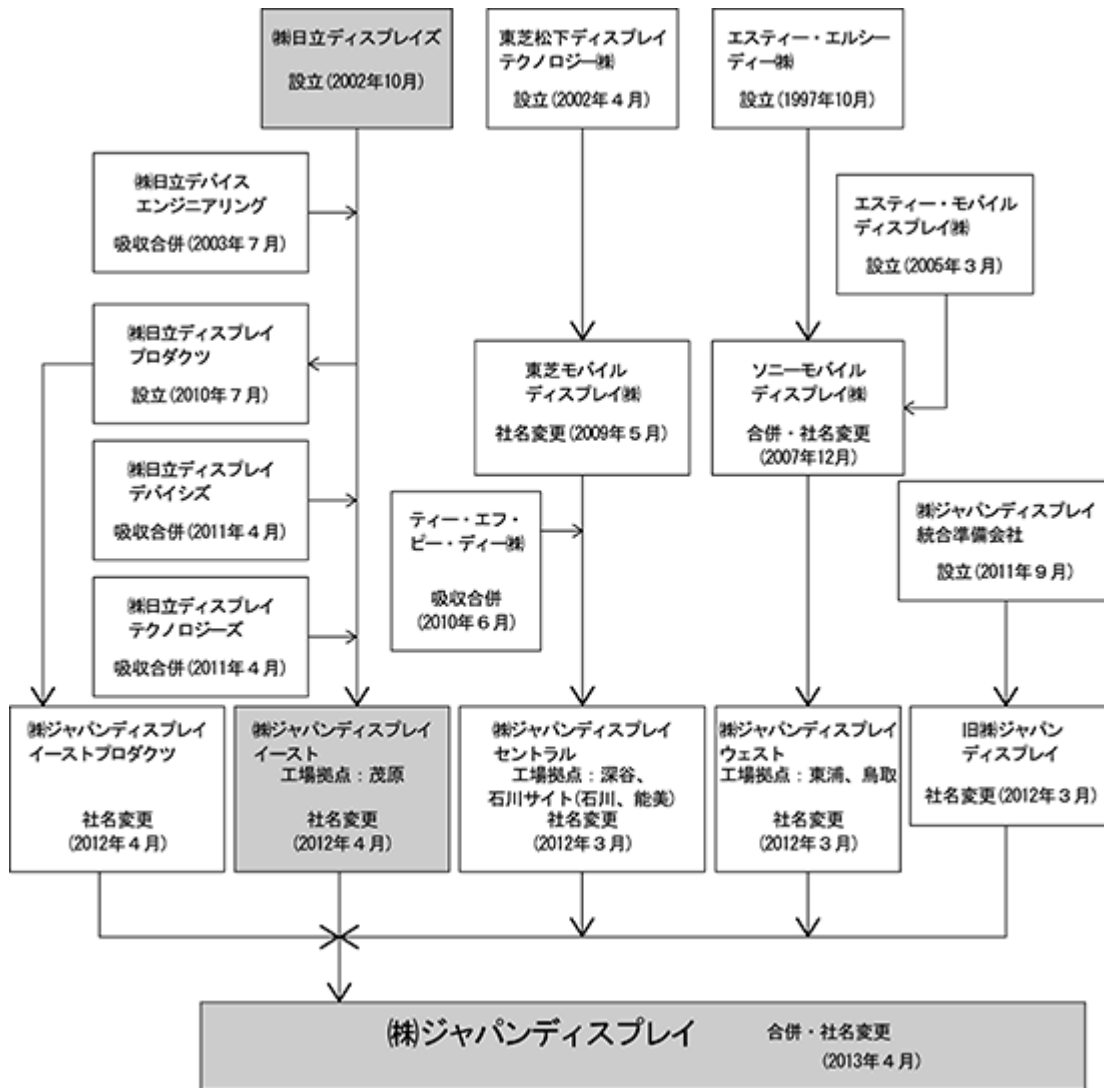
13. 第19期より、固定資産売却益の表示方法を営業外収益から特別利益へ変更し、第15期、第16期、第17期及び第18期の関連する主要な経営指標等について、表示方法の変更の内容を反映させた組替え後の数値を記載しております。

2 【沿革】

年月	概要
2002年10月	東京都千代田区神田練堀町に中小型液晶ディスプレイ製造及び関連製品の開発、設計、製造及び販売を事業目的とする(株)日立ディスプレイズ(資本金100億円)を設立。 (株)日立製作所より、日立顯示器件(蘇州)有限公司、深圳日立賽格顯示器有限公司、及び高雄日立電子股份有限公司を取得し子会社化。
2003年7月	(株)日立デバイスエンジニアリングを吸収合併し、(株)日立ディスプレイデバイスと(株)日立ディスプレイテクノロジーズへ会社分割。
2008年3月	(株)日立製作所100%出資から、(株)日立製作所50.2%、キヤノン(株)24.9%、松下電器産業(株)(現パナソニック(株))24.9%出資に変更。
2010年6月	(株)日立製作所がパナソニック(株)が保有する(株)日立ディスプレイズの全株式を譲受。
2010年7月	千葉県茂原市に(株)日立ディスプレイプロダクツを設立。
2011年4月	(株)日立ディスプレイデバイス及び(株)日立ディスプレイテクノロジーズを吸収合併。
2011年9月	東京都千代田区丸の内の中に中小型ディスプレイデバイス及び関連製品の開発、設計、製造及び販売を事業目的とした(株)ジャパンディスプレイ統合準備会社が発足。
2011年11月	(株)産業革新機構、(株)日立製作所、(株)東芝、ソニー(株)の4社が(株)日立ディスプレイズ、東芝モバイルディスプレイ(株)、ソニーモバイルディスプレイ(株)の統合契約を締結。
2012年2月	(株)ジャパンディスプレイ統合準備会社が海外販売子会社4社(JDI Display America, Inc.、JDI Europe GmbH、JDI Taiwan Inc.、JDI Korea Inc.)を設立。
2012年3月	(株)ジャパンディスプレイ統合準備会社が海外販売子会社2社(JDI China Inc.、JDI Hong Kong Limited)を設立。 (株)ジャパンディスプレイ統合準備会社が社名を(株)ジャパンディスプレイ(旧(株)ジャパンディスプレイ)に変更。 (株)日立製作所がキヤノン(株)が保有する(株)日立ディスプレイズの全株式を譲受。 旧(株)ジャパンディスプレイが(株)日立ディスプレイズの全株式を取得。 日立顯示器件(蘇州)有限公司がSuzhou JDI Devices Inc.へ社名変更。 深圳日立賽格顯示器有限公司がShenzhen JDI Inc.へ社名変更。 高雄日立電子股份有限公司がKaohsiung Opto-Electronics Inc.へ社名変更し、KOE Europe Ltd.、KOE Asia Pte. Ltd.、KOE Americas, Inc.を設立。 旧(株)ジャパンディスプレイがソニー(株)、(株)東芝、(株)日立製作所よりそれぞれソニーモバイルディスプレイ(株)、東芝モバイルディスプレイ(株)、(株)日立ディスプレイズの全株式を取得。
2012年4月	(株)日立ディスプレイズが(株)ジャパンディスプレイイーストへ社名変更。 (株)日立ディスプレイプロダクツが(株)ジャパンディスプレイイーストプロダクツへ社名変更。
2012年7月	(株)ジャパンディスプレイイーストが索尼(中国)有限公司より、索尼移動顯示器(蘇州)有限公司を取得し子会社化。
2012年8月	索尼移動顯示器(蘇州)有限公司がSuzhou JDI Electronics Inc.へ社名変更。
2013年1月	(株)ジャパンディスプレイイーストを存続会社とし、同社の親会社である旧(株)ジャパンディスプレイ、旧(株)ジャパンディスプレイの子会社である(株)ジャパンディスプレイセントラル、(株)ジャパンディスプレイウェスト、及び(株)ジャパンディスプレイイーストの子会社である(株)ジャパンディスプレイイーストプロダクツを吸収合併する合併契約を締結。
2013年4月	上記合併を実施し、(株)ジャパンディスプレイイーストは(株)ジャパンディスプレイへ社名変更。本社を東京都港区へ移転。
2013年6月	ナノックス(株)より、Nanox Philippines Inc.の株式の81%を取得。 茂原工場において第6世代LTPS液晶ラインでの量産開始。
2014年3月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場。

年月	概要
2016年12月	白山工場において第6世代LTPS液晶ラインでの量産開始。
2018年3月	Shenzhen JDI Inc.の全株式を譲渡。
2018年5月	Suzhou JDI Devices Inc.の全株式を譲渡。
2018年6月	能美工場に係る資産等を譲渡。
2020年3月	Ichigo Trust (以下「いちごトラスト」といいます。)に対する第三者割当によるエクイティ・ファイナンスを実施。いちごトラストが筆頭株主となる。
2020年8月	いちごトラストに対する第三者割当による追加エクイティ・ファイナンスを実施。
2020年10月	白山工場に係る資産を譲渡。

以下は、2013年4月に合併するまでの当社の沿革図であります。



株式会社ジャパンディスプレイウェストは2010年4月にエプソンイメージンデバイス株式会社から、中小型TFT液晶ディスプレイ事業資産の一部を譲り受けました。

3 【事業の内容】

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社、海外製造子会社3社、海外販売子会社等7社で構成されており、主な事業内容は、中小型ディスプレイ及び関連製品の開発、設計、製造及び販売事業です。

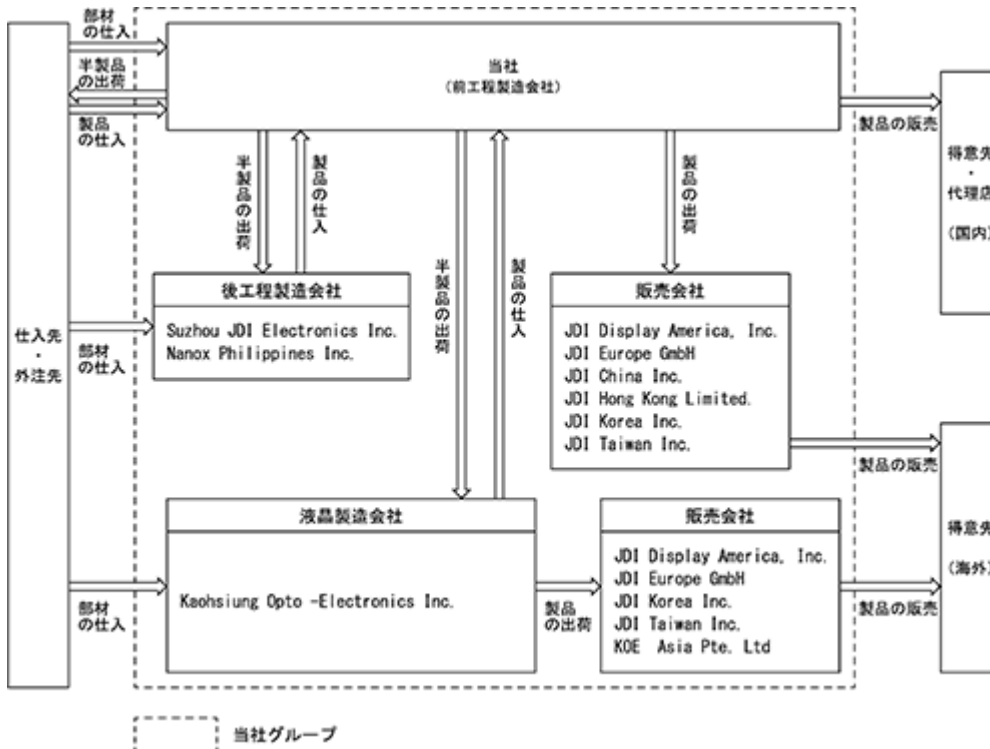
ディスプレイは、電子機器の出力装置として文字、写真、動画等の画像を表示する電子部品です。当社グループの手掛ける中小型ディスプレイは、主としてスマートフォン、タブレット端末、車載用機器、医療機器、ウェアラブル機器、デジタルカメラ、ハイエンドノートPC等に搭載されています。

なお、当社グループの事業は、中小型ディスプレイ事業の単一セグメントであるため、事業別セグメント情報の記載を省略しています。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

(2021年3月31日時点)



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	関係内容
(連結子会社) JDI Display America, Inc. (注) 2	米国 カリフォルニア州	200 千USD	中小型ディスプレイの販売	100.0	当社グループが製造した中小型ディスプレイの販売を行っている。 役員の兼任1名
JDI Europe GmbH (注) 2 . 4	ドイツ ミュンヘン市	5,000 千EUR	中小型ディスプレイの販売	100.0	当社グループが製造した中小型ディスプレイの販売を行っている。 役員の兼任1名
JDI Korea Inc. (注) 2	韓国 ソウル市	600 百万KRW	中小型ディスプレイの販売	100.0	当社グループが製造した中小型ディスプレイの販売を行っている。 役員の兼任1名
JDI China Inc. (注) 2	中国 上海市	2,500 千USD	中小型ディスプレイの販売	100.0	当社グループが製造した中小型ディスプレイの販売を行っている。 役員の兼任1名
JDI Hong Kong Limited. (注) 2 . 4	香港	1,500 千HKD	中小型ディスプレイの販売	100.0	当社グループが製造した中小型ディスプレイの販売を行っている。 役員の兼任1名
Suzhou JDI Electronics Inc. (注) 2	中国 蘇州市	1,043 百万元	TFT 液晶モジュールの後工程製造	100.0	後工程の製造委託 役員の兼任1名
Kaohsiung Opto-Electronics Inc. (注) 1 . 2	台湾 高雄市	887 百万NTD	液晶モジュールの設計・製造	100.0 [100.0]	後工程の製造委託 役員の兼任1名
Nanox Philippines Inc. (注) 2	フィリピン	954 百万元	TFT 液晶モジュールの後工程製造	81.0	後工程の製造委託 役員の兼任1名
JDI Taiwan Inc. (注) 5	台湾 台北市	3,570 百万NTD	中小型ディスプレイの販売等	100.0	当社グループが製造した中小型ディスプレイの販売等。 役員の兼任2名
その他1社					
(その他の関係会社) いちごトラスト	英国領 ケイマン諸島	956,490 百万元	日本企業への投資に特化した資産運用	(44.26)	資本提携契約を締結しております。 役員の兼任1名

(注) 1 . 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の[内書]は間接所有であります。

2 . 特定子会社に該当しております。

3 . 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

4 . JDI Hong Kong Limited.及びJDI Europe GmbHについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

JDI Hong Kong Limited.

JDI Europe GmbH

(1) 売上高	235,270百万円	41,316百万円
(2) 経常利益	393百万円	753百万円
(3) 当期純利益	327百万円	540百万円
(4) 純資産額	3,879百万円	6,842百万円
(5) 総資産額	16,925百万円	17,425百万円

5 . 債務超過会社であり、2021年3月末時点で債務超過額は4,174百万円であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

部門区分	従業員数(人)
製造部門	7,834 (3,090)
非製造部門	609 (28)
合計	8,443 (3,118)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社グループは中小型ディスプレイ事業の単一セグメントであるため、セグメント別従業員数の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
2,967 (393)	45.8	19.9	7,256

- (注) 1. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
2. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
3. 当社は中小型ディスプレイ事業の単一セグメントであるため、セグメント別従業員数の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社において労働組合(ジャパンディスプレイ労働組合)が結成されており、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「今までにない発想と、限りない技術の追求をもって、人々が躍動する世界を創造し続ける。」を企業理念として、人と世界を結び、瞬時に多くの情報を伝えるインターフェースである中小型液晶ディスプレイを市場にお届けし、持続可能な、より良い社会の実現に貢献してまいります。また、経営リソースを適切に活用したスピード経営により、新たな技術、製品の開発によって、オンリーワンの製品創出の推進と実現を行ってまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、需要変動が大きく、収益性の低下したモバイル分野中心のビジネスポートフォリオから脱却し、車載分野や、ウェアラブル・VR・産業機器等のノンモバイル分野の高付加価値技術開発を推進するとともに、精細度や生産性等に優れたOLEDディスプレイの競争優位性を更に向上させることで、早期の業績回復と営業利益の黒字化への事業改革を進めてまいります。また、大幅な利益向上を実現するために、センサーとそのソリューション事業の確立を図り、ヘルスケアやセキュリティ等の事業領域へ参入し、新規事業を創出していきます。この2つの指標の実現に向け、組織体制を見直し、経営資源の選択と集中を行ない、既存事業の再構築と成長戦略を描いて事業を進めてまいります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、私たちの存在で、社会が、世界が、コミュニティが今より良くなる社会の実現に向けて、インターフェースであるディスプレイの探索と深化を進めてまいります。人と人・社会のコミュニケーションのインターフェースとして、2つの経営指標を礎にディスプレイの垣根を越えて、当社の得意とするLTPS技術を活用した新たな高付加価値製品の事業化を進めてまいります。唯一無二のPersonalTech企業として新ビジネスモデルの事業化を推進し、社会に貢献できる、より良い製品とサービスを提供してまいります。

(4) 会社の対処すべき課題

当社グループは、技術力と生産能力の双方を備えた中小型ディスプレイのグローバルリーディングカンパニーとしての地位の確立を目指し、将来の顧客要求を満たすためのハイスペックな技術力の強化と生産能力の増強、及びこれらの実現に向けた継続的な研究開発投資と生産ラインへの設備投資等を行ってきました。さらに、液晶ディスプレイの需要変動によって業績が悪化する中、構造改革による事業規模の適正化によって、財務体質改善を推進しております。

現在、当社の事業の中心であるスマートフォン市場では、中国・インド市場の減速や買い替えサイクルの長期化に加えて、新型コロナウイルスの影響や世界的半導体不足の影響等により、市場の成長が世界的に鈍化しております。高価格帯スマートフォン市場においては、顧客であるスマートフォンメーカーのOLEDディスプレイ採用の拡大によって、液晶ディスプレイの需要は大きく減退しております。また、韓国・中国メーカーのOLEDディスプレイとLTPS液晶ディスプレイの攻勢により、競争環境が一層厳しくなっております。また、車載市場においても、新型コロナウイルスの影響や世界的半導体不足の影響等により、世界的に自動車生産が減少しておりますが、中国・米国市場は堅調に回復しております。しかしながら、中小型ディスプレイメーカーはスマートフォン用途以外の車載用途等に生産能力をシフトさせていることから、競争環境がより厳しくなる傾向にあります。

当社グループは、中小型ディスプレイ市場において競争優位性を確保するとともに、これまでの事業で培ったディスプレイ技術を新規デバイスやソリューションサービスに応用し、高付加価値技術の開発及び事業化、並びに新規分野への展開を推進することにより、持続的な成長と収益の最大化を図るため、以下の事項を最重点施策として、優先的に取り組んでまいります。

経営改革による事業再構築・収益力の強化

当社グループは、確実に利益を確保できる事業体質への変革を目指し、一層の経営改革を進めてまいります。当期は、サプライチェーンの多様化と生産性・品質向上による変動費の削減や、白山工場の譲渡等の更なるアセット適正化によってコスト構造を改善するとともに、資金調達による財務基盤の再構築を進めてまいりました。2022年3月期においては、機動性の高い、結果責任をもつ経営改革を検討し、事業の立て直しを推進してまいります。ま

た、市場環境の変化に適應できる高効率な生産体制の構築によるコスト競争力の強化に向けて、固定費・変動費を徹底的に削減する全社活動を継続してまいります。

技術の深化・進化

中小型ディスプレイ業界においては、進化する市場のニーズに応え続けるため、技術力の一層の向上と継続的な技術革新の追求が不可欠となっております。

当期においては、液晶ディスプレイではFULL ACTIVE™の進化をはじめとする、顧客が真に求める性能を追求し、デザイン性の更なる向上と高品質化を実現する開発を進めるとともに、ディスプレイの更なる進化を推進してまいりました。OLEDディスプレイについては、安定供給に向けた茂原工場第6世代蒸着方式OLEDラインの改良を進めてまいりました。さらには、技術展開の方向として、インセルタッチパネル技術を応用した新しいセンサー等の新規事業創出に向けた開発を進めてまいりました。2022年3月期は、当社グループの持つ特異かつ多様な技術で液晶ディスプレイ製品の優位性を拡大するとともに、OLEDディスプレイ製品の進化・拡大や、センサー事業の拡大・ヘルスケア事業への展開を進めてまいります。

ポートフォリオの変革、バリューチェーンの拡大

当社グループでは現在、売上高の約6割をスマートフォンを中心とするモバイル分野の製品が占めておりますが、競争環境の厳しさが増しております。車載を含むノンモバイル分野のディスプレイ市場は堅調に成長しておりますが、新型コロナウイルスの影響による世界的自動車生産の減少等により、売上高の減少傾向が見られます。

モバイル分野においては、当社の強みであるLTPSをはじめとする技術力を活かした競争優位な製品や、当社の優位性を収益性の面でも活かせる顧客に集中し、将来のビジネスに向けた技術開発の推進に取り組んでまいります。また、車載分野に関しては、これまでの実績と顧客の信頼をもとに、モバイル分野で培ったデザイン対応力を活かした新技術を提案し、競争力の強化に努めるとともに、多様化する顧客のニーズに応えてまいります。加えて、ノンモバイル分野においては、独自の技術（高精細、低消費電力、FULL ACTIVE™等）を活かした製品展開・拡大を進め、新型コロナウイルスによって大きく変化した社会のニーズに応えるため、これまでの事業で培ったディスプレイ技術をセンサー等のデバイスやソリューションサービスに応用し、ヘルスケア分野等の新規分野への展開や、高付加価値技術の新規デバイス技術開発と事業化を加速してまいります。

また、当社グループのコアテクノロジーであるバックプレーン技術の進化や、知的財産を戦略的に活用することにより、研究開発会社として多数の技術とサービスを提供してまいります。

2 【事業等のリスク】

当社グループでは、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性のあるリスクとして、「事業活動リスク」「財務リスク」「経済リスク」「自然・事故災害リスク」「法務リスク」「労務リスク」「社会リスク」「政治リスク」の8つのリスクに分類し、リスクの評価と対応策の検討・立案を行っております。また、リスクの未然防止や発生時の影響を最小限に抑えるために、規則や体制を整えております。なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 事業活動リスク

市場動向・商品市況・競争環境の変動

当社グループは、売上の大半を中小型ディスプレイの売上に依拠しており、特に高精細、広視野角、低消費電力、薄型軽量、狭額縁といった高性能・高付加価値の中小型ディスプレイの製造販売に注力しております。したがって、当社グループの事業、業績及び財政状態は、国内外における中小型ディスプレイの市場動向の影響を受けるとともに、スマートフォン、車載用、デジタルカメラ及び医療機器等の当社グループが製造する中小型ディスプレイを採用する完成品の市場動向の影響を受けます。完成品の市況は、景気の変動等による各国の個人消費のほか、人気モデルの販売時期や新モデルの発表による消費者の嗜好の影響、販売の成否、新学期やクリスマスシーズン等の季節性等に、大きく左右される傾向にあり、需要が減退する場合があります。この市況の変動により、受注が大きく変動した場合には、部品や完成品の過剰在庫又は工場稼働率低下による機会損失となり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、ディスプレイ業界全体での生産過剰、高性能ディスプレイの需要の減少、中国及び台湾等の低価格メーカーの高性能ディスプレイ市場への進出等の市場において、国内外のメーカーとの激しい競争により販売価格が低下し、十分な利益を確保することが困難となり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。競合他社においては、財務・資金、研究開発、技術、製造能力、マーケティング、コスト競争力、事業ポートフォリオ等に

において、当社グループより強い競争力を有する可能性があり、競合他社が他社との提携や経営統合を行うなど、競争環境が一層厳しくなる可能性があります。

このため、当社グループは、更なる付加価値の創出及び製品の高品質化に努め、価格水準の維持及び向上を目指すとともに、部品の削減、歩留りの改善等によるコスト低減に取り組み、販売価格の下落に備えておりますが、当社グループでのコスト低減幅以上に当社グループ製品の価格が下落した場合又は利益率の低い製品の販売比率が拡大する場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

技術・研究開発

当社グループは、高度な技術を必要とする中小型ディスプレイの製造・販売を行っているため、技術の優位性の確保は、当社グループの競争力にとって極めて重要です。当社グループの基幹技術であるLTPS技術は、現在、中小型ディスプレイ市場及び完成品市場におけるディスプレイの高精細化・狭額縁化・低消費電力化等に対するニーズをけん引している状況にあると認識しておりますが、中小型ディスプレイは技術革新が非常に早い領域であることから、最新の技術を利用した製品を迅速に顧客に提供するためには、長期的な投資及び資源投入が必要な場合があります。しかしながら、かかる投資及び資源投入にもかかわらず、当社グループの技術の優位性が損なわれる場合には、当社グループの競争力が低下し、また、投資及び資源投入に見合うだけの収益を上げられないことにより、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、これまで培ってきた様々な技術を、センサー等の新たなデバイスに応用し、ヘルスケア分野等の新規分野を開拓すべく、研究開発投資に力を入れています。しかしながら、研究開発投資で想定した成果を得られない場合、又は成果が十分に収益に繋がらない場合も想定されます。そのような事態の発生を最小限に留め、開発投資効果の最大化を図るため、当社グループでは、明確な開発方針のもと、研究開発対象の取捨選択を慎重に行い、開発段階の進捗状況をレビューし、継続の是非を判断しています。こうした施策にもかかわらず投資のリターンを得られない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

生産活動

当社グループが営む中小型ディスプレイ事業は、大規模な工場、生産設備の取得及び維持、並びに多くの従業員の雇用を要する、固定費比率が比較的高い事業です。したがって、主要顧客からの受注の減少、需要の変動、他社との競合等により、当社グループの工場の稼働率が低下する場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの事業は、大量かつ安定的な電力供給を必要とします。国内の原子力発電所の稼働制限による電力供給の制限、円安等による石油その他の資源の輸入価格の高騰等による電気料金の値上げが行われる場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、高精細、広視野角、低消費電力、薄型軽量、狭額縁といった高性能、高付加価値の中小型ディスプレイの生産には、精緻な生産技術と成熟したスキルを要します。当社グループが生産する製品はカスタム品が大半であり、製品ごとに部材や製造装置の設定が変更となることが多いため、特にノウハウの蓄積が少ない新技術を採用した製品の生産活動においては、製品の歩留り向上に時間を要することや、品質トラブルが生じることがあります。顧客との契約に基づく供給義務を履行し、又は顧客のニーズを充たすため、歩留りが低い状況においても製品の製造を継続する必要がある場合もあります。当社グループでは、開発、設計、プロセス、製造、品質保証の各分野の摺合せを綿密に行うことで、そうした問題の発生を極小化を図るとともに、問題が発生した際には早期に解決することを目指した体制を構築し、生産ライン従事者のスキル向上のための教育プログラムも完備しています。しかしながら、歩留りの悪化や品質トラブルが生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、原材料・部品等を複数の仕入先から購入しており、原材料等が適時、適量に調達できることを前提とした生産体制を敷いています。しかしながら、原材料・部品等の一部については、その特殊性から仕入先が限定されているものや仕入先の切替えが困難なものもあります。仕入先の経営環境の悪化や災害等により必要な原材料・部品等の供給遅延、供給不足又は価格高騰等が生じた場合には、当社グループの製品の納期に遅延が生じる可能性又は他の仕入先からの購入のための費用が増加する可能性があります。また、調達した原材料・部品等に欠陥が存在し、又は当社グループ若しくはその顧客の求める仕様が満たされていない場合には、当社グループの製品の品質及び評価に影響を及ぼす可能性並びに当社グループ又はその顧客に対するクレーム、訴訟に発展する可能性があります。

経営戦略

当社グループは、企業競争力強化や収益性向上、長期的な供給体制の維持、新技術及び新製品の開発のため、部材メーカー、装置メーカー、完成品メーカーを含む外部企業との協業を実施しており、今後も研究開発、製造等の

分野において競争力を強化するため、外部企業との新たな協業に加え、戦略的提携及び買収等を実施する可能性があります。これらの協業、戦略的提携及び買収等は、資金調達の制約、戦略上の目標変更、技術管理又は製品開発等の事業上の問題の発生若しくは許認可等の規制上の問題、市場の変動等により、やむを得ず実施又は維持ができなくなる可能性、若しくは、協業、戦略的提携及び買収等から十分な成果が得られない可能性があり、そのような場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、特定の第三者との協業、戦略的提携又は買収等の実施の結果、他の者との協業、戦略的提携、買収又は取引等が制約されるなど、当社グループの経営上の選択肢又は事業運営が制約される可能性があります。

固定資産の減損

当社グループは、多くの有形固定資産を保有しています。固定資産の連結貸借対照表計上額につきましては、当該資産から得られる将来のキャッシュ・フローの見積りに基づく残存価額の回収可能性を定期的に評価していますが、競争やその他の理由によって事業収益性が低下し当該資産が十分なキャッシュ・フローを創出できないと判断される場合には、減損の認識が必要となり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

事業構造改善費用

当社グループでは将来にわたり競争力を確保するため、必要に応じ生産効率の低い生産拠点の閉鎖や研究開発の中止等の事業構造改善を実施する場合があります。その場合において、設備の減損や従業員の処遇に関する事業構造改善費用が発生するほか、技能を有する従業員の流出等の可能性があり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 財務リスク

資金調達・資金繰り

本有価証券報告書提出日現在において、新型コロナウイルス感染拡大及び半導体等部材の需給逼迫によるサプライチェーンへの影響が世界的に生じており、当社グループにおいても生産への制約や顧客からの受注減少が生じております。当該サプライチェーンにおける影響が、当社グループの事業活動及び財政状態へ与える影響は見通しが困難であり、同影響次第では今後、追加の資金需要が生じる可能性があります。その際、いちごトラストが保有する未行使分の株式会社ジャパンディスプレイ第12回新株予約権（以下「第12回新株予約権」といいます。）の行使により、株式会社ジャパンディスプレイE種優先株式（以下「E種優先株式」といいます。）の追加発行に伴う資金調達（残存出資相当額360億円）を行います。当該調達を以ても不足が生じ、金融市場、ディスプレイ業界の動向及び当社グループの信用力等を理由に借入等の金融機関からの資金調達が十分に実行できない場合には、手許預金残高が当社の事業遂行上必要な水準を下回る可能性があります。

大株主との関係

当社は、2020年3月26日付で、当社はいちごトラストに対して、株主総会において議決権を有する株式会社ジャパンディスプレイB種優先株式（以下「B種優先株式」といいます。）を第三者割当により発行いたしました。これにより、いちごトラストは、当連結会計年度末において当社の発行済株式に係る議決権数の44.26%に相当するB種優先株式を直接保有する筆頭株主となっており、当社の株主総会の特別決議を要する事項（他社との合併等の組織再編、重要な資産や事業等の売却、定款の変更等）及び普通決議を要する事項（取締役の選解任、剰余金の処分や配当の決定等）について、拒否権を含む重大な影響力を有しております。更に、いちごトラストが保有する株式会社ジャパンディスプレイD種優先株式（以下「D種優先株式」といいます。）及び第12回新株予約権の目的であるE種優先株式に付された当社普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合には、いちごトラストは当社の発行済株式に係る議決権数の過半数に相当する株式を保有することとなる結果、いちごトラストは当社の親会社となり、支配株主に該当することになります。また、いちごトラストとの間の投資一任契約に基づき、いちごトラストから投資運用に関する権限を受託しているいちごアセットマネジメント・インターナショナル・ピーティイー・リミテッドへの投資助言を行う、いちごアセットマネジメント株式会社の代表取締役社長であるスコットキャロン氏は、当社の代表執行役会長CEO兼取締役です。

いちごトラストの前に当社の筆頭株主であった株式会社INCJ（以下「INCJ」といいます。）は、当連結会計年度末において、当社の発行済株式に係る議決権数の14.10%に相当する普通株式を保有する第2位の大口株主となっております。同社の議決権数は、同社が保有する株式会社ジャパンディスプレイA種優先株式（以下「A種優先株式」といいます。）に付された当社普通株式を対価とする取得請求権の行使により増加する可能性があります。その割合は、いちごトラストが保有する優先株式に付された当社普通株式を対価とする取得請求権の行使又はいち

ごトラストによる株式の譲渡の状況等により増減することが見込まれます。

当社は、当連結会計年度に指名委員会等設置会社に移行しており、社外取締役が過半数を占める監査委員会、指名委員会及び報酬委員会を設けることで独立性の担保を図っています。また、事前承認事項等の設定はありません。それでもなお、株主総会の承認を必要とする事項に関し、いちごトラストが影響を及ぼす可能性があります。

また、いちごトラストは、当社の企業価値向上をサポートするスポンサーとして、長期的視点から株式を保有する意向を当社に対して示しており、同社の保有する当社株式には一定の譲渡制限も付されております。しかしながら、譲渡制限期間終了後にいちごトラストが当社株式の一部又は全部を売却する可能性があり、また、市場で売却した場合には、売却の規模等によっては、当社株式の需給関係及び市場価格に影響を与える可能性があります。

株式の希薄化

当社の筆頭株主であるいちごトラストは、当連結会計年度末において、株主総会において議決権を有するB種優先株式（議決権数6,720,000個）、議決権を有しないD種優先株式及びE種優先株式、並びにE種優先株式を目的とする第12回新株予約権を保有しております。また、当社の第2位の大株主であるINCJは、普通株式（議決権数2,140,000個）及び議決権を有しないA種優先株式を保有しております。

今後、いちごトラストにより、B種優先株式の全てについて転換価額50円をもって当社普通株式に転換された場合にいちごトラストに交付される当社普通株式数は1,008,000,000株（議決権数10,080,000個）と、議決権を有する株式数で当連結会計年度末比336,000,000株（議決権数3,360,000個）の純増となり、また、D種優先株式の全てについて転換価額50円をもって、第12回新株予約権の行使により発行されるE種優先株式の全てについて転換価額24円をもって、それぞれ当社普通株式に転換された場合にいちごトラストに交付される当社普通株式数は、合わせて2,408,329,640株（議決権数24,083,296個）となります。加えて、INCJによりA種優先株式の全てについて転換価額225円をもって当社普通株式に転換された場合にINCJに交付される当社普通株式数は453,333,333株（議決権数4,533,333個）となります。これら優先株式に係る潜在株式の合計3,197,662,973株（議決権数31,976,629個）につき、当連結会計年度末現在の当社発行済普通株式数846,165,800株（議決権数8,461,316個）と当社発行済B種優先株式数672,000,000株（議決権数6,720,000個）の合計を分母とする希薄化率は210.63%（議決権ベースの希薄化率も210.63%）に相当します。

これらにより、当社普通株式の1株当たりの株式価値及び持分割合が希薄化し、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、当連結会計年度において4期連続で営業損失及び重要な減損損失を、7期連続で親会社株主に帰属する当期純損失を計上したことにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消するため、当社グループは、全社的な事業構造の変革も含めた経営資源の最適化、設備稼働効率の改善、生産性向上による資産規模の適正化及びサプライチェーンの見直し等によるコストの更なる削減に加え、成長市場をターゲットとした設備投資、LTPS、Advanced-LTPS等のバックプレーン技術、液晶及び有機EL技術を共通技術基盤とした高付加価値デバイス製品の事業化推進、並びにそれらに関連する付帯ソフトウェア事業の新規展開等により製品・事業ポートフォリオを再編し、早期の黒字転換及び黒字体質の安定化を図っていく方針であります。

財務面では、2020年8月6日、当社は、INCJからの2019年8月7日付借入金（元本総額200億円）の返済期限を2020年8月8日から2021年8月8日まで1年間延長すること及び2019年9月2日付借入金（元本総額200億円）の返済期限を2020年9月3日から2022年9月3日まで2年間延長することにつき、INCJとの間で合意しました。また、いちごトラストに対する第三者割当増資により、2020年8月28日付でD種優先株式を発行し50億円を調達したほか、いちごトラストによる2021年3月25日付の第12回新株予約権の一部行使に伴うE種優先株式発行により、約194億円を調達しております。今後も当社グループの資金需要に応じて、いちごトラストが保有する未行使分の第12回新株予約権の行使により、E種優先株式の追加発行に伴う資金調達（残存出資相当額360億円）を予定するなど、財務体質の強化に向けて適時適切な資金調達策を講じてまいります。

一方で、世界的な半導体の需給逼迫を背景とした部材調達の一部制約及び顧客需要の変動等の影響により、早期の業績回復による黒字転換が遅延し、当社グループの資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性を勘案すると、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

(3) 経済リスク

経済状況の変動

当社グループは、世界各地で事業活動を行っているため、世界経済の変動によりディスプレイ製品需要が増減し、当社グループの事業、業績及び財政状態が影響を受ける可能性があります。とりわけ、スマートフォンを中心とするモバイル製品や自動車販売における車載製品の需要は、経済状況の変動の影響を強く受けるため、国内外の経済状況が想定以上に悪化する場等には、当社製品又は当社製品を採用する完成品の需要が減退するなど、当社グループを取り巻く経営環境が厳しくなり、その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

為替相場の変動

当社グループは、取引先及び取引地域が世界各地にわたっており、外貨建で取引されている製品・サービス等のコスト及び価格は為替の影響を受けるため、為替相場の変動により当社グループの事業、業績及び財政状態が悪化する可能性があります。当社グループでは、この影響を最小限に抑えるべく、適宜為替予約等によるヘッジを行っていますが、かかるヘッジにより為替リスクを完全に回避できるわけではありません。加えて、海外子会社の現地通貨建の資産・負債は、連結財務諸表作成の際には円換算されるため、当社グループの財政状態は為替相場の変動による影響を受けます。

(4) 自然・事故災害リスク

災害・その他の要因による影響

当社グループは、製造拠点を日本、中国、台湾及びフィリピン、販売拠点を世界各地に展開しています。地震、津波、豪雨、洪水、落雷等の自然災害、コンピュータウィルスの感染、顧客データの漏洩、部品調達先等の罹災によるサプライチェーン上の混乱、疫病の発生や蔓延、戦争、テロ行為、暴動あるいは労働争議等が発生し、当社グループの拠点が大打撃を被った場合には、操業の停止、生産・出荷が停止する恐れがあります。また、災害により電力・インフラが不安定になった場合には、電力供給量の低下や物流ルートの遮断等社会インフラの不安定化による生産能力の低下、原材料の調達難、製品供給の遅延等、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。かかる災害による損害の発生に備え、当社グループは、建物、構築物、装置、在庫及び運搬中の貨物の代替コスト及び、事業の中断、製造物責任等に対して適切と判断するレベルの補償範囲をカバーする各種保険に加入しておりますが、当該保険には免責金額が設定されているものがあるなど、全ての損害額がカバーされるものではありません。

環境規制その他の法的規制

当社グループの事業は、国内外の様々な法令、規則等による制約を受けています。また、世界各地域において、大気汚染、土壌汚染、水質汚濁、有害物質、廃棄物処理、製品リサイクル、地球温暖化防止、エネルギー等に関する様々な環境関連法令の適用を受けています。当社グループは、これらの規制に細心の注意を払いつつ事業を行っていますが、製品の製造販売活動や設備投資が制約を受けるなど、事業展開に支障が生じる可能性があるほか、各種の法規制が制定又は変更された場合には、その遵守対応のための費用が増加し、あるいは当社グループにおいてこうした法規制の違反が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性や社会的評価に影響を与える可能性があります。

(5) 法務リスク

重要な訴訟の発生

2020年7月16日付で、当社の過年度決算における不適切な会計処理により損害を被ったとして、当社の株主1名及び当該株主が代表取締役を務める国内法人株主2名から、当社並びに当社の元取締役及び現取締役合計10名に対し、連帯して約3,858百万円の損害賠償を請求する訴訟が提起されております。当社は、原告の主張を踏まえて適切に対応してまいります。

知的財産権

当社グループは、当社技術の保護に向け、適切な国・地域での知的財産権の取得に努めていますが、一部の国・地域によっては十分な知的財産権の取得がされていない可能性があります。

また、当社グループは、第三者からの使用許諾を受けて第三者の知的財産権を使用する場合がありますが、今後、必要な使用許諾を第三者から受けられなくなる可能性や、当社グループにとって不利な条件での使用許諾しか受けられなくなる可能性、競合他社が当社グループより有利な条件で第三者から使用許諾を受け当社グループの競

争力が相対的に低くなる可能性があります。

更に、当社グループの製品に係る知的財産権に関して、当社グループ又はその顧客が第三者から特許侵害訴訟等を提起され、その結果、当社グループの当該製品が、一定の国・地域で製造・販売できなくなる可能性や、当社グループが第三者又は当社グループの顧客に対して損害賠償責任を負う可能性があります。

当社グループから知的財産権の使用許諾を受けている他社が第三者に買収された場合等においては、従来当社グループが使用許諾を行っていない第三者が当該知的財産権を使用することが可能となる場合もあり、これにより、当社グループの競争優位性が低下する可能性があります。

加えて、第三者との提携等により行うこととなる事業の内容が、他の第三者との間の既存の契約において認められた知的財産権の使用許諾の範囲に含まれない場合等においては、当該他の第三者から、新たな対価の支払いを強いられる可能性があります。

また、当社グループが自らの知的財産権を保全するため第三者に対し訴訟等を提起しなければならない事態が生じる可能性もあり、訴訟等の結果によっては、当社グループが重要な技術を使用できなくなる可能性があります。

更に、当社グループでは、内部規定に従い、従業員が当社グループの職務に関して発明や創作等を行った場合には、当該従業員に対する報奨金を支払うこととしておりますが、当該従業員から当該報奨金額等に関して訴訟等を提起される可能性は否定できません。

訴訟その他法的手続について

当社グループは先端技術を用いた中小型ディスプレイの製造及び販売を行っていますが、先端技術を用いた製品については欠陥や瑕疵が製品の出荷までに発見されにくく、製品の出荷後に品質問題が発生した場合には、製品の回収及び修理、デザインの変更等に多大な費用を要するとともに、技術者等人的資源の投入を要する可能性があります。また、顧客との関係及び当社グループへの信用に影響を及ぼす可能性があります。当社グループの製品の欠陥や瑕疵により当社グループ又はその顧客に対する訴訟が提起される可能性もあり、当社グループはグローバルに事業活動を展開しているため、各国で訴訟その他の法的手続の当事者となるリスクを有しています。当社グループが訴訟その他の法的手続の当事者となった場合、各国の法制度・裁判制度の違いもあり、事案によっては巨額の損害賠償金や罰金等の支払を命じられる可能性もあります。

また、当社グループは、ディスプレイ事業における競争法違反の可能性に関し、日本及び他の国・地域において、調査又は訴訟が開始又は提起される可能性があります。これらの調査や訴訟の結果、当社グループに対して、複数の国・法域において課徴金や損害賠償の支払が命じられる可能性があります。かかる規制当局による処分や訴訟について、その結果を予測することは困難ですが、その解決には相当の時間及び費用を要する可能性があるとともに、その結果によっては、当社グループの事業、業績、財政状態、評判及び信用に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 労務リスク

人材確保

当社グループは技術部門において専門性の高い優秀な人材を採用又は育成することにより、競争優位性を確保することができると考えています。しかしながら、専門性の高い優秀な人材は限られていることから、人材の採用及び確保の競争は激化しています。優秀な人材を確保又は育成できない場合には、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループから、専門性の高い優秀な人材が競合他社に移籍した場合には、その者が有する当社グループの知識やノウハウの流出により、当社の競争力が相対的に低くなるおそれがあります。また、当社グループの経営は、現経営陣の能力と貢献に相当程度依存しており、何らかの理由により経営陣が辞任しその代替が確保できない場合、経営陣の健康状態、訴訟その他の不測の事態への対応により当社グループの経営に十分注力できない場合等には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 社会リスク

情報セキュリティ

当社グループは、当社グループ、株主及び顧客・取引先の技術、研究開発、製造、販売及び営業活動並びに顧客から入手した個人情報に関する機密情報を様々な形態で保持及び管理しています。当社グループにおいてはこれらの機密情報を保護するために適切な管理を行っていますが、かかる管理が将来に亘って常に有効である保証はありません。予期せぬ事態により当社グループが保持又は管理する情報が流出し、第三者がこれを不正に取得又は使用

するような事態が生じた場合には、当社グループに対して損害賠償を求める訴訟が提起されるなど、当社グループの事業、業績、財政状態、評判及び信用に影響を与える可能性があります。

内部統制

当社グループは、コンプライアンス遵守、財務報告の適正性確保を達成するために内部統制システムを整備し、運用してまいりましたが、過年度決算において架空在庫計上や費用先送り等による不適切な会計処理を継続的に行っていたことが判明し、財務報告に係る内部統制に重要な不備があったことが判明しております。当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を十分認識しており、不備を是正するため、2020年4月28日にガバナンス向上委員会を設置の上、同委員会が検討・策定した内部統制機能の強化を含む再発防止策について、具体的な詳細を定め、全社一丸となって実行してまいりました。当社は、これまで実施してきた再発防止の取り組みを今後も継続的に実行し、一層コンプライアンス重視の経営を行っていくほか、社内の意思疎通・相互理解の促進によるコミュニケーション向上等により、内部統制の強化を図ってまいります。その一環として、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を重要な経営課題の一つとして位置付け、グループを挙げて関係会社の管理体制等の点検・改善等に取り組んでまいりますが、将来に亘って常に有効な内部統制システムを整備及び運用できる保証はなく、また、内部統制に本質的に内在する固有の限界があるため、今後、上記の対応が有効に機能しなかった場合や、財務報告に係る内部統制の不備又は開示すべき重要な不備が発生した場合には、当社グループの財務報告の信頼性に影響が及ぶ可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の拡大について

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の世界的流行における環境の中、従業員に対する在宅勤務や時差出勤の推奨、作業スペースの隔離、また不要不急な出張の禁止やウェブ会議システムの活用等により接触を抑える対策を実施しております。また、手指や備品の消毒を徹底し、社内感染防止に取り組み、生産体制の維持を図っております。しかしながら、当社又は当社の事業活動に関係する調達、生産、物流等の企業様において、感染拡大が発生した場合には、原材料の調達、製品生産の遅れ及び販売先からの受注減少が予想され、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 政治リスク

地政学的リスク

当社グループは、日本のほか、中国、台湾及びフィリピンに製造拠点を有し、世界各国において事業を展開しており、海外顧客への売上が当社グループの売上の相当程度を占めております。海外事業の展開にあたっては、海外子会社の異動、外国における経済情勢及び政治情勢の不安定、新興国でのインフレーション等に基づく賃金の上昇及び現地従業員との関係悪化、外国為替管理の強化、予期しない法規制の新設又は変更、税制、法制度及び事業環境の差異及びその不利益な変更、課税等の行政上の措置、戦争及びテロ等の軍事的影響、反日感情による非買運動等の地政学的リスク要因があり、これらの要因が当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」といいます。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績

連結業績

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減	増減率
売上高	504,022	341,694	162,327	32.2%
売上総利益	1,399	5,141	6,540	-
営業利益	38,536	26,226	12,309	-
経常利益(注1)	57,854	32,656	25,198	-
親会社株主に帰属する当期純利益	101,417	42,696	58,720	-
EBITDA(注2)	19,549	12,502	7,047	-

(注1) 前連結会計年度の経常損益は、当連結会計年度において固定資産売却益の表示区分を変更したことに伴う組替後の金額であります。

(注2) EBITDA = 営業利益 + 減価償却費（営業費用） + のれん償却額

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経営環境は、中小型ディスプレイ業界における厳しい競争が継続する中、主要顧客であるスマートフォンメーカーの有機EL（OLED）ディスプレイ採用へのシフトに伴い液晶ディスプレイの受注が大幅に減少し、厳しい状況が続きました。また、当連結会計年度上半期には、新型コロナウイルス感染拡大に伴う海外生産拠点での都市封鎖やサプライチェーンの混乱が生じ、下半期には世界的な半導体の需給逼迫が起きたことで、当社グループの受注や生産に一部影響が生じました。

こうした情勢の中、当社グループは業績の改善に向けて、引き続き徹底したコスト削減に取り組みました。固定費につきましては、2020年10月1日付の白山工場（石川県白山市）の譲渡により年間約80億円を削減するなど、前連結会計年度に実施した人員削減を含む構造改革の効果と合わせて、前連結会計年度比約280億円を削減しました。変動費につきましても、半導体等の部材不足により調達価格の上昇が生じる中、生産歩留まり向上等の改善努力により、目標としていた変動費率の前連結会計年度比3ポイントの改善を達成しました。なお、白山工場譲渡につきましては、固定資産売却益約186億円を計上し、また、同工場の譲渡対価相当額を当社顧客からの前受金の支払に充当（一部は売掛金との相殺）した結果、743億円の負債を削減しております。

販売面では、ウェアラブル機器用のOLEDディスプレイや、VR機器用の超高精細液晶ディスプレイ等、当社グループの事業展開において重要なノンモバイル製品が増加しました。その一方、売上高構成比率が最も大きいスマートフォン用ディスプレイの受注減少幅が非常に大きく、また、車載ディスプレイについても新型コロナウイルスの感染拡大及び半導体等の部材の需給逼迫の影響を受けたことにより生産及び受注が減少したため、当社グループ全体では減収となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比32.2%減の341,694百万円となりました。売上高が減少した一方で、費用削減の効果が生じたことから、営業損失は縮小して26,226百万円となりました。また、2020年3月の関連会社株式譲渡により当連結会計年度から持分法による投資損失の計上がなくなったこと、及び同月に実行されたりファイナンスによる有利子負債の縮小に伴い支払利息が減少したこと等により、経常損失も縮小して32,656百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純損失は、白山工場譲渡に伴う固定資産売却益の計上及び事業構造改善費用の削減等により大幅縮小し、42,696百万円となりました。

アプリケーション分野別の売上高の状況は次のとおりです。

モバイル分野

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減	
	金額 割合	金額 割合	金額	増減率
売上高	350,802 69.6%	197,476 57.8%	153,326	43.7%

スマートフォン、タブレット用のディスプレイを含むモバイル分野は、主要顧客であるスマートフォンメーカーのOLEDディスプレイの採用拡大に伴い液晶ディスプレイの受注が急減し、大幅減収となりました。スマートフォン市場の成熟に加え、スマートフォン用ディスプレイ市場における顧客ニーズの変化や厳しい競争環境等により、今後当社グループにおいて当分野の売上高が大きく改善する可能性は極めて低い見通しであることから、スマートフォン用ディスプレイ生産の主力工場であった白山工場を2020年10月1日付で譲渡しました。

車載分野

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減	
	金額 割合	金額 割合	金額	増減率
売上高	103,562 20.5%	88,052 25.8%	15,510	15.0%

計器クラスターやヘッドアップディスプレイ等の自動車用ディスプレイからなる車載分野は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により第1四半期の売上高が大きく落ち込んだ他、中国を除く主要各国において第3四半期まで自動車販売の前年同期比割れが続いていたこと、及び第3四半期以降、半導体の不足により顧客及び当社において一部生産調整を余儀なくされたことから、減収となりました。ただし、第2四半期以降、需要は回復をしており、第4四半期は前年同期比増収となりました。

ノンモバイル分野

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減	
	金額 割合	金額 割合	金額	増減率
売上高	49,656 9.9%	56,165 16.4%	6,509	13.1%

デジタルカメラやウェアラブル機器等の民生機器用ディスプレイ、医療用モニター等の産業用ディスプレイの他、特許収入等を含むノンモバイル分野は、売上構成比率の高いデジタルカメラ用ディスプレイや、米中貿易摩擦の影響を受けたノートPC用ディスプレイの販売が減少した一方、半導体不足の影響は受けながらも、ウェアラブル機器用OLEDディスプレイや超高精細VR用液晶ディスプレイの販売が好調であったことから、前連結会計年度比増収となりました。

(生産、受注及び販売の実績)

生産実績

当社グループの生産品目は、広範囲かつ多種多様であり、その性能、構造、形式、販売条件などは一様ではないこと、受注生産形態をとらない製品も多いことなどから、販売価格による生産額の集計は行っておりません。また、当社グループの生産体制は、主として国内の生産拠点で担っている前工程、中国、台湾及びフィリピンの製造子会社による後工程に区分して管理されております。

そのため、前工程及び後工程の生産量の単純合計がそのまま連結ベースの生産量ともならないことから、生産実績を金額又は数量で示すことはしておりません。

受注実績

当社グループは顧客から提示された生産計画に基づく見込生産を行っているため、記載を省略しております。

販売実績

当連結会計年度の販売実績を示すと、次のとおりであります。なお、当社のグループは単一セグメントであるため、アプリケーション分野別に記載を行っております。

(単位：百万円)

アプリケーション分野	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比(%)
モバイル	197,476	43.7
車載	88,052	15.0
ノンモバイル	56,165	13.1
合計	341,694	32.2

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

(単位：百万円)

相手先	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	金額	割合(%)	金額	割合(%)
Apple Inc.グループ	312,905	62.1	182,874	53.5

(2) 財政状態

(単位：百万円)

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	増減
資産合計	389,746	224,998	164,747
負債合計	336,382	183,168	153,213
純資産合計	53,363	41,829	11,534
自己資本比率	13.1%	17.6%	4.5ポイント

当連結会計年度末の資産合計残高は、主に、白山工場に係る資産の譲渡を主要因とする固定資産の減少、販売減に伴う売掛金の減少及び未収入金の減少（ディスプレイパネルの有償支給の減少）により、前連結会計年度末に比べて減少しました。

負債合計残高は、顧客から受領していた前受金の充当及び受注減に伴う買掛金の減少等により、前連結会計年度末に比べて減少しました。

純資産合計残高は、第三者割当増資の払込及び新株予約権の行使による優先株式の発行に伴う株主資本の増加24,390百万円があった一方で、親会社株主に帰属する当期純損失42,696百万円を計上したこと等により、前連結会計年度末に比べて減少しました。

上記の結果、自己資本比率は17.6%と前連結会計年度末に比べて改善しました。

なお、当社は、前連結会計年度末における繰越利益剰余金の欠損を補填し、資本政策の機動性の確保及び資本準備金の額の減少による税負担の軽減を目的として、2020年8月26日付で、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分を実施しております。

(3) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フローの状況

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減
営業活動によるキャッシュ・フロー	87,111	23,121	63,989
投資活動によるキャッシュ・フロー	28,069	9,145	37,214
財務活動によるキャッシュ・フロー	57,682	20,230	37,452
現金及び現金同等物の期末残高	66,380	55,347	11,033
フリー・キャッシュ・フロー（注）	103,187	30,161	73,026

（注）フリー・キャッシュ・フローは、営業活動によるキャッシュ・フローと固定資産の取得による支出の合計であります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純損失41,716百万円から非現金支出項目（減価償却費、のれん償却費及び減損損失）を控除した後の損失額が3,030百万円であったこと及び運転資金の支出等により、23,121百万円の支出となりました。前連結会計年度との比較では、税金等調整前当期純損失の縮小及び決済期間の見直し等により、支出の大幅な減少となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に固定資産の取得により9,145百万円の支出となりました。固定資産の取得による支出は7,039百万円となり、前連結会計年度比9,036百万円減少しましたが、持分法適用会社の株式売却による収入46,320百万円により収入超であった前連結会計年度との比較では、支出の増加となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に優先株式の発行による収入24,234百万円により、20,230百万円の収入となりました。優先株式の発行による収入が当連結会計年度を上回っていた前連結会計年度との比較では収入の減少となりました。

資金需要及び資金調達の状況

当社グループの主な資金需要は、生産、販売活動に必要な運転資金、先端技術の開発や生産性及び品質の向上を

目的とした研究開発費及び設備投資であります。

一方、当社グループでは、過年度に実施した大規模な設備投資や事業環境の急速な変化等の結果、当期純損失の計上が続いていることからこれらの資金需要が自社グループのキャッシュ・フローで賄えておらず、当連結会計年度まで数年にわたりフリー・キャッシュ・フローの赤字が続いております。2020年3月期においては、資金繰りが大きく悪化するに至り、資金繰りの抜本的な解決や上場会社として適切な純資産額水準の確保のため、大規模な資本性資金が早期に必要となりました。このため、当社は、2020年1月31日付でいちごトラストとの間で資本提携契約を締結し、本資本提携契約に基づき、2020年3月26日付でいちごトラストに対する第三者割当によるB種優先株式の発行及び株式会社ジャパンディスプレイ第11回新株予約権（以下「第11回新株予約権」といいます。）の発行を行い、同日、B種優先株式に係る504億円の調達をいたしました。調達した資金は、運転資金及び成長事業を主とした分野への設備投資に、それぞれ一部を充当済みとなっております。

上記調達により、当社の資金繰り及び財務状況は改善をいたしました。その一方で、当時、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により当社事業への影響が生じており、感染拡大が将来的に当社事業や財務へ及ぼす影響が正確に見通せない状況となっております。このため、当社は、追加運転資金の確保への手当てを行うとともに、財務体質の良化により資金調達の選択肢を増やし資金調達力を向上させるため、2020年7月21日付で、いちごトラストとの間で、いちごトラストに対する第三者割当によるD種優先株式（調達総額50億円）及びE種優先株式を目的とする第12回新株予約権（行使時の調達総額554億円）の発行による追加の資金調達に関する資本提携契約（以下「本追加資本提携契約」といいます。）を締結し、本追加資本提携契約に基づき、2020年8月28日に第三者割当を実施し、同日、D種優先株式に係る50億円の調達をいたしました。現状、新型コロナウイルスの感染拡大による当社事業への影響はほぼ解消されておりますが、一方で、世界的な半導体等の部材不足により、当社の生産や顧客からの受注に影響が生じていることから、D種優先株式に係る50億円は、当該影響により必要となり得る運転資金に充当する予定としております。なお、当該第三者割当の実施に先立ち、いちごトラストは、第11回新株予約権の全部を放棄しております。

その後、2021年3月25日にいちごトラストにより第12回新株予約権の一部が行使され、当社は、同日、約194億円を調達いたしました。第12回新株予約権の未行使残額は、当連結会計年度末において約360億円となっております。

当社グループは、上記資金調達により当面の資金需要を確保しておりますが、今後は、後述の財務戦略の基本的な考え方に沿って、適宜資金調達を検討してまいります。

財務戦略の基本的な考え方

上記の資金状況を踏まえたうえで、当社グループは、安定収益の確保と着実な成長を目的として、計画的かつ機動的な財務戦略を立案し、実行しております。

事業活動を支える資金調達及び資金管理に関しては、低コストでかつ安定的に資金確保し、CCC（キャッシュ・コンバージョン・サイクル）改善によるキャッシュ・フロー創出、グループ内CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）等による資金効率化によって財務体質を強化することを目標として取り組んでいます。また、事業展開においては、現地のントリーリスクや、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うサプライチェーンの混乱による受注減少のリスク等、不測の事態が発生することも想定し、政府系金融機関による各種支援メニューや民間金融機関によるアセットファイナンス、及びプロジェクトファイナンスの組成等、その都度最適な資金調達方法を検討しております。

また、当社グループは、将来の成長のための設備投資等の資金需要に対応しつつ、流動性リスクを軽減し、経営の安定化を図るため一定の手許流動性を維持することが肝要だと考えております。手許流動性の水準を考慮するにあたっては、連結売上高1.5か月分を目安に、手許現預金及び新株予約権の未行使額相当を合わせた金額で賄うこととしております。更に、手元現預金が中長期にわたり必要額に満たなくなると想定される場合には、金融機関からの借入金等を通じて、適宜必要な資金を確保する方針です。

(4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

(5) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社グループは、「2 事業等のリスク (2)財務リスク 継続企業の前提に関する重要事象等」に記載のとおり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消するための当社グループの取り組みについては、「2 事業等のリスク (2)財務リスク 継続企業の前提に関する重要事象等」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

(いちごトラストとの追加資本提携契約の締結)

当社は、2020年7月21日開催の取締役会の決議に基づき、同日付で、いちごトラストとの間で本追加資本提携契約を締結いたしました。

2020年8月26日開催の当社第18期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）におけるいちごトラストに対する第三者割当によるD種優先株式及びE種優先株式を目的とする第12回新株予約権の発行に係る議案の承認、並びに、本定時株主総会、同日開催の普通株主による種類株主総会、2020年8月25日付のA種優先株式の種類株主及びB種優先株式の種類株主による種類株主総会におけるD種優先株式及びE種優先株式発行のための定款一部変更に係る議案の承認を経て、本追加資本提携契約に基づき、2020年8月28日にD種優先株式及び第12回新株予約権を発行いたしました。また、本追加資本提携契約に基づき、同日付で、D種優先株式及び第12回新株予約権の発行に先立ち、いちごトラストが保有していた株式会社ジャパンディスプレイC種優先株式（以下「C種優先株式」といいます。）を目的とする第11回新株予約権が放棄され、第11回新株予約権は全て消滅いたしました。

なお、D種優先株式及びE種優先株式の内容は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(1)株式の総数等」に、第12回新株予約権の内容は、「同(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(INCJとの金銭消費貸借契約の返済期限延長)

当社は、INCJとの間で2019年8月7日付及び同年9月2日付で締結した短期借入契約としての金銭消費貸借契約書に関し、返済期限をそれぞれ1年間及び2年間延長することを2020年8月6日にINCJと合意いたしました。

返済期限延長後の各金銭消費貸借契約に基づく借入の概要は以下のとおりであります。

2019年8月7日付金銭消費貸借契約

(1)	借入先	INCJ
(2)	借入金額	200億円
(3)	借入金利	TIBOR + スプレッド（固定金利）
(4)	借入実行日	2019年8月8日
(5)	返済期限	2021年8月8日（期限前弁済可）
(6)	担保の有無	有

2019年9月2日付金銭消費貸借契約

(1)	借入先	INCJ
(2)	借入金額	200億円
(3)	借入金利	TIBOR + スプレッド（固定金利）
(4)	借入実行日	2019年9月3日
(5)	返済期限	2022年9月3日（期限前弁済可）
(6)	担保の有無	有

(白山工場に係る資産の譲渡)

当社は、2020年8月28日付の取締役会において、当社白山工場の土地、建物及び付帯設備等をシャープ株式会社へ390百万米ドルで、同工場の生産装置を海外法人である当社の主要顧客に85百万米ドルで譲渡することを決議し、同日付で両社との間でそれぞれ最終契約を締結いたしました。なお、2020年10月1日付で譲渡手続きが完了し、両社への物件引渡しを行いました。

5 【研究開発活動】

当社は、先進の発想を具体化し、人々の生活と文化発展に貢献することを目標にし、商品開発から基礎的な要素技術開発まで幅広い研究開発活動を行っています。

顧客からの要求に即した商品開発及びそのための技術開発は事業部が担当しています。生産プロセス及び生産技術開発は生産本部、近い将来から次世代までの技術開発はR&D本部が担当しています。また、大学、公的研究機関、関連メーカー、技術ベンチャーとの研究開発活動も積極的に行っています。

当連結会計年度の研究開発費は7,969百万円となりました。

当連結会計年度の主な研究開発の成果は、下記のとおりです。

・広色再現性、省電力液晶ディスプレイの開発

当社従来品の2.5倍の効率と、広い色再現性（色規格BT2020のカバー率98%）の液晶ディスプレイを開発しました。バックライトからの光を高い効率で利用できる偏光レーザーバックライト技術によるもので、医療用途、放送局用途や画像編集用途への活用が期待されます。

本研究は国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）産学共同実用化開発事業（NexTEP）の支援を得て行いました。

・非接触入力技術 ホバーセンサの開発

新型コロナウイルスに代表されるウイルスの感染予防、また医療施設や食品工場の厳しい衛生管理、接触操作による画面汚れ防止等、様々なケースで非接触入力のニーズが世界的に高まっています。当社は、ディスプレイ体型インセルタッチセンサ製品Pixel Eyes™で培った独自構造のセンサとアルゴリズムの組み合わせにより、高い透明度と、センサ表面から約5 cm離れた位置での指検出を実現しました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、生産設備の増強などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は6,299百万円（連結投資額）で、その主なものは茂原工場における生産設備投資額3,520百万円、石川工場における生産設備投資額469百万円でありませ

す。また、当連結会計年度中において、白山工場の固定資産（主に土地3,110百万円、建物46,730百万円及び生産装置の一部211百万円）を、シャープ株式会社及び海外法人である当社顧客へ売却しております。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)	
			建物及び 構築物 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	機械装置 及び運搬具 (百万円)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
茂原工場 (千葉県茂原市)	中小型 ディスプレイ	液晶ディス プレイ研究開 発・製造	29,079	5,244 (374,349.33)	5,721	1,137	41,181	1,337 (142)
石川工場 (石川県能美郡 川北町)	中小型 ディスプレイ	液晶ディス プレイ研究開 発・製造	5,598	1,275 (97,175.86)	1,506	80	8,459	461 (43)
東浦工場 (愛知県知多郡 東浦町)	中小型 ディスプレイ	液晶ディス プレイ研究開 発・製造	6,611	()	571	67	7,249	344 (108)
鳥取工場 (鳥取県鳥取市)	中小型 ディスプレイ	液晶ディス プレイ研究開 発・製造	879	0 (113,038.06)	1,434	217	2,530	510 (72)

- (注) 1．現在休止中の主要な設備はありません。
2．帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、無形固定資産であります。
なお、金額には消費税等を含めておりません。
3．従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。
4．東浦工場は上記のほか、土地を賃借しております。
年間賃借料は176百万円であります。

(2) 在外子会社

主要な設備に該当するものではありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000,000
A種優先株式	1,020,000,000
B種優先株式	672,000,000
C種優先株式	672,000,000
D種優先株式	500
E種優先株式	5,540
計	10,000,000,000

(注) 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は12,364,006,040株であり、当社定款に定める発行可能株式総数10,000,000,000株を超過しますが、発行可能種類株式総数の合計が発行可能株式総数以下であることは、会社法上要求されておられません。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株)(注)1 (2021年6月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	846,165,800	846,165,800	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
A種優先株式	1,020,000,000	1,020,000,000	非上場	(注)2 単元株式数は100株であります。
B種優先株式	672,000,000	672,000,000	非上場	(注)3 単元株式数は100株であります。
D種優先株式	500	500	非上場	(注)4 単元株式数は100株であります。
E種優先株式	1,939	1,939	非上場	(注)5 単元株式数は100株であります。
計	2,538,168,239	2,538,168,239		

(注) 1. 提出日現在発行数には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

(注) 2. A種優先株式の内容は以下のとおりです。

(1) 剰余金の配当

当社は、配当支払日（配当の基準日を定めた場合は基準日とする。以下同じ。）における最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式の株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金に、配当支払日におけるA種転換比率（以下に定義される。）を乗じた額の配当を、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）、配当支払日における最終の株主名簿に

記載又は記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）及びB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）、並びに配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）及びC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）と同順位にて支払う。なお、A種優先株式1株当たりの配当金に、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。「A種転換比率」とは、その時点でのA種投資金額（（4）イに定義される。以下同じ。）を、A種転換価額（（6）ウに定義される。以下同じ。）で除した数（小数点以下第3位まで算出し、その小数点以下第3位を切り捨てる。）をいう。

(2) 残余財産の分配

ア 残余財産の分配

当社は、当社の解散に際して残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者並びにC種優先株主及びC種優先登録株式質権者と同順位にて、A種優先株式1株当たり、A種投資金額に相当する額を支払う。なお、A種優先株式1株当たりの残余財産の分配額に、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。また、当社は、残余財産の分配額が、ある順位の残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により残余財産の分配を行う。

イ 参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して(2)アに従って残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者並びにC種優先株主及びC種優先登録株式質権者と同順位にて、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額に残余財産分配時におけるA種転換比率を乗じた額の残余財産の分配を行う。

(3) 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 金銭対価の取得請求権（償還請求権）

ア 償還請求権の内容

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者は、払込期日（2020年3月26日をいう。以下同じ。）の3年後の応当日以降いつでも、当社に対して金銭を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、A種優先株式1株を取得すると引換えに、当該償還請求の効力が発生する日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求日に、当該A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種投資金額と同額の金銭を交付する。

イ A種投資金額

A種投資金額は以下のとおりとする。

当初は100円とする。

当社がA種優先株式につき株式分割、株式併合又は株式無償割当て（総称して、以下「株式分割等」という。）を行う場合、以下の算式によりA種投資金額を調整する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位を切り捨てる。また、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前のA種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て前のA種優先株式の発行済株式数（但し、その時点で当社が保有するA種優先株式を除く。）」、「株式分割等後のA種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て後のA種優先株式の発行済株式数（但し、その時点で当社が保有するA種優先株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後のA種投資金額} = \text{調整前のA種投資金額} \times \frac{\text{株式分割等前のA種優先株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後のA種優先株式の発行済株式数}}$$

調整後のA種投資金額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

その他上記 に類する事由が発生した場合は、A種投資金額は、取締役会の決定により適切に調整される。

(5) 金銭対価の取得条項（強制償還）

当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日（本項において以下「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思に拘わらず、当該強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種投資金額を交付すると引換えに、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、A種優先株式の一部取得を行うに当たり、A種優先株主が複数存在する場合には、取得するA種優先株式は、比例按分により当社の取締役会が決定する。

(6) 普通株式対価の取得請求権（転換請求権）

ア 転換請求権の内容

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者は、払込期日の1年後の応当日以降、法令上可能な範囲で、当社がA種優先株式を取得すると引換えに、A種優先株式1株につき(6)イに定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求（本項において以下「転換請求」といい、転換請求の効力が発生する日を、以下「転換請求日」という。）することができる。

イ 転換請求により交付する普通株式数の算定方法

A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式数は、以下の算式に従って算出される数とする。

（算式）

$$A種優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式数 = A種投資金額 \div A種転換価額$$

なお、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項の規定に従いこれを取り扱う。

ウ A種転換価額

A種転換価額は、以下に定める金額とする。

当初は、以下の(A)又は(B)に定める場合に応じて、それぞれに定める金額とする。

(A) 転換請求日において、当社の普通株式が上場等（金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場への上場又は登録をいう。以下同じ。）されている場合、転換請求日の直前の取引日（但し、終値（気配表示を含む。）のない日を除く。）の、当社の普通株式が上場等されている金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場における当社の普通株式の終値（気配表示を含む。）に相当する金額と、225円とのいずれか大きい方の金額とする。

(B) 転換請求日において、当社の普通株式が上場等されていない場合225円とする。

上記の規定に拘わらず、当社において以下の(i)乃至(v)に掲げる事由が発生した場合には、それぞれに定めるとおり、A種転換価額を調整する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位を切り捨てる。

(i) 当社が普通株式につき株式分割等を行う場合、以下の算式によりA種転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て前の普通株式の発行済株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「株式分割等後の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て後の普通株式の発行済株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後のA種転換価額} = \text{調整前のA種転換価額} \times \frac{\text{株式分割等前の普通株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後の普通株式の発行済株式数}}$$

調整後のA種転換価額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

(ii) 調整前のA種転換価額を下回る価額をもって当社の普通株式を発行（自己株式の処分を含む。本(ii)において以下同じ。）する場合（但し、株式無償割当てを行う場合、潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。本項において以下同

じ。)、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき若しくは一定の事由の発生を条件として普通株式に転換し得る地位を伴う証券若しくは権利をいう。本(ii)において以下同じ。)の行使若しくは転換による場合、合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合、又は会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡しによる場合を除く。)、以下の算式によりA種転換価額を調整する。なお、本項において「株式総数」とは、調整後のA種転換価額を適用する日の前日時点での普通株式の発行済株式数(当社が保有するものを除く。)に、同日時点での発行済みの潜在株式等(当社が保有するものを除く。)の目的となる普通株式の数を加えたものをいう。また、本(ii)の算式において、自己株式の処分を行う場合には、「発行価額」を「処分価額」に、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、それぞれ読み替える。

$$\text{調整後のA種転換価額} = \text{調整前のA種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの発行価額}}{\text{調整前のA種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のA種転換価額は、払込期日(払込期間が設定される場合はその期間の末日)の翌日以降、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 当社の普通株式に転換し得る株式を発行する場合(株式無償割当てを行う場合を含む。)で、当該株式の転換により交付される当社の普通株式の1株当たりの対価の額として当社の取締役会が決定した額が調整前のA種転換価額を下回る場合、以下の算式によりA種転換価額を調整する。但し、本(iii)の算式における「新規発行株式数」は、本(iii)による調整の適用の日にかかる発行株式の全てにつき普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\text{調整後のA種転換価額} = \text{調整前のA種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの対価の額}}{\text{調整前のA種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のA種転換価額は、払込期日(払込期間が設定される場合はその期間の末日)の翌日以降、株式無償割当てを行う場合には当該株式無償割当ての効力発生日(当該株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当社の普通株式を目的とする新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当てを行う場合を含む。)で、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額(本(iv)において以下「1株当たりの対価の額」という。)が調整前のA種転換価額を下回る場合、以下の算式によりA種転換価額を調整する。但し、本(iv)の算式における「新規発行株式数」は、本(iv)による調整の適用の日にかかる新株予約権の全てにつき行使又は普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\text{調整後のA種転換価額} = \text{調整前のA種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの対価の額}}{\text{調整前のA種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のA種転換価額は、割当日の翌日以降、新株予約権無償割当てを行う場合には当該新株予約権無償割当ての効力発生日(当該新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(v) (a)当社が存続会社若しくは存続会社の親会社となる合併、(b)当社が完全親会社若しくは完全親会社の親会社となる株式交換、又は(c)当社が分割承継会社若しくは分割承継会社の親会社となる会社分割が行われる場合で、合併により消滅会社の株主に割り当てられる当社の株式、株式交換により完全子会社の株主に割り当てられる当社の株式又は会社分割により分割会社若しくは分割会社の株主に割り当てられる当社の株式(本(v)において以下「割当株式」という。)1株当たりの価値(当社の取締役会の決定により合理的に定められる額とし、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、普通株式1株当たりに換算した額とする。本(v)において以下同じ。)が調整前のA種転換価額を下回る場合、以下の算式によりA種転換価額を調整する。但し、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、本(v)の算式における「割当株式数」は、かかる株式の目的となる普通株式の数とする。

$$\text{調整後の A 種転換価額} = \text{調整前の A 種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{割当株式数} \times 1 \text{株当たりの価値}}{\text{調整前の A 種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{割当株式数}}$$

調整後の A 種転換価額は、当該合併、株式交換又は会社分割の効力発生日以降これを適用する。

(7) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(注) 3. B種優先株式の内容は以下のとおりです。

(1) 剰余金の配当

ア 剰余金の配当

当社は、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録された B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対し、B 種優先株式 1 株につき、普通株式 1 株当たりの配当金に、配当支払日における B 種転換比率（以下に定義される。）を乗じた額の配当を、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主及び普通登録株式質権者、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録された A 種優先株主及び A 種優先登録株式質権者、並びに配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録された C 種優先株主及び C 種優先登録株式質権者と同順位にて支払う。なお、B 種優先株式 1 株当たりの配当金に、B 種優先株主及び B 種優先登録株式質権者が権利を有する B 種優先株式の数に乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

「B 種転換比率」とは、その時点での B 種投資金額（(1)イに定義される。以下同じ。）を、B 種転換価額（(7)ウに定義される。以下同じ。）で除した数（小数点以下第 3 位まで算出し、その小数点以下第 3 位を切り捨てる。）をいう。

イ B 種投資金額

当初は 75 円とする。

当社が B 種優先株式につき株式分割等を行う場合、以下の算式により B 種投資金額を調整する。なお、調整の結果 1 円未満の端数が生じた場合、小数点以下第 3 位まで算出し、小数点以下第 3 位を切り捨てる。また、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前の B 種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て前の B 種優先株式の発行済株式数（但し、その時点で当社が保有する B 種優先株式を除く。）」、「株式分割等後の B 種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て後の B 種優先株式の発行済株式数（但し、その時点で当社が保有する B 種優先株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後の B 種投資金額} = \text{調整前の B 種投資金額} \times \frac{\text{株式分割等前の B 種優先株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後の B 種優先株式の発行済株式数}}$$

調整後の B 種投資金額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

その他上記 に類する事由が発生した場合は、B 種投資金額は、取締役会の決定により適切に調整される。

(2) 剰余財産の分配

ア 剰余財産の分配

当社は、当社の解散に際して剰余財産を分配するときは、B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A 種優先株主及び A 種優先登録株式質権者並びに C 種優先株主及び C 種優先登録株式質権者と同順位にて、B 種優先株式 1 株当たり、B 種投資金額に相当する額を支払う。なお、B 種優先株式 1 株当たりの剰余財産の分配額に、B 種優先株主及び B 種優先登録株式質権者が権利を有する B 種優先株式の数に乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。また、当社は、剰余財産の分配額が、ある順位の剰余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余財産の分配を行う。

イ 参加条項

B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対して第(1)号に従って剰余財産の分配を行った後になお剰余財産がある場合、B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権

者、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者並びにC種優先株主及びC種優先登録株式質権者と同順位にて、B種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額に残余財産分配時におけるB種転換比率を乗じた額の残余財産の分配を行う。

(3) 譲渡制限

譲渡によるB種優先株式の取得については当社の取締役会の承認を要する。

(4) 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有する。

(5) 種類株主総会の議決権

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 金銭対価の取得条項（強制償還）

当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日（本項において以下「強制償還日」という。）の到来をもって、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者の意思に拘わらず、当該強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、B種投資金額を交付すると引換えに、B種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、B種優先株式の一部取得を行うに当たり、B種優先株主が複数存在する場合には、取得するB種優先株式は、比例按分により当社の取締役会が決定する。

(7) 普通株式対価の取得請求権（転換請求権）

ア 転換請求権の内容

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者は、払込期日（2020年3月26日をいう。以下同じ。）の1年後の応当日以降、法令上可能な範囲で、当社がB種優先株式を取得すると引換えに、B種優先株式1株につき(7)イに定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求（本項において以下「転換請求」という。）することができる。

イ 転換請求により交付する普通株式数の算定方法

B種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式数は、以下の算式に従って算出される数とする。

（算式）

B種優先株式1株の取得と引換えに交付する = B種投資金額 ÷ B種転換価額

なお、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項の規定に従いこれを取り扱う。

ウ B種転換価額

B種転換価額は、以下に定める金額とする。

当初は50円とする。

上記の規定に拘わらず、当社において以下の(i)乃至(v)に掲げる事由が発生した場合には、それぞれに定めるとおり、B種転換価額を調整する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位を切り捨てる。

(i) 当社が普通株式につき株式分割等を行う場合、以下の算式によりB種転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て前の普通株式の発行済株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「株式分割等後の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て後の普通株式の発行済株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後のB種転換価額} = \text{調整前のB種転換価額} \times \frac{\text{株式分割等前の普通株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後の普通株式の発行済株式数}}$$

調整後のB種転換価額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

(ii) 調整前のB種転換価額を下回る価額をもって当社の普通株式を発行（自己株式の処分を含む。本(ii)において以下同じ。）する場合（但し、株式無償割当てを行う場合、潜在株式等（取得請求権

付株式、取得条項付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。本項において以下同じ。）、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき若しくは一定の事由の発生を条件として普通株式に転換し得る地位を伴う証券若しくは権利をいう。本(ii)において以下同じ。）の行使若しくは転換による場合、合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合、又は会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡しによる場合を除く。）、以下の算式によりB種転換価額を調整する。なお、本項において「株式総数」とは、調整後のB種転換価額を適用する日の前日時点での普通株式の発行済株式数（当社が保有するものを除く。）に、同日時点での発行済みの潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的となる普通株式の数を加えたものをいう。また、本(ii)の算式において、自己株式の処分を行う場合には、「発行価額」を「処分価額」に、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、それぞれ読み替える。

$$\text{調整後のB種転換価額} = \text{調整前のB種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの発行価額}}{\text{調整前のB種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のB種転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）の翌日以降、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 当社の普通株式に転換し得る株式を発行する場合（株式無償割当てを行う場合を含む。）で、当該株式の転換により交付される当社の普通株式の1株当たりの対価の額として当社の取締役会が決定した額が調整前のB種転換価額を下回る場合、以下の算式によりB種転換価額を調整する。但し、本(iii)の算式における「新規発行株式数」は、本(iii)による調整の適用の日にかかる発行株式の全てにつき普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\text{調整後のB種転換価額} = \text{調整前のB種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの対価の額}}{\text{調整前のB種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のB種転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）の翌日以降、株式無償割当てを行う場合には当該株式無償割当ての効力発生日（当該株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当社の普通株式を目的とする新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当てを行う場合を含む。）で、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額（本(iv)において以下「1株当たりの対価の額」という。）が調整前のB種転換価額を下回る場合、以下の算式によりB種転換価額を調整する。但し、本(iv)の算式における「新規発行株式数」は、本(iv)による調整の適用の日にかかる新株予約権の全てにつき行使又は普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\text{調整後のB種転換価額} = \text{調整前のB種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの対価の額}}{\text{調整前のB種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のB種転換価額は、割当日の翌日以降、新株予約権無償割当てを行う場合には当該新株予約権無償割当ての効力発生日（当該新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(v) (a)当社が存続会社若しくは存続会社の親会社となる合併、(b)当社が完全親会社若しくは完全親会社の親会社となる株式交換、又は(c)当社が分割承継会社若しくは分割承継会社の親会社となる会社分割が行われる場合で、合併により消滅会社の株主に割り当てられる当社の株式、株式交換により完全子会社の株主に割り当てられる当社の株式又は会社分割により分割会社若しくは分割会社の株主に割り当てられる当社の株式（本(v)において以下「割当株式」という。）1株当たりの価値（当社の取締役会の決定により合理的に定められる額とし、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、普通株式1株当たりに換算した額とする。本(v)において以下同じ。）が調整前のB種転換価額を下回る場合、以下の算式によりB種転換価額を調整する。但し、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、本(v)の算式における「割当株式数」は、かかる株式の目的となる普通株式

の数とする。

$$\text{調整後のB種転換価額} = \text{調整前のB種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株当たりの価値}}{\text{調整前のB種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{割当株式数}}$$

調整後のB種転換価額は、当該合併、株式交換又は会社分割の効力発生日以降これを適用する。

(注) 4. D種優先株式の内容は以下のとおりです。

(1) 剰余金の配当

ア 剰余金の配当

当社は、配当支払日（配当の基準日を定めた場合は基準日とする。以下同じ。）における最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株式の株主（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録株式質権者」という。）に対し、D種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金に、配当支払日におけるD種転換比率（以下に定義される。）を乗じた額の配当を、普通株主及び普通登録株式質権者、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者、C種優先株主及びC種優先登録株式質権者、並びに配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録されたE種優先株式を有する株主（以下「E種優先株主」という。）及びE種優先株式の登録株式質権者（以下「E種優先登録株式質権者」という。）と同順位にて支払う。なお、D種優先株式1株当たりの配当金に、D種優先株主及びD種優先登録株式質権者が権利を有するD種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

「D種転換比率」とは、その時点でのD種投資金額（下記イに定義される。以下同じ。）を、D種転換価額（(7)ウに定義される。以下同じ。）で除した数（小数点以下第3位まで算出し、その小数点以下第3位を切り捨てる。）をいう。

イ D種投資金額

当初は10,000,000円とする。

当社がD種優先株式につき株式分割、株式併合又は株式無償割当て（総称して、以下「株式分割等」という。）を行う場合、以下の算式によりD種投資金額を調整する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位を切り捨てる。また、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前のD種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て前のD種優先株式の発行済株式数（但し、その時点で当社が保有するD種優先株式を除く。）」、「株式分割等後のD種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て後のD種優先株式の発行済株式数（但し、その時点で当社が保有するD種優先株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後のD種投資金額} = \text{調整前のD種投資金額} \times \frac{\text{株式分割等前のD種優先株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後のD種優先株式の発行済株式数}}$$

調整後のD種投資金額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式割当ての効力発生日（当該株式併合又はまぶしき無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

その他上記に類する事由が発生した場合は、D種投資金額は、取締役会の決定により適切に調整される。

(2) 残余財産の分配

ア 残余財産の分配

当社は、当社の解散に際して残余財産を分配するときは、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者、C種優先株式及びC種優先登録株式質権者、並びにE種優先株主及びE種優先登録株式質権者と同順位にて、D種優先株式1株当たり、D種投資金額に相当する額を支払う。なお、D種優先株式1株当たりの残余財産の分配額に、D種優先株主及びD種優先登録株式質権者が権利を有するD種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。また、当社は、残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により残余財産の分配を行う。

イ 参加条項

D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して(2)アに従って残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者、C種優先株主及びC種優先登録株式質権者、並びにE種優先株主及びE種優先登録株式質権者と同順位にて、D種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額に残余財産分配時におけるD種転換比率を乗じた額の残余財産の分配を行う。

(3) 譲渡制限

譲渡によるD種優先株式の取得については当社の取締役会の承認を要する。

(4) 議決権

D種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 種類株主総会の議決権

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、D種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 金銭対価の取得条項(強制償還)

当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「強制償還日」という。)の到来をもって、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者の意思に拘わらず、当該強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、D種投資金額を交付するのと引換えに、D種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、D種優先株式の一部取得を行うに当たり、D種優先株主が複数存在する場合には、取得するD種優先株式は、比例按分により当社の取締役会が決定する。

(7) 普通株式対価の取得請求権(転換請求権)

ア 転換請求権の内容

D種優先株主又はD種優先登録株式質権者は、払込期日の1年後の応当日以降、法令上可能な範囲で、当社がD種優先株式を取得するのと引換えに、D種優先株式1株につき下記イに定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求(以下「転換請求」という。)することができる。

イ 転換請求により交付する普通株式数の算定方法

D種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式数は、以下の算式に従って算出される数とする。

(算式)

$$\text{D種優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式数} = \text{D種投資金額} \div \text{D種転換価額}$$

なお、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項の規定に従いこれを取り扱う。

ウ D種転換価額

D種転換価額は、以下に定める金額とする。

当初は50円とする。

上記の規定に拘わらず、当社において以下の(i)乃至(v)に掲げる事由が発生した場合には、それぞれに定めるとおり、D種転換価額を調整する。なお、調整の結果1年未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下3位を切り捨てる。

(i) 当社が普通株式につき株式分割等を行う場合、以下の算式によりD種転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て前の普通株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「株式分割等後の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て後の普通株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後のD種転換価額} = \text{調整前のD種転換価額} \times \frac{\text{株式分割等前の普通株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後の普通株式の発行済株式数}}$$

調整後のD種転換価額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当て効力発生日(当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

(ii) 調整前のD種転換価額を下回る価額をもって当社の普通株式を発行（自己株式の処分を含む。本(ii)において以下同じ。）する場合（但し、(a)株式無償割当てを行う場合、(b)潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。本項において以下同じ。）、その他その所有者若しくは当社の請求に基づき若しくは一定の事由の発生を条件として普通株式に転換し得る地位を伴う証券若しくは権利をいう。以下同じ。）の行使若しくは転換による場合、(c)合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合、又は(d)会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡しによる場合を除く。）、以下の算式によりD種転換価額を調整する。なお、本項において「株式総数」とは、調整後のD種転換価額を適用する日の前日時点での普通株式の発行済株式数（当社が保有するものを除く。）に、同日時点での発行済みの潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的となる普通株式の数を加えたものをいう。

また、本(ii)の算式において、自己株式の処分を行う場合には、「発行価額」を「処分価額」に、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、それぞれ読み替える。

$$\text{調整後のD種転換価額} = \text{調整前のD種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの発行価額}}{\text{調整前のD種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のD種転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）の翌日以降、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 当社の普通株式に転換し得る株式を発行する場合（株式無償割当てを行う場合を含む。）で、当該株式の転換により交付される当社の普通株式の1株当たりの対価の額として当社の取締役会が決定した額が調整前のD種転換価額を下回る場合、以下の算式によりD種転換価額を調整する。

但し、本(iii)の算式における「新規発行株式数」は、本(iii)による調整の適用の日にかかる発行株式の全てにつき普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\text{調整後のD種転換価額} = \text{調整前のD種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの対価の額}}{\text{調整前のD種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のD種転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）の翌日以降、株式無償割当てを行う場合には当該株式無償割当ての効力発生日（当該株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降、又、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当社の普通株式を目的とする新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当てを行う場合を含む。）で、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額（以下本(iv)において、「1株当たりの対価の額」という。）が調整前のD種転換価額を下回る場合、以下の算式によりD種転換価額を調整する。

但し、本(iv)の算式における「新規発行株式数」は、本(iv)による調整の適用の日にかかる新株予約権の全てにつき行使又は普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\text{調整後のD種転換価額} = \text{調整前のD種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの対価の額}}{\text{調整前のD種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のD種転換価額は、割当日の翌日以降、新株予約権無償割当てを行う場合には当該新株予約権無償割当ての効力発生日（当該新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は、当該基準日の翌日）以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(v) (a)当社が存続会社若しくは存続会社の親会社となる合併、(b)当社が完全親会社若しくは完全親会社の親会社となる株式交換、又は(c)当社が分割承継会社若しくは分割承継会社の親会社となる会社分割が行われる場合で、合併により消滅会社の株主に割り当てられる当社の株式、株式交換により完全子会社の株主に割り当てられる当社の株式又は会社分割により分割会社若しくは分割会社の株主に割り当てられる当社の株式（以下「割当株式」という。）1株当たりの価値（当社の取締役会の決定により合理的に定められる額とし、かかる割当株式が当社の普通株式に転換しうる株式である場合、普通株式1株当たりに換算した額とする。以下同じ。）が調整前のD種転換価額を下回る場合、以下の算式により

D種転換価額を調整する。

但し、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、本(v)の算式における「割当株式数」は、かかる株式の目的となる普通株式の数とする。

$$\text{調整後のD種転換価額} = \text{調整前のD種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株当たりの価値}}{\text{調整前のD種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{割当株式数}}$$

調整後のD種転換価額は、当該合併、株式交換又は会社分割の効力発生日以降これを適用する。

(8) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(注) 5. E種優先株式の内容は以下のとおりです。

(1) 剰余金の配当

ア 剰余金の配当

当社は、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、E種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金に、配当支払日におけるE種転換比率(以下に定義される。)を乗じた額の配当を、普通株主及び普通登録株式質権者、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者、C種優先株主及びC種優先登録株式質権者、並びにD種優先株主及びD種優先登録株式質権者と同順位にて支払う。なお、E種優先株式1株当たりの配当金に、E種優先株主及びE種優先登録株式質権者が権利を有するE種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

「E種転換比率」とは、その時点でのE種投資金額(下記イに定義される。以下同じ。)を、E種転換価額(下記(7)ウに定義される。以下同じ。)で除した数(小数点以下第3位まで算出し、その小数点以下第3位を切り捨てる。)をいう。

イ E種投資金額

E種投資金額は以下のとおりとする。

当初は10,000,000円とする。

当社がE種優先株式につき株式分割、株式併合又は株式無償割当て(総称して、以下「株式分割等」という。)を行う場合、以下の算式によりE種投資金額を調整する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位を切り捨てる。また、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前のE種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て前のE種優先株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有するE種優先株式を除く。）」、「株式分割等後のE種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て後のE種優先株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有するE種優先株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後のE種投資金額} = \text{調整前のE種投資金額} \times \frac{\text{株式分割等前のE種優先株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後のE種優先株式の発行済株式数}}$$

調整後のE種投資金額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日(当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

その他上記に類する事由が発生した場合は、E種投資金額は、取締役会の決定により適切に調整される。

(2) 残余財産の分配

ア 残余財産の分配

当社は、当社の解散に際して残余財産を分配するときは、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者、C種優先株主及びC種優先登録株式質権者、並びにD種優先株主及びD種優先登録株式質権者と同順位にて、E種優先株式1株当たり、E種投資金額に相当する額を支払う。なお、E種優先株式1株当たりの残余財産の分配額に、E種優先株主及びE種優先登録株式質権者が権利を有するE種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。また、当社は、残余財産の分配額が、ある順位の残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により残余財産の分配を行う。

イ 参加条項

E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して上記アに従って残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者、C種優先株主及びC種優先登録株式質権者、並びにD種優先株主及びD種優先登録株式質権者と同順位にて、E種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額に残余財産分配時におけるE種転換比率を乗じた額の残余財産の分配を行う。

(3) 譲渡制限

譲渡によるE種優先株式の取得については当社の取締役会の承認を要する。

(4) 議決権

E種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 種類株主総会の議決権

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、E種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 金銭対価の取得条項(強制償還)

当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「強制償還日」という。)の到来をもって、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者の意思に拘わらず、当該強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して、E種投資金額を交付するのと引換えに、E種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、E種優先株式の一部取得を行うにあたり、E種優先株主が複数存在する場合には、取得するE種優先株式は、比例按分により当社の取締役会が決定する。

(7) 普通株式対価の取得請求権(転換請求権)

ア 転換請求権の内容

E種優先株主又はE種優先登録株式質権者は、払込期日(E種優先株式が最初に発行された日をいう。以下同じ。)の1年後の応当日以降、法令上可能な範囲で、当社がE種優先株式を取得するのと引換えに、E種優先株式1株につき下記イに定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求(以下「転換請求」という。)することができる。

イ 転換請求により交付する普通株式数の算定方法

E種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式数は、以下の算式に従って算出される数とする。

(算式)

$$E種優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式数 = E種投資金額 \div E種転換価額$$

なお、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項の規定に従いこれを取り扱う。

ウ E種転換価額

E種転換価額は、以下に定める金額とする。

当初は24円とする。

上記の規定に拘わらず、当社において以下の(i)乃至(v)に掲げる事由が発生した場合には、それぞれに定めるとおり、E種転換価額を調整する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位を切り捨てる。

(i) 当社が普通株式につき株式分割等を行う場合、以下の算式によりE種転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て前の普通株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「株式分割等後の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て後の普通株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後のE種転換価額} = \text{調整前のE種転換価額} \times \frac{\text{株式分割等前の普通株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後の普通株式の発行済株式数}}$$

調整後のE種転換価額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又

は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日(当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

(ii) 調整前のE種転換価額を下回る価額をもって当社の普通株式を発行(自己株式の処分を含む。本(ii)において以下同じ。)する場合(但し、株式無償割当てを行う場合、潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。本項において以下同じ。))、その他その所有者若しくは当社の請求に基づき若しくは一定の事由の発生を条件として普通株式に転換し得る地位を伴う証券若しくは権利をいう。以下同じ。)の行使若しくは転換による場合、合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合、又は会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡しによる場合を除く。)、以下の算式によりE種転換価額を調整する。なお、本項において「株式総数」とは、調整後のE種転換価額を適用する日の前日時点での普通株式の発行済株式数(当社が保有するものを除く。)に、同日時点での発行済みの潜在株式等(当社が保有するものを除く。)の目的となる普通株式の数を加えたものをいう。

また、本(ii)の算式において、自己株式の処分を行う場合には、「発行価額」を「処分価額」に、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、それぞれ読み替える。

$$\text{調整後のE種転換価額} = \text{調整前のE種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの発行価額}}{\text{調整前のE種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のE種転換価額は、払込期日(払込期間が設定される場合はその期間の末日)の翌日以降、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 当社の普通株式に転換し得る株式を発行する場合(株式無償割当てを行う場合を含む。)で、当該株式の転換により交付される当社の普通株式の1株当たりの対価の額として当社の取締役会が決定した額が調整前のE種転換価額を下回る場合、以下の算式によりE種転換価額を調整する。

但し、本(iii)の算式における「新規発行株式数」は、本(iii)による調整の適用の日にかかる発行株式の全てにつき普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\text{調整後のE種転換価額} = \text{調整前のE種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの対価の額}}{\text{調整前のE種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のE種転換価額は、払込期日(払込期間が設定される場合はその期間の末日)の翌日以降、株式無償割当てを行う場合には当該株式無償割当ての効力発生日(当該株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当社の普通株式を目的とする新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当てを行う場合を含む。)で、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額(以下本(iv)において「1株当たりの対価の額」という。)が調整前のE種転換価額を下回る場合、以下の算式によりE種転換価額を調整する。

但し、本(iv)の算式における「新規発行株式数」は、本(iv)による調整の適用の日にかかる新株予約権の全てにつき行使又は普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\text{調整後のE種転換価額} = \text{調整前のE種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの対価の額}}{\text{調整前のE種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のE種転換価額は、割当日の翌日以降、新株予約権無償割当てを行う場合には当該新株予約権無償割当ての効力発生日(当該新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(v) (a)当社が存続会社若しくは存続会社の親会社となる合併、(b)当社が完全親会社若しくは完全親会社の親会社となる株式交換、又は(c)当社が分割承継会社若しくは分割承継会社の親会社となる会社分割が行われる場合で、合併により消滅会社の株主に割り当てられる当社の株式、株式交換により完全子会社の株主に割り当てられる当社の株式又は会社分割により分割会社若しくは分割会社の株主に割り当てられる当社の株式(以下「割当株式」という。)1株当たりの価値(当社の取締役会の決定により合理

的に定められる額とし、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、普通株式1株当たり換算した額とする。以下同じ。)が調整前のE種転換価額を下回る場合、以下の算式によりE種転換価額を調整する。

但し、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、本(v)の算式における「割当株式数」は、かかる株式の目的となる普通株式の数とする。

$$\text{調整後のE種転換価額} = \text{調整前のE種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株当たりの価値}}{\text{調整前のE種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{割当株式数}}$$

調整後のE種転換価額は、当該合併、株式交換又は会社分割の効力発生日以降これを適用する。

(8) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

ストック・オプション制度の内容は「第5 経理の状況、1 連結財務諸表等、(1)連結財務諸表 注記事項」の(ストック・オプション等関係)に記載しております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

- イ. 2020年8月28日付で、D種優先株式及び第12回新株予約権の発行に先立ち、いちごトラストが保有していた第11回新株予約権の全部が放棄され、その結果、第11回新株予約権は全て消滅いたしました。
- ロ. 2020年8月28日付で、いちごトラストを割当先とする第三者割当により第12回新株予約権を発行し、2021年3月25日付でその一部が行使されております。当事業年度末日における第12回新株予約権の内容は以下のとおりであります。

第12回新株予約権(2020年8月28日発行)	
決議年月日	2020年8月26日
新株予約権の数	13個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	E種優先株式 3,601株(注)1
新株予約権行使時の払込金額	1株につき10,000,000円(注)2
新株予約権の行使期間	発行要項上、2020年10月1日から2024年6月30日(同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日)までとなりますが、本追加資本提携契約において、以下のとおり、2020年10月1日以降、四半期毎に段階的に行使可能となる旨を合意しています。 5個(行使価額総額:138億5,000万円): 2020年10月1日から2023年9月30日まで(同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日。以下同じ。) 5個(行使価額総額:138億5,000万円): 2021年1月1日から2023年12月31日まで 5個(行使価額総額:138億5,000万円): 2021年4月1日から2024年3月31日まで 5個(行使価額総額:138億5,000万円): 2021年7月1日から2024年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000,000円 本新株予約権の行使によりE種優先株式を発行する場合における資本組入額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(但し、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額)とします。
新株予約権の行使の条件	

新株予約権の譲渡に関する事項	発行要項上、第12回新株予約権は当社取締役会の承諾がない限り譲渡が禁止されており、また、本追加資本提携契約において、いちごトラストによる第12回新株予約権の譲渡が禁止されています。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度末における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. E種優先株式の内容は、「(1)株式の総数等、発行済株式」に記載のとおりです。
 2. 割当日後に次の各事由が生じたときは、次の各算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数については、これを切り上げることとする。

当社がE種優先株式につき株式分割（E種優先株式の無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が資本の減少、合併、会社分割又は株式交換を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併、会社分割又は株式交換の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整することができることとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年4月25日 (注) 1	244,753,900	846,165,800	17,499	114,362	17,499	141,347
2020年3月26日 (注) 2、3	1,692,000,000	2,538,165,800	51,000	190,562	51,000	217,547
2020年8月26日 (注) 4	-	2,538,165,800	-	190,562	217,547	-
2020年8月28日 (注) 5	500	2,538,166,300	2,500	193,062	2,500	2,500
2020年4月1日～ 2021年3月31日 (注) 6	1,939	2,538,168,239	9,695	202,757	9,695	12,195

- (注) 1. 有償第三者割当 普通株式 244,753,900株
 払込金額 1株につき143円
 資本組入額 1株につき71.5円
 割当先 海外機関投資家及び日亜化学工業株式会社
2. 有償第三者割当 A種優先株式 1,020,000,000株
 払込金額 1株につき100円
 資本組入額 1株につき50円
 割当先 株式会社INCJ
3. 有償第三者割当 B種優先株式 672,000,000株
 払込金額 1株につき75円
 資本組入額 1株につき37.5円
 割当先 いちごトラスト
4. 2020年8月26日を効力発生日として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金全額(217,547百万円)をその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替えております。
5. 有償第三者割当 D種優先株式 500株
 払込金額 1株につき10,000,000円
 資本組入額 1株につき5,000,000円
 割当先 いちごトラスト
6. 新株予約権の行使によるE種優先株式の発行に伴う増加であります。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		15	37	687	179	277	75,838	77,033	
所有株式数 (単元)		709,450	158,899	2,844,381	739,971	22,401	3,986,214	8,461,316	34,200
所有株式数の 割合(%)		8.38	1.88	33.62	8.75	0.26	47.11	100.00	

(注) 自己株式4株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

A種優先株式

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (単元)				10,200,000				10,200,000	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

B種優先株式

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)					1			1	
所有株式数(単元)					6,720,000			6,720,000	
所有株式数の割合(%)					100.00			100.00	

D種優先株式

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)					1			1	
所有株式数(単元)					5			5	
所有株式数の割合(%)					100.00			100.00	

E種優先株式

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)					1			1	
所有株式数(単元)					19			19	
所有株式数の割合(%)					100.00			100.00	

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社INCJ	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	1,234,000,000	48.62
いちごトラスト(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	Elgin Court, Elgin Avenue, P.O. Box 448, Grand Cayman, KY1-1106, Cayman Islands (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	672,002,439	26.48
日亜化学工業株式会社	徳島県阿南市上中町岡491番地100	34,965,000	1.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	18,475,700	0.73
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-12	10,472,200	0.41
羽田タートルサービス株式会社	東京都大田区羽田5丁目3-1スカイプラザオフィス12階	9,627,000	0.38
内海章雄	東京都大田区	9,432,700	0.37
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)	東京都中央区晴海1丁目8-12	9,282,200	0.37
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-12	7,801,500	0.31
JP MORGAN CHASE BANK 385781(常任代理人 株式会社みずほ銀行)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1品川インターシティA棟)	7,498,657	0.30
計		2,013,557,396	79.33

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行	27,555,900株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	18,475,700株

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
いちごトラスト(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	Elgin Court, Elgin Avenue, P.O. Box 448, Grand Cayman, KY1-1106, Cayman Islands (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	6,720,000	44.26
株式会社INCJ	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	2,140,000	14.10
日亜化学工業株式会社	徳島県阿南市上中町岡491番地100	349,650	2.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	184,757	1.22
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-12	104,722	0.69
羽田タートルサービス株式会社	東京都大田区羽田5丁目3-1スカイプラザ オフィス12階	96,270	0.63
内海章雄	東京都大田区	94,327	0.62
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)	東京都中央区晴海1丁目8-12	92,822	0.61
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-12	78,015	0.51
JP MORGAN CHASE BANK 385781(常任代理人 株式会社みずほ銀行)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM(東京都港区港南2丁目15-1品川インターシティA棟)	74,986	0.49
計		9,935,549	65.45

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 1,020,000,000 D種優先株式 500 E種優先株式 1,900		(1)株式の総数等に記載のとおり
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 846,131,600 B種優先株式 672,000,000	普通株式 8,461,316 B種優先株式 6,720,000	(1)株式の総数等に記載のとおり
単元未満株式	普通株式 34,200 E種優先株式 39		(1)株式の総数等に記載のとおり
発行済株式総数	2,538,168,239		
総株主の議決権		15,181,316	

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	普通株式 1	0
当期間における取得自己株式	普通株式 63	0

(注)当期間における取得自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数	普通株式 4		普通株式 67	

(注)当期間における保有自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含めておりません。

3 【配当政策】

利益配分につきまして、当社グループは、株主への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。しかしながら、当期（2021年3月期）は親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、配当原資となる利益剰余金もマイナスとなっていることから、誠に遺憾ながら既に開示のとおり無配とさせていただきます。また、A種優先株式、B種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式につきましても、無配といたします。

2022年3月期につきましては、業績及び財務状況の改善に向けた取り組みを進めておりますが、利益剰余金の回復には相当程度の時間を要する状況であることから、引き続き無配とさせていただきます。

当社は「毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めておりますが、年間の配当回数は決定しておりません。剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の執行と監督の分離を行い、経営の監督機能の強化及び経営の透明性、公正性の向上、並びに意思決定機能及び業務執行機能の迅速化を図るため、2020年8月26日の定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行し、新しいガバナンス体制構築に向けた取組みを行ってまいりました。当該取組みを今後も継続的に実行・改善し、上場企業にふさわしいガバナンス体制を堅持してまいります。新しいガバナンス体制における、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は以下のとおりです。

- ・当社は、当社グループが企業理念の実践を通して持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組み並びに取組方針をまとめた「コーポレートガバナンス基本方針」()を制定した。
- ・当社は、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、以下の基本的な考え方に沿ってコーポレート・ガバナンスの充実に向けて継続的な取組みを行う。

株主の権利・平等性を確保する

株主以外のさまざまなステークホルダーと適切に協働する

法令に基づく開示情報やそれ以外の企業情報の提供について適切に行い、透明性を確保する

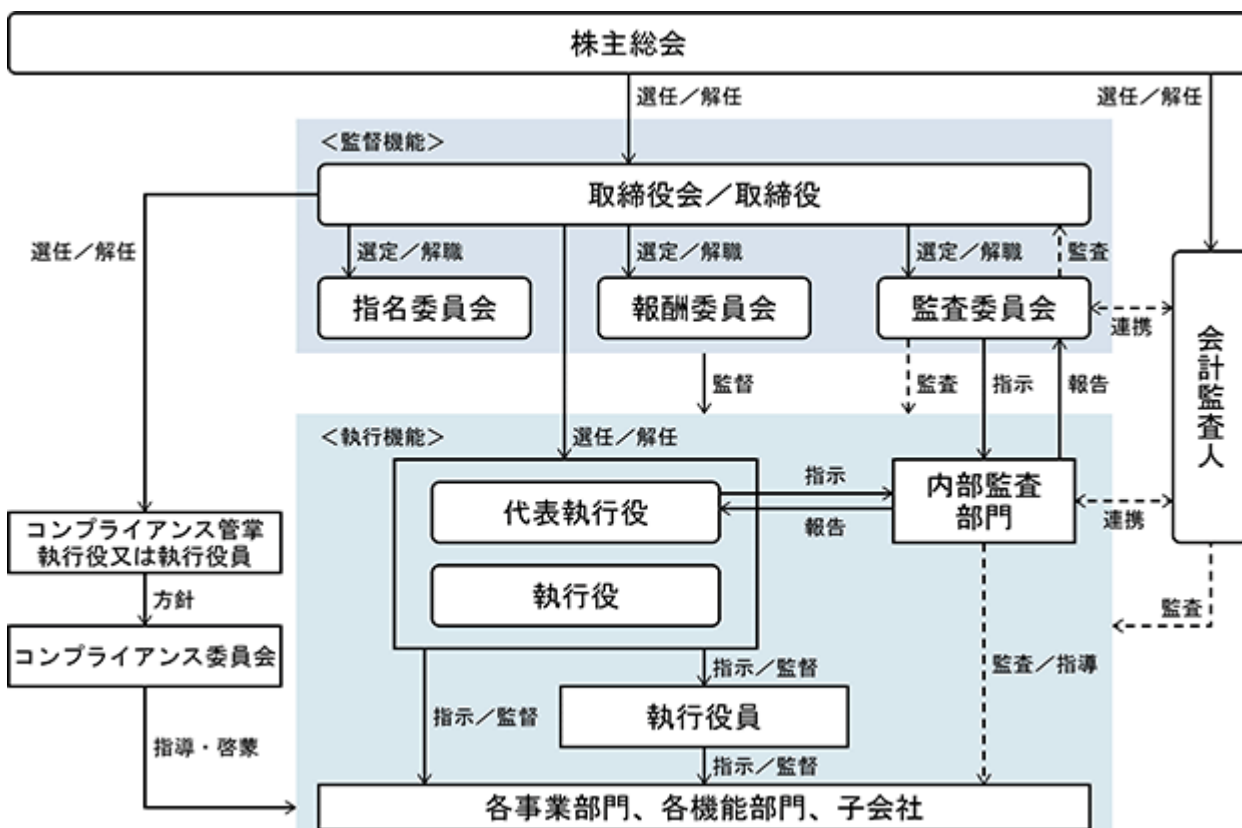
指名委員会等設置会社として、経営の監督と業務執行を分離し、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、事業を迅速に運営できる執行体制を確立するとともに、執行側から独立した社外取締役が過半数を占める取締役会による経営監督機能の実効性を確保する

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との間で建設的な対話を行う

()当社ホームページにて公開しています。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法に規定する指名委員会等設置会社として、経営の監督と業務執行を分離することにより、事業を迅速に運営できる執行体制の確立と経営監督機能の実効性の確保に努めています。社外取締役が過半数を占める取締役会において、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の各委員会を活用しながら、経営に対する実効性の高い監督を行い、健全かつ透明性のある経営の仕組みを構築・維持します。取締役会において、経営の基本方針その他重要事項を決定するとともに、執行役に対してその責任範囲を明確にした上で、法令、定款及び当社取締役会規則で定められた事項を除き、業務執行に関する決定権限を委譲します。



イ．取締役会

取締役会は株主からの委託を受け、効率的かつ実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を通して、当社が持続的に成長し中長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負っており、本有価証券報告書提出日現在、取締役会は7名の取締役（任期1年間）で構成されています。

取締役の過半数（5名）が社外取締役（内、4名が独立社外取締役）となっており、グローバルな企業経営に関する豊富な経験及び見識を有する取締役の意見を当社の経営に適切に反映させる体制を整えています。

取締役会は原則毎月1回開催され、重要事項の提案に対し多面的かつ十分な検討を行い、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するような建設的な議論を尽すとともに、取締役、執行役の職務の執行状況を監督しています。

ロ．委員会

(a) 監査委員会

社外取締役が過半数を占める監査委員会において、独立した客観的な立場から、取締役及び執行役の職務の執行の監査、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使等の役割・責務を負っています。

監査委員会の選定した常勤の監査委員会委員は、全社の重要課題を議論する重要会議等に出席し、また執行役や事業部門、本社機能部門他からの定期的なヒアリング等を通じて必要な情報を収集するなどにより、コーポレート・ガバナンスの実現状況を把握しています。内部監査部が、監査委員会事務局として委員会の職務を補助するとともに、緊密に連携してそれぞれの監査を実施し、また、原則毎月1回開催される監査委員会にて情報を共有することを通じて、実効性の高い監査委員会を維持しています。

(b) 指名委員会

社外取締役が過半数を占める指名委員会において、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定します。また、代表執行役、執行役及び執行役員員の選任・解任の基準、代表執行役、執行役等の選任・解任案、代表執行役、執行役等の後継者計画等に関する審議を行っています。

(c) 報酬委員会

社外取締役が過半数を占める報酬委員会において、取締役及び執行役の報酬等の決定に関する方針、並びに個人別の報酬等の内容等について審議・決定を行っています。

(d) 構成

	監査委員会	指名委員会	報酬委員会
委員長	植木 俊博	スコット キャロン	スコット キャロン
委員	川嶋 俊昭（社外）	栗田 良輔（社外）	栗田 良輔（社外）
	中野 伸之（社外）	東 伸之（社外）	東 伸之（社外）
		小関 珠音（社外）	小関 珠音（社外）

ハ．執行役

当社は、指名委員会等設置会社として、取締役会の決議により、本有価証券報告書提出日現在、執行役2名（ともに代表執行役）を選任しています。執行役は、取締役会から業務執行決定権限を委譲された代表執行役会長CEOを執行部門の長として、法令、定款及び当社取締役会規則で定められた事項を除き、業務に関する事項の決定を行うとともに、業務を執行しています。

ニ．執行役員

当社は、業務執行に係る迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を採用しています。取締役会又は代表執行役、執行役の委任により、各執行役員は代表執行役、執行役の監督下で、担当する領域において、当社の業務を執行しています。

ホ．コンプライアンス委員会

子会社を含めた当社グループのコンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス関連規則を整備するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループにおけるコンプライアンス違反の防止及び早期発見、自浄プロセスの機動性の向上を図っています。

コンプライアンス委員会の委員長は、取締役会で選任されたコンプライアンス管掌執行役若しくは執行役員がこれに当たり、コンプライアンス体制の整備を図っています。

コンプライアンス管掌執行役若しくは執行役員は、通報先として社内通報窓口、社外通報窓口及び監査委員会窓口から構成される内部通報制度及び海外子会社の従業員が違法・不正に関して当社の内部通報窓口（社内窓口又は監査委員会窓口）に対して直接通報できるグローバル内部通報制度を設け、法令違反その他

コンプライアンス違反の予防、発見に努めています。

へ．内部監査部

内部監査部は本有価証券報告書提出日現在において、専任者6名であります。内部監査部は、代表執行役に内部監査の結果を報告する他、監査委員会に対して継続的に職務の執行状況及び発見事項等を報告し、また、常勤の監査委員との定期的な情報共有や社外取締役である監査委員を含めたミーティング等により監査の実効性を確保しています。

企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

当社では、監査委員会の職務の執行のため必要な事項並びに執行役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の方針を「内部統制システムの基本方針」として取締役会で決議しており、その内容は以下のとおりであります。

1．監査委員会の職務の執行のために必要な事項

(1) 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社の監査委員会の職務を補助するため、内部監査部を監査委員会事務局とし、スタッフを必要数配置する。

(2) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査部部長及び監査委員会事務局スタッフの人事異動や懲戒処分、人事評価は、独立性を担保するために、監査委員会の事前の同意を必要とする。

(3) 当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び会計参与並びに使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制並びに当社子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制

当社グループの取締役、監査役、執行役、執行役員及び使用人（以下、総称して「役職員」という。）は、あらかじめ監査委員会と協議した決定事項に基づき、職務執行等の状況を定期又は不定期に監査委員又は監査委員会に報告する。その他、法令及び定款に違反する重大な事実、不正行為の事実又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、速やかに、当該事実を監査委員又は監査委員会に報告する。また、法令及び監査委員会規則等に基づき、監査委員会が役職員に対して報告を求めたときは、当該役職員は速やかに監査委員会に報告する。

コンプライアンス管掌執行役もしくは執行役員は、内部通報制度に寄せられた情報のうち、違法・不正に関するものを取締役会及び監査委員会に報告する。また、監査委員会の選定した監査委員は、子会社を含めて、執行側の内部通報窓口に通報された全ての内部通報にアクセスできる。

(4) 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報規則等の会社規則を定め、監査委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として、当社グループにおいて不利益な扱い（解雇、降格、減給等の懲戒処分や不利益な配置転換等の人事上の対抗措置の他、業務に従事させない、専ら雑務に従事させる等の事実上の措置を含む。）を受けないことを確保するための体制を整備する。

(5) 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査委員による職務の遂行について生じる費用の前払又は償還の請求があった場合には、当該監査委員の職務の遂行に必要なと明らかに認められる場合を除き、速やかにこれに応じる。

(6) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの役職員は、監査委員会によるヒアリングや往査等の調査に応じることで、監査の実効性を確保する。

当社は、監査委員会が取締役、執行役及び会計監査人、その他必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保する。

当社は、監査委員会が選定した監査委員が重要会議等に出席して意見を述べる機会を確保するほか、監

査委員会が選定した監査委員が決裁書、その他の重要書類の閲覧や役職員の説明又は報告を求める場合にはこれに応じる。

内部監査部は、内部監査の基本方針、年度計画、予算等について監査委員会へ事前に報告し、監査委員会からの意見を求めるとともに、監査委員会に対して継続的に職務の執行状況及び発見事項等を報告する等、監査委員会と情報交換及び緊密な連携を図る。

監査委員会は、必要に応じ、指名委員会及び報酬委員会との間で、相互に情報・意見交換等を行う等、随時連携を行う。

2. 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務及び当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制

(1) 当社の執行役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役等（取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者を総称した意味を有する。以下同じ。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の執行役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、JDI倫理規範（JDI Ethics）及びコンプライアンスの取り組みの基本事項を定めた規則を策定し、執行役及び執行役員自らが率先して遵守するとともに、当社グループの役職員に対して必要なコンプライアンスの教育・研修等を継続的に実施してその内容の浸透を図り、当社グループにおけるコンプライアンス意識の向上を推進する。

当社は、当社グループのコンプライアンスの推進を図るための委員会を設置するとともに、委員長となるコンプライアンス管掌執行役もしくは執行役員を選任し、当社グループにおけるコンプライアンス体制を整備する。

コンプライアンス管掌執行役もしくは執行役員は、通報先として社内通報窓口と社外通報窓口（法律事務所）から構成される内部通報制度を設け、法令違反その他コンプライアンス違反の予防、発見に努めるとともに、執行役等（当社並びに子会社の取締役、執行役及び執行役員をいう。以下同じ。）のマネジメントの関与の疑義がある案件については、通報先を監査委員会として、関係する執行役等が通報者及び通報内容を知りえない体制とする。

監査委員会の選定した監査委員は、当社の重要な会議に出席して情報を集めるとともに必要な場合に意見を申し述べ、定期的に執行役等をヒアリングするなど、当社グループにおける執行役等の職務状況を把握する。

当社は、当社の執行役等を当社子会社の役員として選任し、選任された執行役等は各当社子会社の業務執行の状況を把握するとともに、当社は、会議や個別の報告等を通じて各当社子会社における業務概況の報告を受け、当社グループ全体の経営の健全化を維持・向上するため、当社子会社に対し適正な助言や指導を行う。

当社グループにおける経営上の重要事項は、当社にて制定した当社子会社を含む決裁権限等を定めた社内規則及び取締役会規則に基づき、当社の承認のもとに実施することにより、当社子会社における業務の適正性を確保する。

内部監査部は、定期的に当社グループにおけるコンプライアンスの遵守状況の監査を実施し、代表執行役及び監査委員会へ報告を行う。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、各委員会議事録、その他重要な意思決定に関する重要書類（電磁的情報を含む。）は、法令及び社内規則に従い、適切に保存管理を行うとともに、取締役及び執行役が必要に応じて随時閲覧できる環境を整備する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの企業活動に潜在するリスクへの対策を講ずるための当社の取組み方針等を定めた規則を策定するとともに、事業計画の策定にあたっては当社グループにおける事業活動に影響を及ぼすリスクを低減させるための活動を定める。

当社各部署は、当社グループにおけるそれぞれの担当業務の領域に関し、リスク評価を行い、リスク評価の結果、その重要度に合わせ、関連規則の制定、教育の実施など、リスク低減の施策に取り組む。

(4) 当社の執行役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、法令、定款、取締役会規則等に従い、当社グループの経営目標を定めた中長期の経営基本

計画及びその実行計画である年度事業計画その他の経営に係わる重要な方針を決定し、取締役会で決定すべき事項以外の業務執行事項は、意思決定の迅速化及び効率化を図るため、執行役に委任する。取締役会は、年度事業計画の進捗評価のため、業績等について少なくとも四半期に1回報告を受け、執行役の職務の執行を監督する。

取締役会は、執行役の権限、責任の分配を適正に決定する。また、その業務執行状況等について、執行役から少なくとも四半期に1回報告を受ける。

社内意思決定の迅速化を図り、意思決定プロセスを明確にするため、明確で透明性の高い、各執行役、執行役員及び使用人の権限と責任を定める決定権限基準を整備する。各執行役、執行役員及び使用人は、取締役会決議及び社内規則等により設置された機関や手続に従い、当社グループの業務執行に関する重要事項について、迅速に審議・決定する。

執行役の職務分掌及び当社子会社運営に関する社内規則に基づき、当社各部署の責任分担に従って各当社子会社の運営全般に関する責任を有する主管責任者及び主管部署を定め、主管責任者又は主管部署は、関連部署との連携のもと、当社子会社に対する助言や指導を行う。

(5) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社子会社の運営に関する社内規則等を整備し、当社子会社の管理対象事項、管理方法及び当社管理部署を定め、管理対象部署は、当社子会社の取締役等から管理対象事項に関する必要な連絡等を受ける。

当社は、当社子会社の財務状況及び業績について、当社社内規則等により当社子会社から定期的に報告を受けるとともに、当社子会社の経営上の重要事項は、当社にて制定した当社子会社を含む決裁権限等を定めた社内規則等に基づき、当社の承認のもとに実施する。

ロ．取締役の定数

当社の取締役は3名以上10名以内とする旨を定款に定めております。

ハ．取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数による決議をもって行う旨、また、累積投票によらない旨を定款に定めております。

ニ．株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を可能にするため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

ホ．自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を目的として、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。

ヘ．中間配当

当社は機動的な配当を行うことを目的として、定款に取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定めております。

ト．取締役及び執行役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び執行役(執行役であった者を含む。)の損害賠償責任を、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び執行役が、期待される役割を十分に発揮することを目的とするものであります。

チ．責任限定契約の内容の概要

当社の取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は法令に定める

最低責任限度額としています。当該契約により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合でかつ、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって当社に対する損害賠償責任を負うものとしております。

リ．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、全ての取締役及び執行役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。

当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。但し、2014年4月から2020年3月期にかけての不適切な会計処理に起因した損害等については填補の対象外となっております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

ヌ．種類株式の議決権の有無の差異及び内容の差異並びにその理由

普通株式は、株主としての権利内容に制限のない株式であります。

A種優先株主、D種優先株主及びE種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。これは、資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

B種優先株主は、株主総会において議決権を有します。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

イ. 取締役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役取締役会議長指名 委員会委員長報酬委員会 委員長	スコット キャロル	1964年12月6日生	1988年4月 MIPS Computer Systems, Inc. 1991年9月 スタンフォード大学 アジアパシフィック クリサーチセンター 1994年3月 日本開発銀行 設備投資研究所 客員研 究員 1994年8月 バンカーズ・トラスト・アジア証券会 社 東京支店 1997年3月 モルガン・スタンレー証券会社 2000年6月 ブルデンシャルplc 日本駐在員事務 所 駐日代表 2001年5月 PCAアセット・マネジメント(株)(ブル デンシャルplc傘下) 代表取締役 2002年4月 モルガン・スタンレー証券会社 2003年1月 同社 株式統括本部長 2006年5月 いちごアセットマネジメント(株) 代 表取締役社長(現任) 2008年10月 いちご(株) 代表執行役会長 2008年11月 同社 取締役会議長 兼 代表執行役会 長(現任) 2012年5月 (株)チヨダ 社外監査役 2014年3月 CaaStle Inc. Independent Director (現任) 2015年5月 (株)チヨダ 社外取締役 2017年7月 いちご投資顧問(株) 執行役会長 2020年3月 当社 代表取締役会長 2020年6月 当社 代表取締役会長 兼 会長執行役 員 2020年6月 富士通(株) 社外取締役(現任) 2020年8月 当社 取締役 兼 代表執行役会長 2021年1月 当社 取締役 兼 代表執行役会長CEO (現任)	(注) 2	
取締役 監査委員会委員長	植木 俊博	1956年3月1日生	1981年4月 大日本インキ化学工業(株)(現DIC (株)) 入社 1981年11月 日本アイ・ピー・エム(株) 入社 1998年4月 同社 Display Business Unit 液晶開 発製造担当 2000年6月 米IBM本社 Distinguished Engineer 2001年4月 日本アイ・ピー・エム(株) 技術理事 2004年8月 NVTech(株) 取締役 研究開発担当 2004年8月 InfoVision Optoelectronics株式会 社 CTO 2007年3月 Videocon Displays Research(株) 代 表取締役社長 2010年4月 (株)ブイ・テクノロジー 執行役員 兼 技術開発部長 2012年4月 AvanStrate(株) CTO 2012年10月 同社 代表取締役社長 兼 CEO 2016年9月 日本電解株式会社 代表取締役社長 兼 CEO 2019年5月 当社 社長室 特命担当 2019年10月 当社 執行役員 COO 兼 前工程生産本 部長 2020年6月 当社 執行役員 2020年8月 当社 取締役(現任)	(注) 2	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員 (非常勤)	栗田 良輔	1958年5月29日生	1984年4月 デュボンジャパンリミテッド 入社 1998年4月 同社 Display Materials グローバル ビジネスマネージャー 2001年12月 E Ink Corporation Business Director 2004年4月 同社 Global Sales/Marketing Vice President 2010年10月 凸版印刷(株) 経営企画本部 副本部 長 2013年4月 Innova Dynamics, Inc. Global Sales/Marketing Vice President 2016年2月 (株)Project Far East 代表取締役 社長(現任) 2019年6月 当社 取締役(現任)	(注) 2	
取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員 (非常勤)	東 伸之	1964年3月31日生	1987年4月 (株)野村総合研究所 入社 1998年4月 野村證券(株) 入社 2000年7月 野村プリンシパル・ファイナンス (株) 出向 2011年12月 野村證券(株) 復帰 2012年4月 (株)産業革新機構(現(株)産業革新 投資機構) 入社 投資事業グルー プマネージングディレクター 2017年4月 (株)JOLED 社外取締役(現任) 2017年6月 当社 取締役 就任 2018年6月 当社 取締役 退任 2018年9月 (株)INCJ 出向 執行役員 投資事業 グループマネージングディレクター 2020年3月 当社 取締役(現任) 2020年8月 (株)INCJ 転籍 執行役員 投資事業 グループマネージングディレクター (現任)	(注) 2	
取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員 (非常勤)	小関 珠音	1965年10月30日生	1989年3月 一橋大学 経済学部卒業 学士(経済 学) 1989年4月 (株)日本興業銀行(現(株)みずほ フィナンシャルグループ) 2003年3月 一橋大学大学院 国際企業戦略研究 科 経営・金融専攻(修士課程)修了 修士(経営) 2004年3月 ベリングポイント(株)(現PwCコンサル ティング合同会社) 2005年3月 一橋大学大学院 国際企業戦略研究 科公共政策専攻(修士課程)修了 修 士(経営法) 2005年4月 GCA(株) 2006年8月 (株)dimmi 代表取締役 2012年2月 イノベーションドライブ合同会社 2012年4月 横浜市立大学 国際総合科学部 特 別契約准教授 2013年3月 東京大学大学院 工学系研究科 先端 学際工学専攻(博士課程)修了 博士 (学術) 2013年12月 山形大学工学部 産学連携准教授 2014年1月 (株)幹細胞イノベーション研究所 取締役 2014年4月 山形大学工学部 客員准教授(現任) 2014年5月 (株)幹細胞&デバイス研究所 取締役 2016年4月 大阪市立大学 大学院創造都市研究 科 准教授 2018年2月 (株)幹細胞&デバイス研究所 顧問 (現任) 2018年4月 大阪市立大学 大学院都市経営研究 科兼商学部 准教授(現任) 2020年8月 当社 取締役(現任)	(注) 2	普通株式 9,600

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
-----	----	------	----	----	--------------

取締役 監査委員会委員 (非常勤)	川嶋 俊昭	1947年6月14日生	1970年4月 1982年12月 1999年2月 2004年1月 2006年1月 2010年6月 2010年7月 2011年11月 2012年6月 2013年4月 2017年9月 2018年3月 2020年8月	アーサー・アンダーセン会計事務所 入所 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社入社 同社最終役職 CFO兼CAO 合弁会社日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社 財務本部長 日本法人日興シティグループ証券(株) 常務執行役員 財務本部長 同社 顧問 同社 退社 川嶋公認会計士事務所 開業 シティバンク銀行(株) 社外監査役 旧(株)ジャパンディスプレイ 監査役 当社 監査役 タカラレーベン不動産投資法人 監督役員(現任) ストームハーバー証券(株)社外監査役(現任) 当社 取締役(現任)	(注) 2	普通株式 6,400
取締役 監査委員会委員 (非常勤)	中野 伸之	1959年1月13日生	1983年4月 2002年4月 2005年5月 2013年1月 2014年2月 2015年6月 2018年6月 2018年9月 2020年3月 2020年6月 2020年8月 2021年1月	伊藤忠商事(株) 入社 同社 航空宇宙部 部長代行 ROHM Semiconductor U.S.A LLC 代表取締役社長 サンデン(株)(現サンデンホールディングス(株))入社 グローバル経営企画管理担当 (株)産業革新機構(現(株)産業革新投資機構) 入社 執行役員Value Enhancement Group マネージングディレクター ルネサスエレクトロニクス(株) 社外取締役 当社 取締役 (株)INCJ 執行役員 当社 取締役 退任 (株)INCJ 退社 当社 取締役(現任) (株)Kyulux 代表取締役社長 兼 最高経営責任者 兼 最高事業責任者(現任)	(注) 2	
計						普通株式 16,000

(注) 1. 取締役栗田良輔、東伸之、小関珠音、川嶋俊昭及び中野伸之は、社外取締役であります。

2. 2021年6月26日開催の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

ロ．執行役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表執行役会長 CEO	スコット キャロン	1964年12月6日生	イ．取締役の状況に記載のとおり	(注)	
代表執行役 CFO	大河内 聡人	1968年3月12日生	1990年4月 三井住友信託銀行(株) 入社 2001年7月 (株)KPMG FAS 2003年7月 (株)産業再生機構 2006年9月 日本GE(株) GEキャピタル事業開発本部 ディレクター 2014年6月 日本電産(株) CFO戦略室 室長 2016年2月 当社 戦略本部ビジネスアライアンス部 SGM 2017年10月 当社 経営戦略統括部 ビジネスアライアンス部 部長 2018年4月 当社 経営改革推進室 2018年11月 当社 事業改革統括部 統括部長 2019年5月 当社 執行役員 事業改革統括部 統括部長 2019年6月 当社 執行役員 事業開発統括部 統括部長 2019年10月 当社 執行役員 経営企画本部長 兼 ファイナンス本部長 2020年6月 当社 執行役員 CFO 2020年8月 当社 執行役 兼 CFO 2021年1月 当社 代表執行役CFO(現任)	(注)	普通株式 17,745
計					普通株式 17,745

(注) 選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結後最初に招集される取締役会終結の時までであります。

社外役員の状況

社外取締役は、その専門的な知識と企業経営等に関する豊富な経験に基づき、取締役の業務執行の監督、経営方針や経営計画等に対する助言及び取締役や主要株主等との利益相反取引の監督等を行うことに貢献しています。また、社外取締役は、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の構成員として、取締役の評価や選任等の手続きに関与し、公正性と透明性を確保しております。

社外取締役の独立性については当社が定めた基準のもと、会社法に定める社外取締役の要件を満たして社外取締役として選任されたものの中から、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者を社外独立取締役(具体的に以下の要件に該当しない者)として選定しています。

- a．当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- b．当社の主要な取引先又はその業務執行者
- c．当社から役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
- d．最近において上記のa、b又はcのいずれかに該当していた者
- e．次の()から()までのいずれかに掲げる者の二親等内の親族
 - () 上記aからdまでに掲げる者
 - () 当社の子会社の業務執行者
 - () 当社の子会社の業務執行者でない取締役
 - () 最近において()～()又は当社の業務執行者に該当していた者

当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係については次のとおりであります。

役職	氏名	兼任の状況
社外取締役	栗田 良輔	(株)Project Far East 代表取締役社長
社外取締役	東 伸之	(株)INCJ 執行役員 1 (株)JOLED 社外取締役 2
社外取締役	小関 珠音	大阪市立大学 大学院都市経営研究科兼商学部 准教授 (株)幹細胞&デバイス研究所 顧問 山形大学工学部 客員准教授

社外取締役	川嶋 俊昭	川嶋公認会計士事務所 所長 タカラレーベン不動産投資法人 監督役員 ストームハーバー証券株式会社 社外監査役
社外取締役	中野 伸之	(株)Kyulux 代表取締役社長 兼 最高経営責任者 兼 最高事業責任者 3

- 1 東 伸之の兼務先である株式会社INCJは、当社の発行済株式に係る議決権数の14.10%に相当する普通株式214,000,000株及びA種優先株式1,020,000,000株を保有する大株主であります。
- 2 当社は、東 伸之の兼職先である株式会社JOLEDとの間で同社製品の販売に関する販売店契約及び同社に対する技術支援契約を締結しております。
- 3 当社は、中野伸之の兼職先である株式会社Kyuluxの発行済株式に係る議決権数の0.75%に相当するA種優先株式6,666株を保有するとともに、同社との間で有機ELディスプレイに用いる材料サンプルの提供に関する契約を締結しておりますが、2021年3月期において有償の取引は発生しておらず、特筆すべき利害関係はありません。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査委員会の職務を補助するため、内部監査部を監査委員会事務局とし、内部監査部は、内部監査の基本方針、年度計画、予算等について監査委員会へ事前に報告し、監査委員会からの意見を求めるとともに、監査委員会に対して継続的に職務の執行状況及び発見事項等を報告するなど、監査委員会と情報交換及び緊密な連携を図ります。また、監査委員会は、必要に応じ、指名委員会及び報酬委員会との間で、相互に情報・意見交換等を行うなど、随時連携を図ります。

また、会計監査人は内部統制部門と連携して、子会社を含む内部統制監査を行い、その監査結果を監査委員会に対して報告します。内部監査部は、会計に関しては子会社を含む内部統制システムのなかで会計監査人と連携して監査を行い、会計以外の事項に関しては、内部統制システムのなかで独自に監査を行い、その結果を監査委員会に報告します。

(3) 【監査の状況】

監査委員会監査の状況

当社は2020年8月26日開催の第18期定時株主総会の議決をもって、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行しております。当社の監査委員会は社外取締役2名を含む3名の取締役から構成されております。なお、監査委員川嶋俊昭は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査委員会（指名委員会等設置会社への移行以前の2020年4月から8月の監査役会を含む）は、月次で実施の定時及び臨時にて年間17回（うち監査役会8回）開催しています。個々の監査委員の出席状況は以下の通りです。

役職名	氏名	出席状況	出席率
取締役（監査委員長）	植木 俊博	10/10回（うち監査役会1回）	100%
社外取締役（委員）	川嶋 俊昭	17/17回（うち監査役会8回）	100%
社外取締役（委員）	中野 伸之	9/9回（うち監査役会0回）	100%

当期の監査委員会の主要な検討事項は、監査方針、監査計画に基づき以下の通りとしております。

- ・ 内部統制上の監査
 - 「不適切な会計処理に対する体制再構築・再発防止策の確認/実施状況」
 - 「本社統制部門のモニタリングの実施状況」
- ・ 財務報告等の信頼性確保についての監査
 - 「経理財務体制/人材強化と会計ルール/承認プロセス見直し状況」
 - 「J-SOX体制再構築と運用状況、グループ会社管理強化状況」
- ・ 業務執行の妥当性及び効率性確保についての監査
 - 「本社/事業部/生産本部での事業推進/統制状況」
 - 「キャッシュ・フロー強化状況」

監査委員会の活動状況は、監査委員会運営のための組織・規則の整備、CEOをはじめとする執行役との定期的な

会合・意見交換、社内の重要な会議への出席、重要書類の閲覧、重要な財産の調査、事業部門などへのヒアリング、子会社調査等であり、内部監査部及び会計監査人と連携をとりながら、監査の実効性、効率性を高めています。内部監査部とは月次で打合せを行い、監査結果の確認及び意見交換を行っています。また、会計監査人からは監査計画についての説明を受けるとともに、四半期ごとに意見交換を実施し、連携を行っています。なお、新型コロナウイルスの感染拡大によって、監査委員会の監査リモートのウェブ会議で実施せざるを得なくなったものの、当初の監査計画に沿った活動を行うことができています。

内部監査の状況

当社における内部監査は、内部監査部（専任6名体制）が、当社グループを対象に実施しています。内部監査部は、監査の効果的、効率的な実施に努め、当社グループに対し内部統制システムの整備、コンプライアンス、リスク管理体制の遵守、整備状況を監査し、その結果に対し必要な改善事項を指摘し、改善状況のフォローアップを行います。内部監査に関する計画については、CEO及び監査委員会と協議し承認を得るとともに、監査の結果をCEO、CFO及び監査委員会に対して報告します。監査委員会とは月次で打合せを行い、監査結果の報告及び意見交換を行い、密接な連携を保っています。また、会計監査人とは、内部監査で把握した内部統制に関する重要な事象について情報を提供し必要に応じて意見交換をおこなっております。なお、新型コロナウイルスの感染拡大により、内部監査の対象拠点への訪問が困難となりましたが、ウェブ会議などのIT技術の活用による対応を推進しています。

会計監査の状況

a．監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b．継続監査期間

10年間

c．業務を執行した公認会計士

塚原 克哲
田中 敦
佐藤 和充

d．監査業務に係る補助者の構成

有限責任あずさ監査法人に所属する公認会計士14名及びその他18名の職員等が、会計監査業務の執行を補助しております。

e．監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定及び評価に際しては、当社の広範な業務内容に対応して効率的な監査業務を実施することができる一定の規模と世界的なネットワークを持つこと、審査体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などにより総合的に判断いたします。また、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」に基づき独立性を有することを確認するとともに、必要な専門性を有することについて検証し、確認いたします。

f．監査委員及び監査委員会による監査法人の評価

当社の監査委員会は、監査法人に対して、その独立性及び専門性、監査品質、監査活動の状況、監査報告の相当性について評価を行っており、同法人による会計監査は適正に行われていることを確認しております。

また、監査委員会は会計監査人の再任に関する確認決議をしており、その際には日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、総合的に評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	538	1	160	
連結子会社				
計	538	1	160	

(注) 前連結会計年度における監査証明業務に基づく報酬の額には、第17期の訂正財務諸表等に係る監査報酬390百万円が含まれております。

(提出会社における非監査業務の内容)

前連結会計年度・・・英文財務諸表作成支援業務に基づくものであります。

当連結会計年度・・・該当事項はありません。

b. 監査公認会計士等と同一ネットワークに属するKPMGに対する報酬(aを除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社		30		
連結子会社	43	60	42	32
計	43	91	42	32

(提出会社における非監査業務の内容)

前連結会計年度・・・IT関連支援業務に基づくものであります。

当連結会計年度・・・該当事項はありません。

(連結子会社における非監査業務の内容)

前連結会計年度・・・税務業務等に基づくものであります。

当連結会計年度・・・税務業務等に基づくものであります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は、事業規模や業務の特性等を勘案して監査日数等を検討し、監査報酬を決定しております。

監査報酬の決定にあたり、監査委員会の同意を得ております。

e. 監査委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りなどが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

報酬等の額の決定に関する方針

<方針の決定の方法>

当社は、会社法の規定により、報酬委員会が取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めています。

<基本方針>

中長期的な業績向上と企業価値向上に対する意欲を高めるため、執行役の報酬には業績連動報酬分を設け、会社業績・個人業績の結果が反映される体系とします。また、必要と認められる場合、ストック・オプションを付与します。社外取締役を除く取締役についてはその役位や担う役割・責務等、社外取締役についてはその役割と独立性の観点から、固定報酬にて決定します。

<報酬体系>

(i)取締役

(a)社外取締役

月例の固定報酬のみとし、人材獲得の困難さ、時間的拘束、委員会等の参加状況等に基づき、報酬委員会において審議し、決定します。

(b)社外取締役を除く取締役

月例の固定報酬のみとし、その役位や担う役割・責務等に基づき、報酬委員会において審議し、決定します。尚、執行役を兼務する取締役に対しては、取締役としての報酬は支給しません。

(ii)執行役

(a)基本報酬

月例の固定報酬とし、その役位や担う役割・責務等に基づき、報酬委員会において審議し、決定します。

(b)業績連動報酬

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度において目標となる業績指標に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給します。目標となる業績指標及びその値は、当該事業年度における事業計画と整合するよう計画策定時に設定するものとし、報酬委員会において、審議し、決定します。

当事業年度の業績連動報酬は支給しないことを決定したため、業績指標及びその目標値を設定しておりません。

(c)報酬割合

報酬等種類ごとの比率目安は、基本報酬：業績連動報酬 = 7：3を目安としています。

(d)ストック・オプション(非金銭報酬)

中長期的な業績向上及び企業価値向上並びに株価上昇に対するインセンティブ付与の観点から、必要と認められる場合、対象者、付与数、付与時期等について、報酬委員会において審議し、決定します。

当連結会計年度にかかる取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬委員会において決定方針との整合性を含めて総合的に検討しており、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

報酬委員会の権限・役割と活動内容

当社は指名委員会等設置会社として、社外取締役が過半数を占め透明性・客観性が確保された報酬委員会が取締役及び執行役の報酬決定に関する法定権限を有しております。具体的には、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に関わる決定に関する方針を定め、当該方針に基づいて取締役及び執行役の個人別の報酬内容を決定する権限を有しています。

当連結会計年度は合計3回開催し、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、取締役及び執行役の個別報酬の内容、役員報酬・賞与の減額等について審議しました。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	41	41	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く。)	18	18	-	-	2
執行役	34	34	-	-	2
社外役員	42	42	-	-	6

- (注) 1. 当社は2020年8月26日開催の第18期定時株主総会における承認を経て指名委員会等設置会社へ移行いたしました。そのため、上記監査役(社外役員の欄に含まれる社外監査役を含む)の員数及び報酬等の総額は、2020年4月1日から同年8月26日までの在任期間に係るものであります。
2. 上記執行役の員数は、指名委員会等設置会社への移行後に在任した執行役のうち執行役としての報酬を受けた員数であり、2020年12月31日付で辞任により退任した1名を含んでおります。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、もっぱら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式(政策保有株式)に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、当該株式が安定的な取引関係の構築や成長戦略に則った業務提携関係の維持・強化に繋がり、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合について、保有していく方針です。

この方針に則り、当社は所管の部門にて当該株式の重要性についての確認を継続的に行っており、保有の必要性が低くなった株式については、売却等の施策を採ることとしております。当連結会計年度末に保有している株式については、安定的な取引関係の構築等に向けた保有の必要性が高いものと認識しております。

- b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)
非上場株式	2	33
非上場株式以外の株式	-	-

- (当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

- (当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

- c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について適切に対応できる体制を整備するため、監査法人等の行うセミナー等にも参加し、情報収集に努めるとともに、決算業務体制の強化を図っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	66,672	55,705
売掛金	70,903	31,213
未収入金	48,148	15,332
商品及び製品	10,131	15,452
仕掛品	13,202	11,047
原材料及び貯蔵品	15,753	13,248
その他	4,699	4,382
貸倒引当金	81	79
流動資産合計	229,428	146,304
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	4 192,880	4 134,365
減価償却累計額	95,124	89,800
建物及び構築物(純額)	1 97,755	1 44,565
機械装置及び運搬具	4 407,970	4 346,666
減価償却累計額	381,687	336,762
機械装置及び運搬具(純額)	1 26,282	1 9,904
土地	1 10,014	1 6,661
リース資産	3,634	2,426
減価償却累計額	1,946	967
リース資産(純額)	1,688	1,458
建設仮勘定	3,890	3,795
その他	4 39,943	4 33,586
減価償却累計額	36,766	31,496
その他(純額)	1 3,176	2,090
有形固定資産合計	142,808	68,475
無形固定資産		
のれん	7,263	550
その他	4 1,661	4 1,230
無形固定資産合計	8,924	1,780
投資その他の資産		
投資有価証券	31	33
繰延税金資産	318	405
その他	8,926	8,001
貸倒引当金	692	2
投資その他の資産合計	8,584	8,438
固定資産合計	160,318	78,694
資産合計	389,746	224,998

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	88,439	36,567
電子記録債務	893	844
短期借入金	1, 3 42,055	1, 3 21,424
未払金	15,172	13,748
未払法人税等	2,587	2,161
賞与引当金	3,230	1,675
前受金	1 89,099	1,884
その他	18,002	11,055
流動負債合計	259,479	89,361
固定負債		
長期借入金	1, 3 53,680	1, 3 73,680
退職給付に係る負債	15,579	13,247
その他	7,642	6,879
固定負債合計	76,902	93,807
負債合計	336,382	183,168
純資産の部		
株主資本		
資本金	190,562	202,757
資本剰余金	307,348	101,996
利益剰余金	450,251	275,400
自己株式	0	0
株主資本合計	47,659	29,353
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	0	2
為替換算調整勘定	6,357	9,804
退職給付に係る調整累計額	2,913	352
その他の包括利益累計額合計	3,444	10,158
新株予約権	40	40
非支配株主持分	2,219	2,277
純資産合計	53,363	41,829
負債純資産合計	389,746	224,998

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
売上高	504,022	341,694
売上原価	1, 3 505,421	1, 3 336,553
売上総利益又は売上総損失()	1,399	5,141
販売費及び一般管理費	2, 3 37,136	2, 3 31,368
営業損失()	38,536	26,226
営業外収益		
受取利息	92	92
為替差益	1,420	-
業務受託料	1,184	1,009
受取賃貸料	556	543
補助金収入	113	93
その他	1,533	647
営業外収益合計	4,900	2,387
営業外費用		
支払利息	4,196	1,351
持分法による投資損失	10,007	-
為替差損	-	447
減価償却費	1,674	987
業務委託費	1,270	1,104
資産保全費用	1,293	2,168
支払補償費	-	1,119
その他	5,775	1,637
営業外費用合計	24,219	8,816
経常損失()	57,854	32,656
特別利益		
固定資産売却益	4 95	4 19,097
投資有価証券売却益	5 30,594	-
為替差益	-	6 5,629
事業構造改善費用戻入益	-	7 934
その他	-	8 36
特別利益合計	30,689	25,697
特別損失		
事業構造改善費用	9 67,178	9 10,543
減損損失	-	10 23,976
その他	11 4,103	11 238
特別損失合計	71,282	34,758
税金等調整前当期純損失()	98,446	41,716
法人税、住民税及び事業税	3,038	960
法人税等調整額	315	38
法人税等合計	2,722	922
当期純損失()	101,169	42,639
非支配株主に帰属する当期純利益	247	57
親会社株主に帰属する当期純損失()	101,417	42,696

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
当期純損失()	101,169	42,639
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1	2
為替換算調整勘定	2,559	3,446
退職給付に係る調整額	3,840	3,266
その他の包括利益合計	1,283	6,715
包括利益	99,886	35,923
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	100,133	35,982
非支配株主に係る包括利益	246	58

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	114,362	231,148	348,833	0	3,322
当期変動額					
新株の発行	76,200	76,200			152,400
欠損填補					-
親会社株主に帰属する当期純損失()			101,417		101,417
自己株式の取得					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	76,200	76,200	101,417	-	50,982
当期末残高	190,562	307,348	450,251	0	47,659

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1	8,916	6,754	2,160	53	1,972	862
当期変動額							
新株の発行							152,400
欠損填補							-
親会社株主に帰属する当期純損失()							101,417
自己株式の取得							-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1	2,559	3,841	1,283	12	246	1,518
当期変動額合計	1	2,559	3,841	1,283	12	246	52,500
当期末残高	0	6,357	2,913	3,444	40	2,219	53,363

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	190,562	307,348	450,251	0	47,659
当期変動額					
新株の発行	12,195	12,195			24,390
欠損填補		217,547	217,547		-
親会社株主に帰属する当期純損失()			42,696		42,696
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	12,195	205,352	174,850	0	18,306
当期末残高	202,757	101,996	275,400	0	29,353

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整 勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額 合計			
当期首残高	0	6,357	2,913	3,444	40	2,219	53,363
当期変動額							
新株の発行							24,390
欠損填補							-
親会社株主に帰属する当期純損失()							42,696
自己株式の取得							0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2	3,446	3,265	6,714	0	58	6,772
当期変動額合計	2	3,446	3,265	6,714	0	58	11,534
当期末残高	2	9,804	352	10,158	40	2,277	41,829

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	98,446	41,716
減価償却費	19,208	13,258
のれん償却額	1,452	1,452
減損損失	-	23,976
貸倒引当金の増減額(は減少)	387	13
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	453	912
支払利息	4,196	1,351
為替差損益(は益)	116	5,014
補助金収入	113	93
持分法による投資損益(は益)	10,007	-
投資有価証券売却損益(は益)	30,594	-
固定資産売却損益(は益)	95	19,074
事業構造改善費用戻入益	-	934
事業構造改善費用	67,178	10,543
その他の特別損益(は益)	4,103	201
売上債権の増減額(は増加)	19,980	40,233
未収入金の増減額(は増加)	1,521	32,804
たな卸資産の増減額(は増加)	30,945	243
未収消費税等の増減額(は増加)	2,724	2,937
仕入債務の増減額(は減少)	88,592	52,200
未払金の増減額(は減少)	2,569	1,314
未払費用の増減額(は減少)	8,193	12,708
前受金の増減額(は減少)	12,815	10,262
その他	6,698	655
小計	73,586	19,804
利息及び配当金の受取額	91	92
利息の支払額	4,207	1,319
法人税等の支払額	2,086	2,009
法人税等の還付額	85	-
特別退職金の支払額	7,408	81
営業活動によるキャッシュ・フロー	87,111	23,121
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	16,075	7,039
固定資産の売却による収入	101	523
投資有価証券の取得による支出	1,624	-
投資有価証券の売却による収入	46,320	-
固定資産の売却による支出	364	2,556
補助金の受取額	113	93
その他	400	167
投資活動によるキャッシュ・フロー	28,069	9,145

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	88,758	700
長期借入れによる収入	50,000	-
長期借入金の返済による支出	26,320	-
社債の償還による支出	25,000	-
株式の発行による収入	151,469	24,234
割賦債務の返済による支出	1,838	2,705
リース債務の返済による支出	208	298
借入手数料の支払額	1,661	300
財務活動によるキャッシュ・フロー	57,682	20,230
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,248	1,004
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	2,608	11,033
現金及び現金同等物の期首残高	68,988	66,380
現金及び現金同等物の期末残高	1 66,380	1 55,347

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、当連結会計年度において4期連続で営業損失及び重要な減損損失を、7期連続で親会社株主に帰属する当期純損失を計上したことにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消するため、当社グループは、全社的な事業構造の変革も含めた経営資源の最適化、設備稼働効率の改善、生産性向上による資産規模の適正化及びサプライチェーンの見直し等によるコストの更なる削減に加え、成長市場をターゲットとした設備投資、LTPS、Advanced-LTPS等のバックプレーン技術、液晶及び有機EL技術を共通技術基盤とした高付加価値デバイス製品の事業化推進、並びにそれらに関連する付帯ソフトサービス事業の新規展開等により製品・事業ポートフォリオを再編し、早期の黒字転換及び黒字体質の安定化を図っていく方針であります。

財務面では、2020年8月6日、当社は、株式会社INCJ(以下、「INCJ」といいます。)からの2019年8月7日付借入金(元本総額200億円)の返済期限を2020年8月8日から2021年8月8日まで1年間延長すること及び2019年9月2日付借入金(元本総額200億円)の返済期限を2020年9月3日から2022年9月3日まで2年間延長することにつき、INCJとの間で合意しました。また、Ichigo Trust(以下、「いちごトラスト」といいます。)に対する第三者割当増資により、2020年8月28日付でD種優先株式を発行し50億円を調達したほか、いちごトラストによる2021年3月25日付の第12回新株予約権の一部行使に伴うE種優先株式発行により、約194億円を調達しております。今後も当社グループの資金需要に応じて、いちごトラストが保有する未行使分の第12回新株予約権の行使により、E種優先株式の追加発行に伴う資金調達(残存出資相当額360億円)を予定するなど、財務体質の強化に向けて適時適切な資金調達策を講じてまいります。

一方で、世界的な半導体の需給逼迫を背景とした部材調達の一部制約及び顧客需要の変動等の影響により、早期の業績回復による黒字転換が遅延し、当社グループの資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性を勘案すると、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

(1) 連結子会社の数 10社

主要な連結子会社名は「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しています。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 0社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、JDI China Inc.、Suzhou JDI Electronics Inc.、Kaohsiung Opto-Electronics Inc.、KOE Asia Pte. Ltd.の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

・商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び運搬具 4年～7年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(残価保証がある場合には残価保証額)とする定額法によっております。

なお、一部の国際財務報告基準を適用している連結子会社については、国際財務報告基準第16号「リース」(以下、「IFRS第16号」という。)を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則として全てのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は次のとおりであります。

- ・ヘッジ手段...為替予約
- ・ヘッジ対象...商品輸出入による外貨建債権債務及び外貨建予定取引

ヘッジ方針

社内規程に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性の評価

為替予約については、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約を振り当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されており、決算日における有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の一定の期間にわたり定額法により償却を行っております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価格の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

・消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の期間費用としております。

(重要な会計上の見積り)

1. たな卸資産の評価損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

たな卸資産 評価損計上前金額	52,348百万円
たな卸資産の評価損	12,599 "
たな卸資産 連結貸借対照表価額	39,749百万円 ()

() 商品及び製品15,452百万円、仕掛品11,047百万円並びに原材料及び貯蔵品13,248百万円の合計であり、当個別財務諸表において計上されているたな卸資産18,290百万円(連結総資産額の8%)を含んでおります。

(2) その他の情報

連結財務諸表「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4.会計方針に関する事項(1)重要な資産の評価基準及び評価方法 たな卸資産」に記載のとおり、たな卸資産の連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定し、たな卸資産の評価損を計上しております。

たな卸資産に対して、一次的には機械的な評価損の計算を実施しております。機械的な評価損の計算においては評価の前提となる基礎情報を正確に適用する必要があります。特に、これまで手作業が多かった一定の回転期間を超える場合に定期的に帳簿価額を引き下げの方法(過剰評価損計算)について、当連結会計年度において基幹業務システムと財務報告に係るシステムとの連携体制を構築する等により、手作業が介在する余地の低減を図っております。

一方で、二次的に実施している個別的な評価損の計算として、販売計画又は需要見込に変動が生じた品目及び品質懸念品の評価については見積りの要素を含んでおり、転用、修復又は廃棄の可能性等を勘案して、個別に収益性の低下を適切に反映する価額を見積もっております。

今後の競争条件の改善又は悪化に伴い、一部の製品における販売量の増減や販売価格の変動が生じた場合、たな卸資産の評価損の計上額及び連結貸借対照表におけるたな卸資産残高に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

減損損失	23,976百万円
固定資産 連結貸借対照表価額	76,800百万円 ()

() 有形固定資産68,475百万円、無形固定資産1,780百万円及び一部の投資その他の資産6,544百万円の合計であります。

(2) その他の情報

連結財務諸表「注記事項(連結損益計算書関係)10 減損損失」に記載のとおり、収益性が低下した資産グループにつき、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

その際、回収可能価額は、主に不動産鑑定評価額に基づく正味売却価額と使用価値のいずれか高い方で算定しております。使用価値の算定は、過去の経験と外部からの情報を反映した今後5年分の事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を、割引率7.8%(前連結会計年度は7.0%)により現在価値に割引いて算定しております。

また、資産グループとして、各工場ライン(製造子会社含む)を設定しており、各工場ラインに対する製品区分毎の予測営業損益及び工場別の投資予算額等によって将来キャッシュ・フローを見積もっております。その他、予測収益及び営業損益については各工場ラインにおける主要な資産の残存耐用年数を対象期間として見積り、業界の技術革新の程度又は製品ライフサイクル等に応じて一定の補正計算を勘案したうえで算定しております。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には、減損損失の計上額及び連結貸借対照表における固定資産残高に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用します。

- (3) 当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産
また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度において区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において流動負債の「その他」に表示していた33,174百万円は、「未払金」15,172百万円、「その他」18,002百万円として組み替えております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「業務委託費」及び「資産保全費用」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度において区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において営業外費用の「その他」に表示していた8,340百万円は、「業務委託費」1,270百万円、「資産保全費用」1,293百万円、「その他」5,775百万円として組み替えておりません。

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度において特別利益に区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において営業外収益の「その他」に表示していた1,628百万円は、営業外収益の「その他」1,533百万円、特別利益の「固定資産売却益」95百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「固定資産売却損益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度において区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に表示していた6,602百万円は、「固定資産売却損益」95百万円、「その他」6,698百万円として組み替えております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(会計上の見積りの変更)

(退職給付に係る会計処理の過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理年数の変更)

当社は、従来、退職給付に係る会計処理の過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理年数を10年としておりましたが、従業員の平均残存勤務期間が短縮したため、当連結会計年度より費用処理年数を8年としております。

この変更に伴い、従来、費用処理年数によった場合と比較し、当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ1,145百万円増加しております。

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
建物及び構築物	90,580百万円	40,243百万円
機械装置及び運搬具	14,971 "	6,342 "
土地	6,027 "	2,937 "
その他(有形固定資産)	0 "	- "
合計	111,578百万円	49,523百万円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
前受金	87,988百万円	- 百万円
短期借入金	40,000 "	20,000 "
長期借入金	53,680 "	73,680 "

2 偶発債務

前連結会計年度(2020年3月31日)

当社白山工場において、生産時に必要な水処理設備等の運営作業のため複数のグループ外事業者と長期委託契約を締結しており、当連結会計年度末の未経過残高は総額10,648百万円(残年数は1年から7年)となっております。2019年6月12日付の取締役会決議後、白山工場の稼働停止が継続しておりますが、このまま解約となった場合は、当該長期委託契約について違約金等の債務計上及び支払が発生する可能性があります。

当連結会計年度(2021年3月31日)

(1)債務保証

当社は、従前グループ外事業者との間で、白山工場における生産に不可欠なユーティリティの設備管理を目的とする長期業務委託契約(以下「委託契約」という。)を締結しておりましたが、2020年10月1日付で同工場の資産を第三者に譲渡したことにより、当該譲渡先が委託契約を承継した結果、同年10月1日を効力発生日として、グループ外事業者において発生する損害を、当社が当該譲渡先と連帯して保証する旨の合意をいたしました。これに伴う当連結会計年度末における債務保証見込額は、2,408百万円であります。なお、今後新たな事象の発生等により、当該見込額に変更が生じる可能性があります。

(2)重要な訴訟

2020年7月16日付で、過年度決算における不適切な会計処理により損害を被ったとして、当社の株主1名及び当該株主が代表取締役を務める国内法人株主2名から、当社並びに当社の元取締役及び現取締役合計10名に対し、連帯して約3,858百万円の損害賠償を請求する訴訟が提起されました。当社といたしましては、今後、訴訟における原告の主張を踏まえて適切に対応してまいります。

3 財務制限条項等

前連結会計年度(2020年3月31日)

INCJとの間で締結している借入金契約には、以下の財務制限条項等が付されております。対象となる借入金契約の残高は次のとおりです。

短期借入金	40,000百万円	(1)
長期借入金(劣後特約付借入)	3,680 "	(2)
長期借入金(シニア・ローン)	50,000 "	(3)

(1) 以下の財務制限条項等が付されております。

借入人が債務超過となってはならない

借入人は、各事業年度の連結貸借対照表における純資産価額が、前期比75%を下回ってはならない

- (2) 上記 及び以下 の財務制限条項が付されております。
支配権変動事由が生じた場合に期限の利益を喪失する(チェンジ・オブ・コントロール条項)
- (3) 上記 及び以下 の財務制限条項が付されております。
以下の事由に該当した場合、併記金額の期限前弁済充当を要する
- (a) 白山工場に係る固定資産の売却 ... 総売却価額の40%
 - (b) 2020年3月26日付資金調達以降の新株発行、社債発行又は借入 ... 調達額の20%
 - (c) INCJ担保物件の売却(上記(a)を除く) ... 純売却価額の50%

なお、当連結会計年度中に債務超過となったことにより、 の条項に抵触してはありますが、INCJより当該条項を行使しない旨の合意を得ております。

また、(2)につき、当社は2020年1月31日にいちごトラストに対する第三者割当の方法による新株式の発行を決議し、同年3月26日に新株式の発行を完了したことにより の条項に抵触してはありますが、INCJより当該条項等を行使しない旨の合意を得ております。

加えて、(3)に係る条項のうち上記 (a)(b)に関し、2020年3月31日付開示の当社顧客及び国内事業会社への白山工場売却、並びに同年7月21日付追加資本提携契約に基づくいちごトラストに対する第三者割当の方法による新株式及び新株予約権の発行による追加の資金調達については、INCJより当該条項を行使しない旨の合意を得ております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

INCJとの間で締結している借入金契約には、以下の財務制限条項等が付されております。対象となる借入金契約の残高は次のとおりです。

短期借入金	20,000百万円	(1)
長期借入金	20,000 "	(2)
長期借入金(劣後特約付借入)	3,680 "	(3)
長期借入金(シニア・ローン)	50,000 "	(4)

- (1、 2) 以下の財務制限条項等が付されております。
借入人が債務超過となつてはならない
借入人は、各事業年度の連結貸借対照表における純資産価額が、前期比75%を下回ってはならない
- (3) 上記 及び以下 の財務制限条項が付されております。
支配権変動事由が生じた場合に期限の利益を喪失する(チェンジ・オブ・コントロール条項)
- (4) 上記 及び以下 の財務制限条項が付されております。
以下の事由に該当した場合、併記金額の期限前弁済充当を要する
- (a) 白山工場に係る固定資産の売却 ... 総売却価額の40%
 - (b) 2020年3月26日付資金調達以降の新株発行、社債発行又は借入 ... 調達額の20%
 - (c) INCJ担保物件の売却(上記(a)を除く) ... 純売却価額の50%

なお、(3)につき、当社は前連結会計年度において、いちごトラストに対してB種優先株式を発行したことにより の条項に抵触してはありますが、INCJより当該条項等を行使しない旨の合意を得ております。

また、(4)に係る条項のうち上記 (a)(b)に関し、以下(i)()については、INCJより当該条項を行使しない旨の合意を得ております。

()2020年3月31日付及び同年8月28日付最終契約に基づき実行された、当社顧客及び国内事業会社への白山工場の固定資産の譲渡

()2020年7月21日付資本提携契約に基づく、当社のいちごトラストに対する第三者割当の方法による新株式及び新株予約権の発行に係る追加の資金調達

4 国庫補助金等により固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
建物及び構築物	245百万円	245百万円
機械装置及び運搬具	16,034 "	15,512 "
その他(有形固定資産)	400 "	388 "
その他(無形固定資産)	69 "	69 "
合計	16,749百万円	16,215百万円

(連結損益計算書関係)

1 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額(は戻入益)は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上原価	2,856百万円	6,056百万円
合計	2,856百万円	6,056百万円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
荷造及び発送費	3,058百万円	3,944百万円
給料諸手当	7,071 "	5,658 "
賞与引当金繰入額	1,480 "	717 "
退職給付費用	626 "	655 "
外注費	2,810 "	2,190 "
研究開発費	3,857 "	4,273 "

3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
10,237百万円	7,969百万円

4 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		
貸与設備等の売却益	95百万円	白山工場固定資産の売却益	18,595百万円
		その他	502 "
合計	95百万円		19,097百万円

5 投資有価証券売却益

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

株式会社JOLEDの全株式を、代物弁済によりINCJに譲渡したことによるものであります。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

6 為替差益

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

白山工場の資産の譲渡に伴い、外貨建前受金の減額を対価としたことにより生じた為替差益であります。

7 事業構造改善費用戻入益

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

事業構造改善費用戻入益は、負担すべき補償責任が消滅したことによる戻入額657百万円、設備撤去及び工場売却準備に係る費用の節減に伴う戻入額276百万円であります。

8 その他特別利益

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

課徴金の確定により見込額との差額を戻し入れたものであります。

9 事業構造改善費用

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社グループでは、抜本的な構造改革の実施により経営の合理化を行うことで収益の改善を目指しており、本構造改革に伴う費用を事業構造改善費用として計上しております。

事業構造改善費用の内訳は、以下のとおりであります。

固定資産減損損失(注1)	54,176	百万円
早期退職関連費用(注2)	7,793	"
契約変更に伴う違約金	3,148	"
工場売却準備に係る費用	827	"
補助金の返還費用	800	"
その他	431	"
計	67,178	百万円

(注1) 固定資産の減損損失に係るものは、以下のとおりであります。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地、建設仮勘定、その他有形固定資産、その他無形固定資産	茂原工場 千葉県茂原市	2,291
	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地、建設仮勘定、その他有形固定資産、その他無形固定資産	石川工場 石川県能美郡川北町	1,081
	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、建設仮勘定、その他有形固定資産、その他無形固定資産	東浦工場 愛知県知多郡東浦町	1,698
	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地、建設仮勘定、その他有形固定資産、その他無形固定資産	白山工場 石川県白山市	46,096
	機械装置及び運搬具、建設仮勘定、その他有形固定資産、その他無形固定資産	フィリピン	672
遊休資産	建物及び構築物、その他有形固定資産	本社 東京都港区	13
	建物及び構築物、その他無形固定資産	西日本オフィス 大阪府大阪市	0
	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、建設仮勘定、その他有形固定資産、その他無形固定資産	茂原工場 千葉県茂原市	1,740
	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、建設仮勘定、その他有形固定資産	石川工場 石川県能美郡川北町	486
	建物及び構築物、建設仮勘定、その他有形固定資産	鳥取工場 鳥取県鳥取市	95
合計			54,176

原則として事業用資産については管理会計上の区分を基礎とし、製造工程等の関連性を加味してグルーピングしておりますが、遊休状態の資産については他の資産グループから独立したキャッシュ・フローを生み出す単位として個別にグルーピングしております。

事業用資産については、中小型ディスプレイ業界において、スマートフォン市場の成長停滞や顧客の有機EL(OLED)ディスプレイ採用拡大などを背景に、厳しい競争環境が継続しており、生産設備の一部につき収益性が低下したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額51,840百万円(主として機械装置及び運搬具45,738百万円)を特別損失に計上しております。

なお、事業用資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は主に鑑定評価額により評価しております。

遊休資産については、将来の使用が見込まれなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額2,336百万円(主として機械装置及び運搬具1,699百万円)を特別損失に計上しております。

なお、遊休資産の回収可能価額は零としております。

(注2) 早期退職関連費用は、希望退職者の募集に伴う特別加算金の支給等の発生によるものであります。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社グループでは、抜本的な構造改革の実施により経営の合理化を行うことで収益の改善を目指しており、本構造改革に伴う費用を事業構造改善費用として計上しております。

事業構造改善費用の内訳は、以下のとおりであります。

付帯設備に係る契約解約費用	6,351	百万円
工場売却準備に係る費用	3,757	"
その他	434	"
計	10,543	百万円

10 減損損失

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

事業構造改善費用に含まれる減損損失は、9 事業構造改善費用に記載しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社グループでは、以下の資産グループについて減損損失を計上致しました。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、建設仮勘定、 その他有形固定資産、その他無形固定資産	茂原工場 千葉県茂原市	10,278
	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、建設仮勘定、 その他有形固定資産、その他無形固定資産	東浦工場 愛知県知多郡東浦町	273
	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地、 その他有形固定資産、その他無形固定資産	中国	4,481
	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、 その他有形固定資産	台湾	2,354
	建物及び構築物	フィリピン	744
遊休資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、 その他有形固定資産	鳥取工場 鳥取県鳥取市	255
	建設仮勘定	東浦工場 愛知県知多郡東浦町	111
	機械装置及び運搬具、建設仮勘定、 その他有形固定資産	茂原工場 千葉県茂原市	71
	建設仮勘定、 その他有形固定資産	石川工場 石川県能美郡川北町	16
	機械装置及び運搬具、 その他有形固定資産	中国	126
	機械装置及び運搬具	台湾	1
のれん		東京都港区	5,260
合計			23,976

原則として事業用資産については管理会計上の区分を基礎とし、製造工程等の関連性を加味してグルーピングしておりますが、遊休状態の資産については他の資産グループから独立したキャッシュ・フローを生み出す単位として個別にグルーピングしています。また、のれんについては、関連する事業用資産を含むより大きな単位でグルーピングを行っております。

事業用資産及びのれんについては、中小型ディスプレイ業界において、海外ディスプレイメーカーの生産能力拡大や顧客の有機EL(OLED)ディスプレイ採用拡大などを背景に厳しい競争環境が継続し、収益性が低下したことにより当連結会計年度において帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額23,393百万円(主として機械

装置及び運搬具13,721百万円及びのれん5,260百万円)を特別損失に計上いたしました。また、当連結会計年度において計上した減損損失は主に茂原工場で発生しております。茂原工場では事業用資産を液晶ディスプレイ(LCD)製造ラインとOLED製造ラインの2つにグルーピングしており、いずれのラインも減損の兆候が認められたため、減損損失の認識の要否を判定しています。OLED製造ラインについては固定資産の帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額)が下回ったことから、第2四半期連結会計期間において帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額10,278百万円を減損損失として認識しました。一方、LCD製造ラインについては固定資産の帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額)が上回っていることから、減損損失の計上は行っておりません。なお、当連結会計年度末における茂原工場の2ラインに関する事業用資産の帳簿価額は43,120百万円となり、連結総資産額の19%を占めています。

事業用資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は当社グループが評価を委託した外部の評価会社から入手した鑑定評価書(不動産及び動産)を利用し算出した鑑定評価額により評価しております。また、のれんを含むより大きな単位の回収可能価額は、割引後の将来キャッシュ・フローに基づく使用価値(割引率7.8%)により測定しております。

遊休資産については、将来の使用が見込まれなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少582百万円(主として機械装置及び運搬具320百万円)を特別損失に計上いたしました。

なお、遊休資産の回収可能価額は零としております。

11 その他特別損失

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

不適切会計関連費用3,845百万円及び投資有価証券評価損258百万円であります。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

過年度において発覚した不適切会計に関連する調査費用238百万円であります。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	1	2
組替調整額	-	-
税効果調整前	1	2
税効果額	-	-
その他有価証券評価差額金	1	2
為替換算調整勘定		
当期発生額	2,559	3,446
組替調整額	-	-
税効果調整前	2,559	3,446
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	2,559	3,446
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	731	1,301
組替調整額	3,154	1,965
税効果調整前	3,885	3,266
税効果額	44	0
退職給付に係る調整額	3,840	3,266
その他の包括利益合計	1,283	6,715

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	846,165,800	-	-	846,165,800
A種優先株式	-	1,020,000,000	-	1,020,000,000
B種優先株式	-	672,000,000	-	672,000,000
合計	846,165,800	1,692,000,000	-	2,538,165,800
自己株式				
普通株式	3	-	-	3
合計	3	-	-	3

(注) A種優先株式の発行済株式の株式数増加1,020,000,000株及びB種優先株式の発行済株式の株式数増加672,000,000株は、いずれも第三者割当増資による新株式発行による増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての 新株予約権					40	
	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の新株予約権(2017年1月11日発行)	普通株式	63,938,619		63,938,619		
	第11回新株予約権	C種優先株式		672,000,000		672,000,000	
合計			63,938,619	672,000,000	63,938,619	672,000,000	40

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の新株予約権の減少は、買入消却によるものであります。

第11回新株予約権の増加は、第三者割当による新規発行によるものであります。

3. 第11回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	846,165,800	-	-	846,165,800
A種優先株式	1,020,000,000	-	-	1,020,000,000
B種優先株式	672,000,000	-	-	672,000,000
D種優先株式	-	500	-	500
E種優先株式	-	1,939	-	1,939
合計	2,538,165,800	2,439	-	2,538,168,239
自己株式				
普通株式	3	1	-	4
合計	3	1	-	4

(注) 1. D種優先株式の発行済株式の株式数増加500株は、第三者割当増資に伴う新株式発行による増加であります。
また、E種優先株式の発行済株式の株式数増加1,939株は、第12回新株予約権の一部行使に伴う新株式発行による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数増加1株は、単元未満株の買取によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての 新株予約権						40
	第11回新株予約 権	C種優先株式	672,000,000		672,000,000		
	第12回新株予約 権	E種優先株式		5,540	1,939	3,601	
合計			672,000,000	5,540	672,001,939	3,601	40

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載してあります。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

第11回新株予約権の減少は、いちごトラストの権利放棄によるものであります。

第12回新株予約権の増加は、いちごトラストに対する第三者割当による新規発行によるものであります。

第12回新株予約権の減少は、いちごトラストによる一部行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金	66,672百万円	55,705百万円
預入期間が3ヶ月を超える預金	292 "	357 "
現金及び現金同等物	66,380 "	55,347 "

2 重要な非資金取引の内容

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

2020年10月1日付で、当社白山工場の資産を当社顧客及び国内事業者に譲渡いたしました。当該取引の譲渡対価相当額675百万米ドルを、当社顧客から受領している前受金のうち675百万米ドルと相殺しております。

そのため、当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書上、当該外貨建取引を一連の非資金取引として、固定資産の売却による収入相当額と為替差損益の影響を除く前受金の支払相当額を相殺しております。

(リース取引関係)

(借主側)

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産並びにIFRS第16号(リース)を適用している連結子会社における使用権資産

リース資産の内容

有形固定資産

当社グループの国際財務報告基準を適用している子会社は、IFRS第16号(リース)を適用しております。本会計基準の適用により、当該子会社のオフィス賃貸料等を使用権資産として計上しております。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については新株発行、金融機関等との契約に基づく借入及び新株予約権付社債の発行等により調達しております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、電子記録債務及び未払金は、6ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、一部は金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、主として外貨建債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規則に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに取引先ごとの信用状況を定期的に把握する体制をとっております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、外貨建の営業債権債務について、通貨別、時系列に把握された為替の変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジする場合がありますが、同じ通貨建の営業債権債務をネットした場合、為替の変動リスクは限定的であります。また、一部の借入金に係る金利変動リスクに対しては、適切な資金計画の作成により対処しております。

デリバティブ取引は、内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません。(注)2. 参照)

前連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	66,672	66,672	-
(2) 売掛金	70,903	70,903	-
(3) 未収入金	48,148	48,148	-
資産計	185,723	185,723	-
(1) 買掛金	88,439	88,439	-
(2) 電子記録債務	893	893	-
(3) 短期借入金	42,055	42,055	-
(4) 未払金	15,172	15,172	-
(5) 長期借入金	53,680	53,759	79
負債計	200,240	200,320	79
デリバティブ取引()	1	1	-

() デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、 で示しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	55,705	55,705	-
(2) 売掛金	31,213	31,213	-
(3) 未収入金	15,332	15,332	-
資産計	102,251	102,251	-
(1) 買掛金	36,567	36,567	-
(2) 電子記録債務	844	844	-
(3) 短期借入金	21,424	21,424	-
(4) 未払金	13,748	13,748	-
(5) 長期借入金	73,680	73,497	182
負債計	146,265	146,082	182
デリバティブ取引()	0	0	-

() デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、 で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金、(4) 未払金

これらは短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、約定金利に金利水準の変動を考慮した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

これらの時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式	31	33

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	66,672	-	-	-
売掛金	70,903	-	-	-
未収入金	48,148	-	-	-
合計	185,723	-	-	-

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	55,705	-	-	-
売掛金	31,213	-	-	-
未収入金	15,332	-	-	-
合計	102,251	-	-	-

4. 社債、長期借入金及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	42,055	-	-	-	-	-
長期借入金	-	-	-	3,680	50,000	-
合計	42,055	-	-	3,680	50,000	-

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	21,424	-	-	-	-	-
長期借入金	-	20,000	3,680	50,000	-	-
合計	21,424	20,000	3,680	50,000	-	-

(有価証券関係)

1. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、その他有価証券の株式について258百万円の減損処理を行っています。

当連結会計年度においては、減損処理を行っておりません。

なお、その他有価証券の減損処理にあたっては、時価が取得原価の50%超下落した場合は、時価の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を実施しています。

また、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式の減損処理にあたっては、財政状態の悪化があり、かつ実質価額が取得原価に比して50%超下落した場合は一律に減損処理を行っています。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	通貨スワップ取引				
	受取台湾ドル、 支払ユーロ	207	-	1	1
	受取米ドル、 支払ユーロ	-	-	-	-
合計		207	-	1	1

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	通貨スワップ取引				
	受取台湾ドル、 支払ユーロ	33	-	0	0
	受取米ドル、 支払ユーロ	-	-	-	-
合計		33	-	0	0

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、規約型確定給付企業年金制度、確定拠出型の制度として、企業型確定拠出年金制度と退職金前払い制度の選択制を備えたジャパンディスプレイ退職金・年金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

連結子会社は、確定給付型及び確定拠出型の制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	50,103	31,442
勤務費用	1,322	1,006
利息費用	71	44
数理計算上の差異の発生額	2,836	836
退職給付の支払額	390	1,259
大量退職による減少額	16,798	-
その他	29	158
退職給付債務の期末残高	31,442	30,555

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
年金資産の期首残高	30,050	15,862
期待運用収益	470	299
数理計算上の差異の発生額	2,105	482
事業主からの拠出額	2,528	1,744
退職給付の支払額	390	1,259
大量退職による減少額	14,726	-
その他	34	178
年金資産の期末残高	15,862	17,308

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	31,442	30,555
年金資産	15,862	17,308
	15,579	13,247
非積立型制度の退職給付債務	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	15,579	13,247
退職給付に係る負債	15,579	13,247
退職給付に係る資産	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	15,579	13,247

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	1,322	1,006
利息費用	71	44
期待運用収益	470	299
数理計算上の差異の費用処理額	1,086	1,559
過去勤務費用の費用処理額	169	399
割増退職金(注1)	7,591	-
大量退職による費用処理額(注2)	174	-
確定給付制度に係る 退職給付費用	9,596	2,710

(注1) 前連結会計年度における希望退職者の募集に伴う特別加算金の支給によるものであり、特別損失の「事業構造改善費用」に含まれる早期退職関連費用に計上しております。

(注2) 前連結会計年度において、早期退職プログラムの実施により従業員が一時に退職した結果、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成28年12月16日改正)の大量退職に該当したため、退職給付制度の終了の会計処理を実施いたしました。当該会計処理に伴い、退職者に係る退職給付債務と、その減少分相当の年金資産の支払等との差額を終了損益(2,071百万円)として認識するとともに、未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異の未処理額のうち、退職給付債務の減少に対応する部分についても終了損益(1,897百万円)として認識し、特別損失の「事業構造改善費用」に含まれる早期退職関連費用に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
過去勤務費用	416	399
数理計算上の差異	3,468	2,867
合計	3,885	3,266

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
未認識過去勤務費用	399	-
未認識数理計算上の差異	2,621	246
合計	3,020	246

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	(%)	
	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
債券	45	50
株式	11	14
生保一般勘定	18	17
その他	26	19
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	(%)	
	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
割引率	0.0	0.0
長期期待運用収益率	2.0	2.0

3. 確定拠出制度

当社グループの確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度801百万円、当連結会計年度651百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
販売費及び一般管理費(株式報酬費用)	1百万円	-百万円

(注) 当社は第1回から第7回までの新株予約権の付与日において未公開企業であり、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値は零であるため、第1回から第7回までの新株予約権に係る費用計上はしておりません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2013年3月27日(臨時株主総会決議)	2013年3月27日(臨時株主総会決議)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1 当社従業員 66 子会社取締役 10 (当社取締役、当社従業員を兼任している者を除く) 子会社従業員 3	当社取締役 1 当社従業員 9
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 8,525,000株 (注) 1、3	普通株式 1,340,000株 (注) 1、3
付与日	2013年4月1日	2013年4月1日
権利確定条件	新株予約権者は、その保有するベスティング済み新株予約権につき、以下のいずれかに該当する場合にのみ、行使することができる。 当社の発行済株式に係る議決権の総数に占めるINCJが保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が33%以下になった場合 INCJが当社の筆頭株主でなくなった場合 当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合 なお、新株予約権は、下記記載の割合でベスティングされることとする。 2013年4月1日 20% 2014年4月1日 20% 2015年4月1日 20% 2016年4月1日 20% 2017年4月1日 20%	新株予約権者は、その保有するベスティング済み新株予約権につき、以下のいずれかに該当する場合にのみ、行使することができる。 当社の発行済株式に係る議決権の総数に占めるINCJが保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が33%以下になった場合 INCJが当社の筆頭株主でなくなった場合 当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合 なお、新株予約権は、下記記載の割合でベスティングされることとする。 2013年4月1日 20% 2014年4月1日 20% 2015年4月1日 20% 2016年4月1日 20% 2017年4月1日 20%
対象勤務期間		
権利行使期間	2014年6月28日から 2022年6月27日まで	2014年6月28日から 2022年6月27日まで
新株予約権の数(個)	67,100 (注) 4	12,560 (注) 4
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 6,710,000 (注) 3、4	普通株式 1,256,000 (注) 3、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500 (注) 3、5	500 (注) 3、5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250 (注) 3	発行価格 500 資本組入額 250 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 6	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7	(注) 7

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2013年3月27日(臨時株主総会決議)	2013年3月27日(臨時株主総会決議)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 4	当社従業員 1
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 320,000株 (注)1、3	普通株式 150,000株 (注)1、3
付与日	2013年4月1日	2013年4月1日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、その保有するベスティング済み新株予約権につき、以下のいずれかに該当する場合にのみ、行使することができる。</p> <p>当社の発行済株式に係る議決権の総数に占めるINCJが保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が33%以下になった場合</p> <p>INCJが当社の筆頭株主でなくなった場合</p> <p>当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合</p> <p>なお、新株予約権は、下記記載の割合でベスティングされることとする。</p> <p>2013年10月1日 20%</p> <p>2014年4月1日 20%</p> <p>2015年4月1日 20%</p> <p>2016年4月1日 20%</p> <p>2017年4月1日 20%</p>	<p>新株予約権者は、その保有するベスティング済み新株予約権につき、以下のいずれかに該当する場合にのみ、行使することができる。</p> <p>当社の発行済株式に係る議決権の総数に占めるINCJが保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が33%以下になった場合</p> <p>INCJが当社の筆頭株主でなくなった場合</p> <p>当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合</p> <p>なお、新株予約権は、下記記載の割合でベスティングされることとする。</p> <p>2013年10月1日 20%</p> <p>2014年4月1日 20%</p> <p>2015年4月1日 20%</p> <p>2016年4月1日 20%</p> <p>2017年4月1日 20%</p>
対象勤務期間		
権利行使期間	2015年1月31日から 2023年1月30日まで	2015年2月28日から 2023年2月27日まで
新株予約権の数(個)	2,000 (注)4	750 (注)4
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 200,000 (注)3、4	普通株式 75,000 (注)3、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500 (注)3、5	500 (注)3、5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250 (注)3	発行価格 500 資本組入額 250 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)6	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7	(注)7

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2013年7月19日(取締役会決議)	2013年10月18日(取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 6 子会社取締役 1	当社従業員 73
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 560,000株 (注)1、3	普通株式 2,596,000株 (注)1、3
付与日	2013年8月2日	2013年10月31日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、その保有するベスティング済み新株予約権につき、以下のいずれかに該当する場合にのみ、行使することができる。</p> <p>当社の発行済株式に係る議決権の総数に占めるINCJが保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が33%以下になった場合 INCJが当社の筆頭株主でなくなった場合 当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合 なお、新株予約権は、下記記載の割合でベスティングされることとする。</p> <p>2014年4月1日 20% 2015年4月1日 20% 2016年4月1日 20% 2017年4月1日 20% 2018年4月1日 20%</p>	<p>新株予約権者は、その保有するベスティング済み新株予約権につき、以下のいずれかに該当する場合にのみ、行使することができる。</p> <p>当社の発行済株式に係る議決権の総数に占めるINCJが保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が33%以下になった場合 INCJが当社の筆頭株主でなくなった場合 当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合 なお、新株予約権は、下記記載の割合でベスティングされることとする。</p> <p>2014年10月1日 20% 2015年4月1日 20% 2016年4月1日 20% 2017年4月1日 20% 2018年4月1日 20%</p>
対象勤務期間		
権利行使期間	2015年8月1日から 2023年7月31日まで	2015年10月31日から 2023年10月30日まで
新株予約権の数(個)	4,000 (注)4	18,810 (注)4
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 400,000 (注)3、4	普通株式 1,881,000 (注)3、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	530 (注)3、5	650 (注)3、5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 530 資本組入額 265 (注)3	発行価格 650 資本組入額 325 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)6	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7	(注)7

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	2013年10月18日(取締役会決議)	2015年6月23日(取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1	当社取締役 2
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 34,000株 (注) 1、3	普通株式 500,000株 (注) 1
付与日	2013年10月31日	2015年7月10日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、その保有するベスティング済み新株予約権につき、以下のいずれかに該当する場合にのみ、行使することができる。</p> <p>当社の発行済株式に係る議決権の総数に占めるINCJが保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が33%以下になった場合</p> <p>INCJが当社の筆頭株主でなくなった場合</p> <p>当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合</p> <p>なお、新株予約権は、下記記載の割合でベスティングされることとする。</p> <p>2014年10月1日 20% 2015年4月1日 20% 2016年4月1日 20% 2017年4月1日 20% 2018年4月1日 20%</p>	<p>新株予約権は、下記記載の割合でベスティングされることとする。ただし、新株予約権の全部又は一部がベスティングされた場合であっても、本新株予約権の行使の条件を充足し、かつ、本新株予約権を行使することができる期間内でない限り、当該ベスティングされた新株予約権を行使することはできない。</p> <p>2016年4月1日 20% 2017年4月1日 20% 2018年4月1日 20% 2019年4月1日 20% 2020年4月1日 20%</p>
対象勤務期間		
権利行使期間	2015年10月31日から 2023年10月30日まで	2017年6月24日から 2025年6月23日まで
新株予約権の数(個)	340 (注) 4	2,600 (注) 4
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 34,000 (注) 3、4	普通株式 260,000 (注) 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	650 (注) 3、5	542 (注) 5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 650 資本組入額 325 (注) 3	発行価格 542 資本組入額 271
新株予約権の行使の条件	(注) 6	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7	(注) 7

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
決議年月日	2015年9月16日(取締役会決議)	2017年6月21日(取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2	当社取締役 1
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 208,000株 (注)1	普通株式 400,000株 (注)1
付与日	2015年10月5日	2017年7月11日
権利確定条件	新株予約権は、下記記載の割合でベスティングされることとする。ただし、新株予約権の全部又は一部がベスティングされた場合であっても、本新株予約権の行使の条件を充足し、かつ、本新株予約権を行使することができる期間内でない限り、当該ベスティングされた新株予約権を行使することはできない。 2016年4月1日 20% 2017年4月1日 20% 2018年4月1日 20% 2019年4月1日 20% 2020年4月1日 20%	新株予約権は、下記記載の割合でベスティングされることとする。ただし、新株予約権の全部又は一部がベスティングされた場合であっても、本新株予約権の行使の条件を充足し、かつ、本新株予約権を行使することができる期間内でない限り、当該ベスティングされた新株予約権を行使することはできない。 2018年4月1日 20% 2019年4月1日 20% 2020年4月1日 20% 2021年4月1日 20% 2022年4月1日 20%
対象勤務期間		
権利行使期間	2017年9月17日から 2025年9月16日まで	2019年6月22日から 2027年6月21日まで
新株予約権の数(個)	728 (注)4	800 (注)4
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 72,800 (注)4	普通株式 80,000 (注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	468 (注)5	268 (注)5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 468 資本組入額 234	発行価格 268 資本組入額 134
新株予約権の行使の条件	(注)6	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7	(注)7

当連結会計年度末における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 株式数に換算して記載している。

- 第1回～第4回新株予約権については、2013年4月1日の合併により、旧株式会社ジャパンディスプレイ新株予約権者に対し割当交付されたものである。
- 2013年12月19日開催の取締役会及び2014年1月27日のA種優先株主による種類株主総会決議により、2014年1月28日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行った。これにより、第1回～第7回新株予約権の「株式の種類別のストック・オプションの数」、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。
- 本新株予約権1個の行使により新たに発行又はこれに代えて当社の保有する自己株式を移転する株式は、100株とする。

第1回～7回は本新株予約権の各割当日以降、第8回～第10回は各取締役会決議日以降、当社普通株式の分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は併合を行う場合には、次の算式によって調整され、本新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後割当株式数に本新株予約権(当該時点までに行使され、消却され又は消滅した本新株予約権を除く。)の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

さらに、上記のほか、第1回～7回は本新株予約権の各割当日以降、第8回～第10回は各取締役会決議日以降、当社が資本の減少、合併、会社分割又は株式交換を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併、会社分割又は株式交換の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で割当株式数の調整を行うものとする。

- 本新株予約権の割当日以降に、当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調

整する。調整後行使価額は、株式の分割に係る基準日(基準日を定めないときは、その効力発生日)の翌日以降又は株式の併合の効力が生ずる日以降、これを適用する。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ÷ 分割・併合の比率

第1回～第7回では、上記に定める以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により、必要な行使価額の調整を行うものとする。

当社を吸収合併存続会社とする吸収合併、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割、又は当社を株式交換完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。

その他普通株式数の変更等により行使価額の調整を必要とする場合。

第8回～第10回では、上記に定める以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により、必要な行使価額の調整を行うものとする。

当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で募集株式を発行(自己株式を処分する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む。))の行使による場合、公正な価額による新株式の発行の場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)する場合。

当社が資本の減少、合併、株式分割又は株式交換を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合。

6. 新株予約権行使の条件

(1) ベスティング

新株予約権者に発行する新株予約権は、上記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、新株予約権の全部又は一部がベスティングされた場合であっても、本新株予約権の行使の条件を充足し、かつ、本新株予約権を行使することができる期間内でない限り、当該ベスティングされた新株予約権を行使することはできない。

(注1) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算出するものとし、1個未満の端数は、これを切り捨てる。ただし、ベスティングされる各日において切り捨てられた1個未満の新株予約権の端数が合計して1個以上となる場合は、当該1個についてはベスティングされるものとする。

(注2) 第1回～第7回については、上記のベスティング規定にかかわらず、以下のいずれかに該当した場合には、本新株予約権者に発行された本新株予約権のうち当該時点においてベスティングされていない残りの本新株予約権は、当該時点において全てベスティングされるものとする(ただし、当該時点においてベスティングが行われなかったことが確定した部分を除く。)

当社の発行済株式に係る議決権の総数に占めるINCJが保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が33%以下になった場合

INCJが当社の筆頭株主でなくなった場合

当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合

(注3) 第8回～第10回については、上記のベスティング規定にかかわらず、本新株予約権者が、いかなる理由による場合であるかを問わず、当社又は当社の子会社を退職等(当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれでもなくなることを意味し、本新株予約権者が死亡したことによりこれらの地位を失った場合を含む。以下同じ。)した場合、当該時点以降のベスティング割合は0%とする。

(注4) ベスティングとは、定められた期限が到来し、又は条件が成就して、本新株予約権を行使することができる権利が本新株予約権者に付与されることをいう。

(2) 第1回～第7回の新株予約権者は、その保有するベスティング済み新株予約権につき、以下のいずれかに該当する場合にのみ、行使することができる。

当社の発行済株式に係る議決権の総数に占めるINCJが保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が33%以下になった場合

INCJが当社の筆頭株主でなくなった場合

当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合

(3) 新株予約権者が、当社又は当社の子会社を退職等した場合における新株予約権の行使の条件は、以下の区分に従う。

当社又は当社の子会社を懲戒解雇され、又は諭旨退職の処分を受け、若しくはそれらに準じた懲戒処分を受けた場合、その保有する全ての新株予約権を行使することができない。ただし、第8回～第10回の新株予約権者は、当社の取締役会の決議により特に行使が認められた場合は、この限りではない。

自己都合により退職等した場合には、その時点でベスティングされている部分の半数を行使することができない。ただし、第8回～第10回の新株予約権者は、当社の取締役会の決議により特に行使が認められた場合は、この限りではない。

(4) 第1回～第7回については、当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合、当該上場日から1年が経過する日まで、新株予約権を行使することができない。

- (5) 新株予約権者が、当社と実質的に競業する会社の役職員に就いた場合には、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除き、新株予約権を行使することはできない。
 - (6) 取締役会の承認により、新株予約権者の死亡後も新株予約権を相続した者による新株予約権の行使を認めることができる。
 - (7) 第1回、第3回～第6回、及び第8回～第10回の新株予約権者は、権利行使価額の1暦年間の合計額が1,200万円を超えることとなる新株予約権の行使をしてはならない。
 - (8) 新株予約権者は、新株予約権の全部又は一部並びに契約上の地位及び権利義務について、譲渡、担保権の設定その他の一切の処分を行うことが出来ない。
7. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の次の各号に定める内容の新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)を交付する。ただし、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 承継新株予約権の数
本新株予約権に代えて交付する承継新株予約権の数は、本新株予約権1個につき1個とする。
 - (2) 承継新株予約権の目的たる株式の種類及び数
承継新株予約権の目的たる株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。
承継新株予約権の目的たる株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)4に定める株式数(調整がなされた場合には調整後の株式の数)につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。
 - (3) 承継新株予約権の行使に際して出資する財産の価額
承継新株予約権の行使に際して出資する財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)5に定める行使価格(調整がなされた場合には調整後行使価額)につき合理的な調整がなされた価額に、上記(2)に従って決定される承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (4) 承継新株予約権を行使することができる期間(行使期間)
上記に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (5) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(ただし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額)とし、残部を資本準備金の額とする。
 - (6) 譲渡による承継新株予約権の取得の制限
譲渡による承継新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (7) 承継新株予約権の行使の条件及び取得条項
承継新株予約権の行使の条件については、(注)6の定めるところに準じて決定する。
再編対象会社は、再編対象会社取締役会が別途定める日に、承継新株予約権の全部又は一部を無償にて取得することができる。なお、承継新株予約権の一部を取得する場合には、再編対象会社取締役会の決議により、その取得する承継新株予約権を定めるものとする。

(追加情報)

「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストック・オプション制度の内容」に記載すべき事項をストック・オプション等関係注記に集約して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	6,710,000	1,256,000	200,000
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残	6,710,000	1,256,000	200,000

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	75,000	400,000	1,941,000
権利確定			
権利行使			
失効			60,000
未行使残	75,000	400,000	1,881,000

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	34,000	240,000	72,800
権利確定		20,000	
権利行使			
失効			
未行使残	34,000	260,000	72,800

	第10回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	
付与	
失効	
権利確定	
未確定残	
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	80,000
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	80,000

(注) 2014年1月28日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	500	500	500
行使時平均株価 (円)			
付与日における公正な評価単価 (円)			

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格 (円)	500	530	650
行使時平均株価 (円)			
付与日における公正な評価単価 (円)			

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格 (円)	650	542	468
行使時平均株価 (円)			
付与日における公正な評価単価 (円)		107	102

	第10回新株予約権
権利行使価格 (円)	268
行使時平均株価 (円)	
付与日における公正な評価単価 (円)	73

(注) 2014年1月28日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第1回から第7回新株予約権の公正な評価単価については、ストック・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であったため、公正な評価単価の見積り方法を、単位当たりの本源的価値の見積りによって算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定するために簿価純資産法を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 百万円
- (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	137,236百万円	164,468百万円
減損損失	43,321 "	16,985 "
退職給付に係る負債	3,943 "	4,240 "
たな卸資産評価損	4,433 "	3,201 "
事業構造改善費用	1,117 "	997 "
賞与引当金	798 "	319 "
その他	6,665 "	3,570 "
繰延税金資産小計	197,516百万円	193,783百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	137,236 "	164,459 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	59,961 "	28,918 "
評価性引当額小計(注)1	197,197 "	193,377 "
繰延税金資産合計	318百万円	405百万円
繰延税金負債		
土地時価評価	1,158百万円	1,158百万円
特許権時価評価	1 "	0 "
その他	102 "	173 "
繰延税金負債合計	1,262百万円	1,332百万円
繰延税金資産(負債)の純額	944百万円	926百万円

(注)1. 評価性引当額が3,819百万円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を27,222百万円追加的に認識した一方で、減損損失に係る評価性引当額の減少26,335百万円をはじめ、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額が31,042百万円減少したことに伴うものであります。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 *1	12,987	5,819	-	-	14,126	104,302	137,236 百万円
評価性引当額	12,987	5,819	-	-	14,126	104,302	137,236 "
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	- "

*1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 *1	5,824	4	-	14,154	9,846	134,638	164,468 百万円
評価性引当額	5,819	-	-	14,154	9,846	134,638	164,459 "
繰延税金資産	4	4	-	-	-	-	9 "

*1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社は、石川県において遊休不動産(土地含む。)を有しています。なお、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額(百万円)			当連結会計年度末の時価 (百万円)
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
	50,925	50,925	49,927

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加は事業用資産の遊休化に伴う資産の振替(51,468百万円)であり、主な減少は減価償却費の計上(542百万円)であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。
4. 上記の連結貸借対照表計上額及び時価は不動産のみを対象とし集計したもので、動産等含む工場一体の時価は評価額が異なります。

また、当該賃貸等不動産に関する2020年3月期における損益は、次のとおりであります。

連結損益計算書における金額(百万円)			
賃貸収益	賃貸原価	賃貸損益	その他損益
			2,667

- (注) その他損益の主な内容は、遊休不動産に係る減価償却費及び維持管理費用1,840百万円(営業外費用に計上)、工場売却準備に係る費用827百万円(特別損失に計上)であります。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社は、石川県において遊休不動産(土地含む。)を有しておりましたが、当連結会計年度中にその全てを譲渡いたしました。なお、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額(百万円)			当連結会計年度末の時価 (百万円)
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
50,925	50,925		

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額の主な要因は、第三者への譲渡による減少であります。

また、当該賃貸等不動産に関する2021年3月期における損益は、次のとおりであります。

連結損益計算書における金額(百万円)			
賃貸収益	賃貸原価	賃貸損益	その他損益
			12,782

- (注) その他損益の主な内容は、遊休不動産に係る固定資産売却益18,595百万円(特別利益に計上)、付帯設備に係る契約解約費用6,351百万円(特別損失の事業構造改善費用に計上)であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、中小型ディスプレイ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アイルランド	中国	その他	合計
43,272	312,132	50,544	98,072	504,022

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	その他	合計
125,848	16,959	142,808

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Apple Inc.グループ	312,905	中小型ディスプレイ事業

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アイルランド	中国	その他	合計
25,399	182,199	53,307	80,788	341,694

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	その他	合計
61,420	7,055	68,475

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Apple Inc.グループ	182,874	中小型ディスプレイ事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは、中小型ディスプレイ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、中小型ディスプレイ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等)	INCJ	東京都 千代田区	500	特定事業活動に 対し資金供給そ の他の支援等	(被所有) 直接14.1	資金の援助、役員 の兼任、 担保提供	社債の償還	25,000	-	-
							資金の借入 (注3)	60,000	短期借入金	40,000
							資金の返済	40,000		
							資金の借入 (注3)	50,000	長期借入金	53,680
							資金の返済	26,320		
							利息の支払	2,547	前払費用	362
									未払費用	8
							借入金に対 する担保差 入	62,950	-	-
							第三者割当 増資 (注2)	102,000	-	-
関係会社株 式の譲渡 (注3)	46,320	-	-							

(注) 1. 資金の借入については市場金利を勘案して利率を決定しております。

2. 2020年3月25日開催の臨時株主総会において決議された第三者割当増資により、1株につき100円で当社A種優先株式1,020,000,000株を引き受けたものであります。発行価額は、外部の第三者による価値算定書を勘案して合理的に決定しております。

3. INCJとの協議のうえ、資金の返済のうち46,320百万円を株式会社JOLEDの全株式の代物弁済により充当しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等)	いちご トラスト	英国領 ケイマン 諸島	956,490	日本企業への投 資に特化した資 産運用	(被所有) 直接44.2	資金の援助、役員 の兼任	第三者割当 増資 (注1)	24,390	-	-
主要株主 (会社等)	INCJ	東京都 千代田区	500	特定事業活動に 対し資金供給そ の他の支援等	(被所有) 直接14.1	資金の援助、役員 の兼任、 担保提供	資金の借入 (注2)	-	短期借入金	20,000
									長期借入金	73,680
							利息の支払 (注2)	1,231	前払費用	362
									未払費用	36
借入金に対 する担保差 入	49,523	-	-							

(注) 1. 2020年8月26日開催の定時株主総会決議に基づく同8月28日付の第三者割当による当社D種優先株式500株の発行、2021年3月25日付の新株予約権の一部権利行使に基づく同日付の当社E種優先株式1,939株の発行を、いずれも1株につき10百万円で引き受けたものであります。発行価額は、外部の第三者による価値算定書を勘案して合理的に決定しております。

2. 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社 (当該関連 会社の子会 社を含む)	(株)JOLED	東京都 千代田区	77,725	有機ELディスプレ イパネル並び にその部品、材 料、製造装置及 び関連製品の 研究、開発、製 造及び販売	-	当社の研 究開発受 託先	業務の受託 及び賃貸料	1,123	-	-

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者の取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	43.91円	42.70円
1株当たり当期純損失金額()	116.56円	17.93円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	53,363	41,829
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	154,660	179,108
(うち優先株式の払込額(百万円))	(152,400)	(176,790)
(うち新株予約権(百万円))	(40)	(40)
(うち非支配株主持分(百万円))	(2,219)	(2,277)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	101,296	137,278
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	2,307,045,797	3,214,962,461
(うちA種優先株式(株))	(452,880,000)	(452,880,000)
(うちB種優先株式(株))	(1,008,000,000)	(1,008,000,000)
(うちD種優先株式(株))	-	(100,000,000)
(うちE種優先株式(株))	-	(807,916,665)

(注) A種優先株式、B種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式は、残余財産分配について普通株式より優先される株式であるため、1株当たり純資産額の算定にあたって、A種優先株式、B種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除しております。また、A種優先株式、B種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式は、残余財産を優先して配分された後の残余財産の分配について普通株式と同順位であるため、1株当たり純資産額の算定上、その普通株式相当数を期末の普通株式の数に含めて計算しております。

3. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失金額()(百万円)	101,417	42,696
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失金額()(百万円)	101,417	42,696
期中平均株式数(株)	870,114,649	2,381,718,171
(うちA種優先株式(株))	(7,424,262)	(452,880,000)
(うちB種優先株式(株))	(16,524,590)	(1,008,000,000)
(うちD種優先株式(株))	-	(59,178,082)
(うちE種優先株式(株))	-	(15,494,292)

(注) A種優先株式、B種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式は剰余金の配当請求権について普通株式と同順位であるため、1株当たり当期純損失の算定上、その普通株式相当数を期中平均株式数に含めて計算しております。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式の概要	第1回新株予約権 新株予約権の数 67,100個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 6,710,000株 第2回新株予約権 新株予約権の数 12,560個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 1,256,000株 第3回新株予約権 新株予約権の数 2,000個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 200,000株 第4回新株予約権 新株予約権の数 750個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 75,000株 第5回新株予約権 新株予約権の数 4,000個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 400,000株 第6回新株予約権 新株予約権の数 19,410個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 1,941,000株 第7回新株予約権 新株予約権の数 340個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 34,000株 第8回新株予約権 新株予約権の数 2,400個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 240,000株 第9回新株予約権 新株予約権の数 728個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 72,800株 第10回新株予約権 新株予約権の数 800個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 80,000株	第1回新株予約権 新株予約権の数 67,100個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 6,710,000株 第2回新株予約権 新株予約権の数 12,560個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 1,256,000株 第3回新株予約権 新株予約権の数 2,000個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 200,000株 第4回新株予約権 新株予約権の数 750個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 75,000株 第5回新株予約権 新株予約権の数 4,000個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 400,000株 第6回新株予約権 新株予約権の数 18,810個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 1,881,000株 第7回新株予約権 新株予約権の数 340個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 34,000株 第8回新株予約権 新株予約権の数 2,600個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 260,000株 第9回新株予約権 新株予約権の数 728個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 72,800株 第10回新株予約権 新株予約権の数 800個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 80,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	42,055	21,424	2.3	
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	53,680	73,680	1.5	2022年～2025年
合計	95,735	95,104	-	

(注) 1. 平均利率については、期末借入金に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は次のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	20,000	3,680	50,000	-

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

1. 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	87,999	199,795	272,542	341,694
税金等調整前四半期 (当期)純損失金額() (百万円)	15,998	35,483	22,036	41,716
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失金(百万円) 額()	16,286	36,286	22,926	42,696
1株当たり四半期 (当期)純損失金額() (円)	7.06	15.59	9.72	17.93

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利 益金額又は1株当たり 四半期純損失金額() (円)	7.06	8.52	5.52	8.00

2. 重要な訴訟について

重要な訴訟につきましては「第2 事業の状況 2 事業等のリスク (5)法務リスク」に記載のとおりであります。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	46,808	35,117
売掛金	4 85,002	4 41,992
未収入金	4 50,228	4 19,263
製品	1,720	2,342
仕掛品	8,586	6,865
原材料及び貯蔵品	10,741	9,081
前払費用	1,675	1,610
関係会社短期貸付金	-	10,255
その他	2,700	2,575
貸倒引当金	5,346	4,174
流動資産合計	202,117	124,931
固定資産		
有形固定資産		
建物	1, 5 90,983	1, 5 40,290
構築物	2,386	2,249
機械及び装置	1, 5 22,102	1, 5 9,509
車両運搬具	5 1	5 0
工具、器具及び備品	1, 5 2,163	5 1,761
土地	1 6,223	1 3,076
建設仮勘定	3,906	3,773
有形固定資産合計	127,767	60,663
無形固定資産		
のれん	0	-
特許権	78	37
借地権	0	0
ソフトウェア	5 454	5 269
その他	609	529
無形固定資産合計	1,142	837
投資その他の資産		
投資有価証券	31	33
関係会社株式	1,805	1,805
関係会社出資金	9,796	9,796
長期貸付金	4 9,518	1
長期前払費用	7,845	7,567
その他	4 1,060	186
貸倒引当金	692	2
投資その他の資産合計	29,365	19,388
固定資産合計	158,275	80,888
資産合計	360,392	205,820

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)		当事業年度 (2021年3月31日)	
負債の部				
流動負債				
買掛金	4	112,755	4	65,446
電子記録債務		893		844
短期借入金	1, 3	40,984	1, 3	20,128
未払金	4	14,618	4	13,676
未払費用	4	18,336	4	10,889
未払法人税等		1,106		1,666
賞与引当金		2,608		1,037
前受金	1	88,316		357
前受収益		5		5
その他		949		375
流動負債合計		280,574		114,426
固定負債				
長期借入金	1, 3	53,680	1, 3	73,680
退職給付引当金		12,657		13,592
繰延税金負債		150		134
その他		4,569		3,874
固定負債合計		71,057		91,281
負債合計		351,631		205,708
純資産の部				
株主資本				
資本金		190,562		202,757
資本剰余金				
資本準備金		217,547		12,195
その他資本剰余金		73,310		73,310
資本剰余金合計		290,857		85,505
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		472,699		288,193
利益剰余金合計		472,699		288,193
自己株式		0		0
株主資本合計		8,720		69
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		0		2
評価・換算差額等合計		0		2
新株予約権		40		40
純資産合計		8,761		112
負債純資産合計		360,392		205,820

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
売上高	1 481,316	1 331,174
売上原価	1 500,029	1 339,804
売上総損失()	18,712	8,629
販売費及び一般管理費	2 30,371	2 24,418
営業損失()	49,084	33,048
営業外収益		
受取利息	1 130	1 101
為替差益	513	604
業務受託料	1 1,184	1,009
受取賃貸料	1 556	543
補助金収入	81	46
貸倒引当金戻入額	3,210	1,587
その他	1 1,121	635
営業外収益合計	6,796	4,528
営業外費用		
支払利息	4,112	1,272
減価償却費	3 1,674	3 987
業務受託費	1,270	1,104
資産保全費用	1,293	2,168
支払補償費	-	1,119
その他	5,732	1,605
営業外費用合計	14,083	8,257
経常損失()	56,371	36,778
特別利益		
固定資産売却益	4 90	4 19,096
関係会社株式売却益	5 7,619	-
為替差益	-	6 5,629
事業構造改善費用戻入益	-	7 934
その他	-	8 36
特別利益合計	7,710	25,697
特別損失		
事業構造改善費用	9 62,030	9 10,543
減損損失	-	10 10,987
その他	11 4,103	11 238
特別損失合計	66,133	21,769
税引前当期純損失()	114,794	32,850
法人税、住民税及び事業税	408	206
法人税等調整額	238	16
法人税等合計	170	189
当期純損失()	114,965	33,040

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		275,868	56.6	153,224	45.2
労務費		24,375	5.0	19,634	5.8
経費		187,309	38.4	165,848	49.0
当期総製造費用		487,553	100.0	338,706	100.0
期首仕掛品たな卸高		18,147		8,586	
合計		505,700		347,293	
期末仕掛品たな卸高		8,586		6,865	
当期製造原価		497,114		340,427	

原価計算の方法

原価計算の方法は、標準原価による総合原価計算であり、原価差額は期末においてたな卸資産及び売上原価に配賦しております。

主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
外注加工費(百万円)	125,767	117,435

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	114,362	141,347	73,310	214,657	357,734	357,734	0	28,714
当期変動額								
新株の発行	76,200	76,200		76,200				152,400
欠損填補								-
当期純損失()					114,965	114,965		114,965
自己株式の取得								-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	76,200	76,200	-	76,200	114,965	114,965	-	37,434
当期末残高	190,562	217,547	73,310	290,857	472,699	472,699	0	8,720

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1	53	28,662
当期変動額			
新株の発行			152,400
欠損填補			-
当期純損失()			114,965
自己株式の取得			-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	1	12	10
当期変動額合計	1	12	37,423
当期末残高	0	40	8,761

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	190,562	217,547	73,310	290,857	472,699	472,699	0	8,720
当期変動額								
新株の発行	12,195	12,195		12,195				24,390
欠損填補		217,547		217,547	217,547	217,547		-
当期純損失()					33,040	33,040		33,040
自己株式の取得							0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	12,195	205,352	-	205,352	184,506	184,506	0	8,650
当期末残高	202,757	12,195	73,310	85,505	288,193	288,193	0	69

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	0	40	8,761
当期変動額			
新株の発行			24,390
欠損填補			-
当期純損失()			33,040
自己株式の取得			0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2	0	1
当期変動額合計	2	0	8,648
当期末残高	2	40	112

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社は、当事業年度において4期連続で営業損失及び重要な減損損失を、7期連続で当期純損失を計上したことにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消するため、当社は、全社的な事業構造の変革も含めた経営資源の最適化、設備稼働効率の改善、生産性向上による資産規模の適正化及びサプライチェーンの見直し等によるコストの更なる削減に加え、成長市場をターゲットとした設備投資、LTPS、Advanced-LTPS等のバックプレーン技術、液晶及び有機EL技術を共通技術基盤とした高付加価値デバイス製品の事業化推進、並びにそれらに関連する付帯ソフトサービス事業の新規展開等により製品・事業ポートフォリオを再編し、早期の黒字転換及び黒字体質の安定化を図っていく方針であります。

財務面では、2020年8月6日、当社は、INCJからの2019年8月7日付借入金（元本総額200億円）の返済期限を2020年8月8日から2021年8月8日まで1年間延長すること及び2019年9月2日付借入金（元本総額200億円）の返済期限を2020年9月3日から2022年9月3日まで2年間延長することにつき、INCJとの間で合意しました。また、いちごトラストに対する第三者割当増資により、2020年8月28日付でD種優先株式を発行し50億円を調達したほか、いちごトラストによる2021年3月25日付の第12回新株予約権の一部行使に伴うE種優先株式発行により、約194億円を調達しております。今後も当社の資金需要に応じて、いちごトラストが保有する未行使分の第12回新株予約権の行使により、E種優先株式の追加発行に伴う資金調達（残存出資相当額360億円）を予定するなど、財務体質の強化に向けて適時適切な資金調達策を講じてまいります。

一方で、世界的な半導体の需給逼迫を背景とした部材調達の一部制約及び顧客需要の変動等の影響により、早期の業績回復による黒字転換が遅延し、当社の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性を勘案すると、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

・製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～50年
構築物	7～50年
機械及び装置	4～7年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(残価保証がある場合には残価保証額)とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

過去勤務費用については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理していません。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は次のとおりであります。

- ・ヘッジ手段...為替予約
- ・ヘッジ対象...商品輸出入による外貨建債権債務及び外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

社内規程に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約を振り当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されており、決算日における有効性の評価を省略しております。

6. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の一定の期間にわたり定額法により償却を行っております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

(重要な会計上の見積り)

1. たな卸資産の評価損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

たな卸資産 評価損計上前金額	28,212百万円
たな卸資産の評価損	9,921 "
たな卸資産 貸借対照表価額	18,290百万円 ()

() 製品2,342百万円、仕掛品6,865百万円並びに原材料及び貯蔵品9,081百万円の合計であります。

(2) その他の情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載した内容と同一であります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

減損損失	10,987百万円
固定資産 貸借対照表価額	68,045百万円 ()

() 有形固定資産60,663百万円、無形固定資産837百万円及び一部の投資その他の資産6,544百万円の合計であります。

(2) その他の情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載した内容と同一であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

資産保全費用の表示方法は、従来、損益計算書上「営業外費用」の「その他」(前事業年度1,293百万円)として表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より「資産保全費用」(当事業年度2,168百万円)として表示しております。

支払手数料の表示方法は、従来、損益計算書上「支払手数料」(前事業年度2,115百万円)として表示しておりましたが、重要性が乏しくなったため、当事業年度より、「営業外費用」の「その他」(当事業年度436百万円)に含めて表示しております。

固定資産売却益の表示方法は、従来、損益計算書上「営業外収益」の「その他」(前事業年度90百万円)として表示しておりましたが、重要性が増したため当事業年度より特別利益の「固定資産売却益」(当事業年度19,096百万円)として表示しております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(会計上の見積りの変更)

(退職給付に係る会計処理の過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理年数の変更)

当社は、従来、退職給付に係る会計処理の過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理年数を10年としておりましたが、従業員の平均残存勤務期間が短縮したため、当事業年度より費用処理年数を8年としております。

この変更に伴い、従来の費用処理年数による場合と比較し、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ1,145百万円増加しております。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
建物	90,603百万円	40,259百万円
機械及び装置	17,120 "	7,364 "
工具、器具及び備品	0 "	- "
土地	6,074 "	2,984 "
計	113,798百万円	50,608百万円

(2) 担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
前受金	87,988百万円	- 百万円
短期借入金	40,000 "	20,000 "
長期借入金	53,680 "	73,680 "

2 偶発債務

前事業年度(2020年3月31日)

当社白山工場において、生産時に必要な水処理設備等の運営作業のため複数のグループ外業者と長期委託契約を締結しており、当事業年度末の未経過残高は総額10,648百万円(残年数は1年から7年)となっております。2019年6月12日付の取締役会決議後、白山工場の稼働停止が継続しておりますが、このまま解約となった場合は、当該長期委託契約について違約金等の債務計上及び支払が発生する可能性があります。

当事業年度(2021年3月31日)

(1) 債務保証

当社は、従前グループ外事業者との間で、白山工場における生産に不可欠なユーティリティの設備管理を目的とする長期業務委託契約(以下「委託契約」という。)を締結しておりましたが、2020年10月1日付で同工場の資産を第三者に譲渡したことにより、当該譲渡先が委託契約を承継した結果、同年10月1日を効力発生日として、グループ外事業者において発生する損害を、当社が当該譲渡先と連帯して保証する旨の合意をいたしました。これに伴う当事業年度末における債務保証見込額は、2,408百万円であります。なお、今後新たな事象の発生等により、当該見込額に変更が生じる可能性があります。

(2) 重要な訴訟

2020年7月16日付で、過年度決算における不適切な会計処理により損害を被ったとして、当社の株主1名及び当該株主が代表取締役を務める国内法人株主2名から、当社並びに当社の元取締役及び現取締役合計10名に対し、連帯して約3,858百万円の損害賠償を請求する訴訟が提起されました。当社といたしましては、今後、訴訟における原告の主張を踏まえて適切に対応してまいります。

3 財務制限条項等

前事業年度(2020年3月31日)

INCJとの間で締結している借入金契約には、以下の財務制限条項等が付されております。対象となる借入金契約の残高は次のとおりです。

短期借入金	40,000百万円	(1)
長期借入金(劣後特約付借入)	3,680 "	(2)
長期借入金(シニア・ローン)	50,000 "	(3)

(1) 以下の財務制限条項等が付されております。

借入人が債務超過となつてはならない

借入人は、各事業年度の連結貸借対照表における純資産価額が、前期比75%を下回ってはならない

- (2) 上記 及び以下 の財務制限条項が付されております。
支配権変動事由が生じた場合に期限の利益を喪失する(チェンジ・オブ・コントロール条項)
- (3) 上記 及び以下 の財務制限条項が付されております。
以下の事由に該当した場合、併記金額の期限前弁済充当を要する
- (a) 白山工場に係る固定資産の売却 ... 総売却価額の40%
 - (b) 2020年3月26日付資金調達以降の新株発行、社債発行又は借入 ... 調達額の20%
 - (c) INCJ担保物件の売却(上記(a)を除く) ... 純売却価額の50%

なお、当事業年度中に債務超過となったことにより、 の条項に抵触してはりましたが、INCJより当該条項を行使しない旨の合意を得ております。

また、(2)につき、当社は2020年1月31日にいちごトラストに対する第三者割当による新株式の発行を決議し、同3月26日に新株式の発行を完了したことにより の条項に抵触してはりますが、INCJより当該条項等を行使しない旨の合意を得ております。

加えて、(3)に係る条項のうち上記 (a)(b)に関し、2020年3月31日付開示の当社顧客及び国内事業会社への白山工場売却、並びに同年7月21日付追加資本提携契約に基づくいちごトラストに対する第三者割当の方法による新株式及び新株予約権の発行による追加の資金調達については、INCJより当該条項を行使しない旨の合意を得ております。

当事業年度(2021年3月31日)

INCJとの間で締結している借入金契約には、以下の財務制限条項等が付されております。対象となる借入金契約の残高は次のとおりです。

短期借入金	20,000百万円	(1)
長期借入金	20,000 "	(2)
長期借入金(劣後特約付借入)	3,680 "	(3)
長期借入金(シニア・ローン)	50,000 "	(4)

- (1、 2) 以下の財務制限条項等が付されております。
借入人が債務超過となってはならない
借入人は、各事業年度の連結貸借対照表における純資産価額が、前期比75%を下回ってはならない
- (3) 上記 及び以下 の財務制限条項が付されております。
支配権変動事由が生じた場合に期限の利益を喪失する(チェンジ・オブ・コントロール条項)
- (4) 上記 及び以下 の財務制限条項が付されております。
以下の事由に該当した場合、併記金額の期限前弁済充当を要する
- (a) 白山工場に係る固定資産の売却 ... 総売却価額の40%
 - (b) 2020年3月26日付資金調達以降の新株発行、社債発行又は借入 ... 調達額の20%
 - (c) INCJ担保物件の売却(上記(a)を除く) ... 純売却価額の50%

なお、(3)につき、当社は前事業年度において、いちごトラストに対してB種優先株式を発行したことにより の条項に抵触してはりますが、INCJより当該条項等を行使しない旨の合意を得ております。

また、(4)に係る条項のうち上記 (a)(b)に関し、以下(i)(ii)については、INCJより当該条項を行使しない旨の合意を得ております。

- ()2020年3月31日付及び同年8月28日付最終契約に基づき実行された、当社顧客及び国内事業会社への白山工場の固定資産の譲渡
- ()2020年7月21日付追加資本提携契約に基づく、当社のいちごトラストに対する第三者割当の方法による新株式及び新株予約権の発行に係る追加の資金調達

4 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	83,216百万円	40,924百万円
長期金銭債権	9,690 "	- "
短期金銭債務	51,427 "	39,476 "

5 国庫補助金等により固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
建物	245百万円	244百万円
機械及び装置	16,033 "	15,511 "
車両運搬具	0 "	0 "
工具、器具及び備品	400 "	388 "
ソフトウェア	69 "	69 "
合計	16,749百万円	16,215百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	433,754百万円	303,439百万円
仕入高	109,794 "	65,703 "
営業取引以外の取引による取引高	1,217 "	96 "

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度34.2%、当事業年度35.4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度65.8%、当事業年度64.6%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
荷造及び発送費	1,523百万円	2,529百万円
給料諸手当	3,858 "	2,642 "
賞与引当金繰入額	1,233 "	613 "
退職給付費用	534 "	548 "
外注費	3,659 "	2,719 "
減価償却費	480 "	235 "
研究開発費	3,588 "	4,138 "

3 減価償却費

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

非稼働資産に係る減価償却費を営業外費用として計上したものであります。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

非稼働資産に係る減価償却費を営業外費用として計上したものであります。

4 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
貸与設備等の売却益	90百万円	白山工場固定資産の売却益 18,594百万円 その他 502 "
合計	90百万円	19,096百万円

5 関係会社株式売却益

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

株式会社JOLEDの全株式を、代物弁済によりINCJに譲渡したことによるものであります。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

6 為替差益

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

白山工場の資産の譲渡に伴い、外貨建前受金の減額を対価としたことにより生じた為替差益であります。

7 事業構造改善費用戻入益

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

事業構造改善費用戻入益は、負担すべき補償責任が消滅したことによる戻入額657百万円、設備撤去及び工場売却準備に係る費用の節減に伴う戻入額276百万円であります。

8 その他特別利益

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

課徴金の確定により見込額との差額を戻し入れたものであります。

9 事業構造改善費用

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社は、抜本的な構造改革の実施により経営の合理化を行うことで収益の改善を目指しており、本構造改革に伴う費用を事業構造改善費用として計上しております。

事業構造改善費用の内訳は、以下のとおりであります。

固定資産減損損失(注1)	49,142	百万円
早期退職関連費用(注2)	7,793	"
契約変更に伴う違約金	3,148	"
工場売却準備に係る費用	827	"
補助金の返還費用	800	"
その他	317	"
計	62,030	百万円

(注1) 固定資産の減損損失に係るものは、以下のとおりであります。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
事業用資産	建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、土地、建設仮勘定、特許権、借地権、ソフトウェア、その他無形固定資産	石川工場 石川県能美郡川北町	1,081
	建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、建設仮勘定、特許権、借地権、ソフトウェア、その他無形固定資産	東浦工場 愛知県知多郡東浦町	1,470
	建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、土地、建設仮勘定、特許権、借地権、ソフトウェア、その他無形固定資産	白山工場 石川県白山市	44,254
遊休資産	建物、工具、器具及び備品	本社 東京都港区	13
	建物、その他無形固定資産	西日本オフィス 大阪府大阪市	0
	建物、機械及び装置、工具、器具及び備品、建設仮勘定、ソフトウェア	茂原工場 千葉県茂原市	1,740
	建物、構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品、建設仮勘定	石川工場 石川県能美郡川北町	486
	建物、工具、器具及び備品、建設仮勘定	鳥取工場 鳥取県鳥取市	95
合計			49,142

原則として事業用資産については管理会計上の区分を基礎とし、製造工程等の関連性を加味してグルーピングしておりますが、遊休状態の資産については他の資産グループから独立したキャッシュ・フローを生み出す単位として個別にグルーピングしております。

事業用資産については、中小型ディスプレイ業界において、スマートフォン市場の成長停滞や顧客の有機EL(OLED)ディスプレイ採用拡大などを背景に、厳しい競争環境が継続しており、生産設備の一部につき収益性が低下したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額46,806百万円(主として機械及び装置42,050百万円)を特別損失に計上しております。

なお、事業用資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は主に鑑定評価額により評価しております。

遊休資産については、将来の使用が見込まれなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額2,336百万円(主として機械及び装置1,699百万円)を特別損失に計上しております。

なお、遊休資産の回収可能価額は零としております。

(注2) 早期退職関連費用は、希望退職者の募集に伴う特別加算金の支給等の発生によるものであります。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社は、抜本的な構造改革の実施により経営の合理化を行うことで収益の改善を目指しており、本構造改革に伴う費用を事業構造改善費用として計上しております。

事業構造改善費用の内訳は、以下のとおりであります。

付帯設備に係る契約解約費用	6,351百万円
工場売却準備に係る費用	3,757 "
その他	434 "
計	10,543百万円

10 減損損失

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

事業構造改善費用に含まれる減損損失は、9 事業構造改善費用に記載しております。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社では、以下の資産グループについて減損損失を計上致しました。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
事業用資産	建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、建設仮勘定、特許権、借地権、その他無形固定資産、ソフトウェア	茂原工場 千葉県茂原市	10,164
	建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、建設仮勘定、特許権、借地権、その他無形固定資産、ソフトウェア	東浦工場 愛知県知多郡東浦町	273
遊休資産	建物、機械及び装置、工具、器具及び備品	鳥取工場 鳥取県鳥取市	255
	建設仮勘定	東浦工場 愛知県知多郡東浦町	111
	機械及び装置、工具、器具及び備品、建設仮勘定	茂原工場 千葉県茂原市	71
	工具、器具及び備品、建設仮勘定	石川工場 石川県能美郡川北町	16
	機械及び装置、工具、器具及び備品	中国	93
合計			10,987

原則として事業用資産については管理会計上の区分を基礎とし、製造工程等の関連性を加味してグルーピングしておりますが、遊休状態の資産については他の資産グループから独立したキャッシュ・フローを生み出す単位として個別にグルーピングしております。

事業用資産については、中小型ディスプレイ業界において、海外ディスプレイメーカーの生産能力拡大や顧客の有機EL(OLED)ディスプレイ採用拡大などを背景に厳しい競争環境が継続し、収益性が低下したことにより当事業年度において帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額10,438百万円(主として機械及び装置9,806百万円)を特別損失に計上いたしました。また、当事業年度において計上した減損損失は主に茂原工場で発生しております。茂原工場では事業用資産を液晶ディスプレイ(LCD)製造ラインとOLED製造ラインの2つにグルーピングしており、いずれのラインも減損の兆候が認められたため、減損損失の認識の要否を判定しています。OLED製造ラインについては固定資産の帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額)が下回ったことから、第2四半期会計期間において帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額10,164百万円を減損損失として認識しました。一方、LCD製造ラインについては固定資産の帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額)が上回っていることから、減損損失の計上は行っておりません。なお、当事業年度末における茂原工場の2ラインに関する事業用資産の帳簿価額は40,917百万円となり、総資産の20%を占めています。

事業用資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は当社が評価を委託した外部の評価会社から入手した鑑定評価書(不動産及び動産)を利用し算出した鑑定評価額により評価しております。

遊休資産については、将来の使用が見込まれなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少548百万円(主として機械及び装置等289百万円)を特別損失に計上いたしました。

なお、遊休資産の回収可能価額は零としております。

11 その他特別損失

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

不適切会計関連費用3,845百万円及び投資有価証券評価損258百万円であります

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

過年度において発覚した不適切会計に関連する調査費用238百万円であります。

(有価証券関係)

関係会社株式、関係会社出資金は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、関係会社株式、関係会社出資金の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式、関係会社出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
関係会社株式	1,805	1,805
関係会社出資金	9,796	9,796

(注) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載していません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	135,056百万円	162,175百万円
減損損失	43,162 "	16,806 "
退職給付引当金	3,875 "	4,161 "
関係会社株式評価損	4,037 "	4,116 "
たな卸資産評価損	4,305 "	3,038 "
事業構造改善費用	1,117 "	997 "
賞与引当金	798 "	317 "
前受金	90 "	104 "
その他	6,598 "	3,477 "
繰延税金資産小計	199,043百万円	195,196百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	135,056 "	162,175 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	63,987 "	33,020 "
評価性引当額	199,043 "	195,196 "
繰延税金資産合計	- 百万円	- 百万円
繰延税金負債		
特許権時価評価	1百万円	0百万円
土地時価評価	76 "	76 "
その他	72 "	57 "
繰延税金負債合計	150百万円	134百万円
繰延税金資産(負債)の純額	150百万円	134百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	90,983	66	46,755 (17)	4,002	40,290	67,637
	構築物	2,386	8	7 (7)	136	2,249	8,435
	機械及び装置	22,102	3,543	10,348 (10,096)	5,787	9,509	325,553
	車両運搬具	1	-	0 (0)	0	0	82
	工具、器具及び備品	2,163	1,445	179 (174)	1,667	1,761	29,100
	土地	6,223	-	3,147 (37)	-	3,076	-
	建設仮勘定	3,906	5,531	5,663 (575)	-	3,773	-
	計	127,767	10,594	66,102 (10,909)	11,595	60,663	430,810
無形固定資産	のれん	0	-	0	-	-	-
	特許権	78	-	18 (18)	21	37	-
	借地権	0	-	0 (0)	-	0	-
	ソフトウェア	454	25	63 (59)	145	269	-
	その他	609	-	0 (0)	79	529	-
	計	1,142	25	83 (77)	246	837	-

(注) 1. 当期増加額の主なものは、次のとおりであります。

機械及び装置

茂原工場の液晶ディスプレイ生産設備	1,278 百万円
茂原工場の有機ELディスプレイ生産設備	1,092 百万円
東浦工場の液晶ディスプレイ生産設備	256 百万円

建設仮勘定

茂原工場の液晶ディスプレイ生産設備	2,470 百万円
茂原工場の液晶ディスプレイ生産設備	1,050 百万円
石川工場の液晶ディスプレイ生産設備	469 百万円

2. 当期減少額の主なものは、次のとおりであります。

建物

白山工場の液晶ディスプレイ生産設備の売却	46,730 百万円
----------------------	------------

機械及び装置

茂原工場の有機ELディスプレイ生産設備の減損損失	9,564 百万円
--------------------------	-----------

土地

白山工場の土地の売却	3,110 百万円
------------	-----------

3. 当期減少額の欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	6,038	603	2,464	4,177
賞与引当金	2,608	1,037	2,608	1,037

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

重要な訴訟について

重要な訴訟につきましては「第2 事業の状況 2 事業等のリスク (5)法務リスク」に記載のとおりであります。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他のやむを得ない事由により電子公告ができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.j-display.com
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 定款の規定により、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第18期)(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 2020年8月28日関東財務局長に提出

(2)内部統制報告書及びその添付書類

2020年8月28日関東財務局長に提出

(3)四半期報告書及び確認書

第18期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日) 2020年4月13日関東財務局長に提出

第19期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) 2020年9月11日関東財務局長に提出

第19期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 2020年11月13日関東財務局長に提出

第19期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) 2021年2月12日関東財務局長に提出

(4)臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定(提出会社及び提出会社グループの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの事象に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書 2020年6月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定(新株予約権の発行)に基づく臨時報告書 2020年7月21日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書 2020年7月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書 2020年8月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定(提出会社及び提出会社グループの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの事象に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書 2020年8月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定(提出会社及び提出会社グループの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの事象に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書 2020年9月10日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定(訴訟の提起)に基づく臨時報告書 2020年10月5日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定(提出会社及び提出会社グループの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの事象に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書 2020年11月13日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定(代表執行役の異動)に基づく臨時報告書 2020年12月10日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定(提出会社及び提出会社グループの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの事象に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書 2020年12月22日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定(提出会社及び提出会社グループの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの事象に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書 2021年2月12日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定(提出会社及び提出会社グループの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの事象に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書 2021年4月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定(提出会社及び提出会社グループの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの事象に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書 2021年5

月14日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書 2021年6月28日関東財務局長に提出

(5)有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

第14期（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書並びに確認書
2020年4月13日関東財務局長に提出
第15期（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書並びに確認書
2020年4月13日関東財務局長に提出
第16期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書並びに確認書
2020年4月13日関東財務局長に提出
第17期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書並びに確認書
2020年4月13日関東財務局長に提出

(6)内部統制報告書の訂正報告書

第14期（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）の内部統制報告書に係る訂正報告書
2020年4月13日関東財務局長に提出
第15期（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）の内部統制報告書に係る訂正報告書
2020年4月13日関東財務局長に提出
第16期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）の内部統制報告書に係る訂正報告書
2020年4月13日関東財務局長に提出
第17期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）の内部統制報告書に係る訂正報告書
2020年4月13日関東財務局長に提出

(7)四半期報告書の訂正報告書及び確認書

第17期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）の四半期報告書に係る訂正報告書並びに確認書
2020年4月13日関東財務局長に提出
第17期第2四半期（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日）の四半期報告書に係る訂正報告書並びに確認書
2020年4月13日関東財務局長に提出
第17期第3四半期（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日）の四半期報告書に係る訂正報告書並びに確認書
2020年4月13日関東財務局長に提出
第18期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）の四半期報告書に係る訂正報告書並びに確認書
2020年4月13日関東財務局長に提出
第18期第2四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）の四半期報告書に係る訂正報告書並びに確認書
2020年4月13日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月28日

株式会社ジャパンディスプレイ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 塚原 克 哲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 敦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 和 充

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジャパンディスプレイの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジャパンディスプレイ及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において4期連続で営業損失及び重要な減損損失を、7期連続で親会社株主に帰属する当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

茂原工場の固定資産に関する減損損失の認識及び測定に用いる正味売却価額の合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社ジャパンディスプレイ（以下「会社」という。）の当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されている有形固定資産68,475百万円及び無形固定資産1,780百万円には、注記事項（連結損益計算書関係）「10 減損損失」に記載のとおり、茂原工場の2ライン（液晶ディスプレイ（以下「LCD」という。）製造ライン及び有機ELディスプレイ（以下「OLED」という。）製造ライン）に関する43,120百万円の事業用資産が含まれており、連結総資産の19%を占めている。また、当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている減損損失23,976百万円には、茂原工場のOLED製造ラインに関する減損損失10,278百万円が含まれている。</p> <p>固定資産に減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要と判定され、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額は減損損失として認識される。また、注記事項（連結損益計算書関係）「10 減損損失」に記載のとおり、会社は、茂原工場の事業用資産をLCD製造ラインとOLED製造ラインの2つにグルーピングしている。</p> <p>当連結会計年度において、茂原工場の2ラインは減損の兆候が認められたため、減損損失の認識の要否を判定している。</p> <p>LCD製造ラインでは、回収可能価額が固定資産の帳簿価額を上回っていることから、会社は当連結会計年度において減損損失の計上は不要と判断している。一方、OLED製造ラインでは、第2四半期連結会計期間において減損損失の認識が必要と判定され、回収可能価額が固定資産の帳簿価額を下回っていることから、会社は第2四半期連結会計期間において帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識している。これら減損損失の認識及び測定において、回収可能価額はいずれも正味売却価額が用いられている。正味売却価額は会社が評価を委託した外部の評価会社から入手した鑑定評価書（不動産及び動産）を利用しており、当該評価結果が会社の減損損失の測定結果に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、茂原工場の固定資産に関する減損損失の認識及び測定に用いる正味売却価額の合理性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、茂原工場の固定資産に関する減損損失の認識及び測定に用いる正味売却価額の合理性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 上記固定資産に関する減損損失の認識及び測定に関連する内部統制の整備及び運用の状況の有効性を評価した。評価にあたっては、以下の統制に焦点を当てた。</p> <p>減損損失の認識及び測定に用いる正味売却価額の合理性に関する統制</p> <p>(2) 茂原工場の固定資産に関する正味売却価額の合理性 正味売却価額の前前提となる不動産鑑定評価書及び動産鑑定評価書について、当監査法人が属する国内ネットワークファームの評価の専門家を利用して、会社が評価を委託した外部の評価会社に対して質問したほか、主に以下の点について検討した。</p> <p>評価手法及び前提条件の適切性を、会計基準の要求事項に照らして検討した。</p> <p>鑑定評価の前前提となる評価基準日から減損損失の測定時点までの時点修正の方法の合理性を評価した。</p> <p>鑑定評価の前前提となる固定資産情報と対象資産の整合性を確認した。</p>

たな卸資産の機械的な評価損の計算における基礎情報の正確性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されているたな卸資産（商品及び製品、仕掛品並びに原材料及び貯蔵品の合計）39,749百万円（評価損計上前の帳簿価額52,348百万円）には、同社の個別財務諸表に計上されているたな卸資産18,290百万円（評価損計上前の帳簿価額28,212百万円）が含まれており、連結総資産の8%を占めている。</p> <p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、たな卸資産の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。また、たな卸資産の収益性を判断するために、機械的な評価損の計算が行われている。機械的な評価損の計算には、一定の回転期間を超える場合に定期的に帳簿価額を引き下げる方法（以下「過剰評価損計算」という。）が含まれている。</p> <p>機械的な評価損の計算においては評価の前提となる基礎情報を正確に適用する必要があるが、手作業が介在する余地を限定することが重要である。会社は、手作業が多かった過剰評価損計算に用いる基礎情報の反映に関して、当連結会計年度において基幹業務システムと財務報告に係るシステムとの連携体制を構築している。当該システム連携を含め、評価の前提となる基礎情報が正確に評価損の計算に反映されない場合には、機械的な評価損の計算が適切に行われず、たな卸資産の評価に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、たな卸資産の機械的な評価損の計算における基礎情報の正確性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、たな卸資産の機械的な評価損の計算における基礎情報の正確性を検証するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 たな卸資産の評価に関連する内部統制の整備及び運用の状況の有効性を評価した。評価にあたっては、以下の統制に焦点を当てた。</p> <p>たな卸資産の評価に利用する情報の正確性及び目的の整合性を担保するための統制</p> <p>財務報告に係るシステムのIT全般統制及びたな卸資産の機械的な評価損の計算に関連するIT業務処理統制</p> <p>(2)機械的な評価損の計算における基礎情報の正確性の検証 たな卸資産の機械的な評価損の計算に用いられる基礎情報の正確性について検討し、機械的な評価損の計算が適切に行われていることを検証するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>会社の財務報告に係るシステムを操作し、評価の前提となる基礎情報を直接入手した。</p> <p>たな卸資産の機械的な評価損の計算を再現し、会社の作成した評価損の計算シートと計算結果の一致を確認した。</p>

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか

か結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジャパンディスプレイの2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ジャパンディスプレイが2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月28日

株式会社ジャパンディスプレイ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	塚原克哲
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中敦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤和充

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジャパンディスプレイの2020年4月1日から2021年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジャパンディスプレイの2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において4期連続で営業損失及び重要な減損損失を、7期連続で当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

(茂原工場の固定資産に関する減損損失の認識及び測定に用いる正味売却価額の合理性)

財務諸表の監査報告書に記載すべき監査上の主要な検討事項「茂原工場の固定資産に関する減損損失の認識及び測定に用いる正味売却価額の合理性」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「茂原工場の固定資産に関する減損損失の認識及び測定に用いる正味売却価額の合理性」と実質的に同一の内容である。このため、財務諸表の監査報告書では、これに関する記載を省略する。

(たな卸資産の機械的な評価損の計算における基礎情報の正確性)

財務諸表の監査報告書に記載すべき監査上の主要な検討事項「たな卸資産の機械的な評価損の計算における基礎情報の正確性」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「たな卸資産の機械的な評価損の計算における基礎情報の正確性」と実質的に同一の内容である。このため、財務諸表の監査報告書では、これに関する記載を省略する。

財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。